

e-Japan **重点計画**—2003

平成15年8月8日

I T 戦 略 本 部

e-Japan 重点計画 - 2003

- 目次 -

はじめに

<u>基本的な方針</u>	1
1．IT革命の意義	1
2．目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿	2
3．基本方針	3
(1) 官民の役割分担	3
(2) 先導的取り組みによるIT利活用の推進	4
(3) 重点政策5分野	6
(4) 横断的な課題	8
(5) ベンチマーク(指標)	9
(6) IT戦略本部の役割と主導體制の確立	9
<u>先導的取り組みによるIT利活用の促進</u>	11
1．医療	11
(1) 現状と課題	11
(2) 具体的施策	11
保健医療分野における認証基盤の開発・整備及び電子カルテのネットワーク転送等の容認	12
保健医療分野のIT化に対応したセキュリティ等に関するガイドラインの作成	12
医療機関の機能評価及び医療情報のデータベース化等の環境整備	12
オーダーリングシステムの導入	12
電子カルテの普及促進・高度化	12
レセプト電算化の普及促進及びオンライン請求の開始	12
遠隔医療のシステム整備支援	13
診療ガイドライン等のデータベース化及びインターネット等による情報提供	13
(3) 評価に当たっての具体的な考え方	13

2．食	14
(1) 現状と課題	14
(2) 具体的な施策	14
食品トレーサビリティシステムの構築	14
食品の取引の電子化、農林漁業経営のIT化の推進	15
(3) 評価の具体的な考え方	16
3．生活	18
(1) 現状と課題	18
(2) 具体的な施策	19
温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上	19
災害に強い社会基盤の整備	20
(3) 評価の具体的な考え方	21
4．中小企業金融	22
(1) 現状と課題	22
(2) 具体的な施策	22
中小企業の資金調達環境の整備	22
売掛金回収リスク軽減のための環境整備	23
(3) 評価の具体的な考え方	23
5．知	24
(1) 現状と課題	24
(2) 具体的な施策	24
ITを活用した遠隔教育の推進	24
コンテンツ産業の国際競争力強化	25
日本文化の情報発信	31
(3) 評価の具体的な考え方	32
6．就労・労働	33
(1) 現状と課題	33
(2) 具体的な施策	34
人材資源の移動を円滑化し、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会の実現	34
多様な就労形態を選択し、より創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会の実現	35
起業・事業拡大支援による就業機会の創出・拡大	36
(3) 評価の具体的な考え方	37

7．行政サービス	38
(1) 現状と課題	38
(2) 具体的施策	39
行政ポータルサイト等の整備	39
ワンストップサービスの整備	39
既存の業務等の抜本的な見直し、システムの共通化及び外部委託化	40
民間保存文書の電子保存の制度面・技術面の検討及び事務作業の電子文書の電 子文書の長期保存の技術開発支援	41
調達制度の改革	42
IT能力を有する職員の育成及び外部専門家の活用	43
(3) 評価の具体的な考え方	43
<u>重点政策5分野</u>	45
1．世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	45
(1) 現状と課題	45
(2) 施策の意義	48
(3) 具体的施策	48
高速・超高速インターネット利用環境の整備	48
世界最先端の無線ネットワークの整備及び高精度測位社会基盤の確立	52
放送のデジタル化及びデジタル情報の自由な交換・共有のための環境整備	54
2．人材の育成並びに教育及び学習の振興	56
(1) 現状と課題	56
(2) 施策の意義	57
(3) 具体的な方策	57
IT分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発	57
国民のIT活用能力の向上	62
学校教育の情報化等	63
ITを活用した遠隔教育の推進	69
3．電子商取引等の促進	70
(1) 現状と課題	70
(2) 施策の意義	70
(3) 具体的な施策	71
ITによるビジネスプロセスの構造改革	71
ITを活用した新たなビジネスの創造	74
安全・安心な電子商取引環境の整備	75

4．行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進	78
(1) 現状と課題	78
(2) 施策の意義	80
(3) 具体的施策	80
行政の情報化	80
公共分野	84
5．高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保	95
(1) 現状と課題	95
(2) 施策の意義	96
(3) 具体的施策	97
政府の情報セキュリティ確保	97
重要インフラのサイバーテロ対策	98
民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発	99
情報セキュリティに係る制度・基盤の整備	101
情報セキュリティに係る研究開発	102
情報セキュリティに係る人材育成	103
情報セキュリティに係る国際連携	105
個人情報保護	106
<hr/> 横断的な課題	108
1．研究開発の推進	108
(1) 基本的考え方	108
(2) 具体的施策	110
我が国が世界に誇れる強い技術の推進	110
ソフトウェアの研究開発	113
インターネットの超高速化技術の開発及びテストベッド(実証実験)ネットワークの整備	114
ユビキタスネットワークに関連した研究開発	115
電子ID技術に関連した研究開発	117
高精細映像等に関する研究開発	117
新技術を用いたシステムの安全性等に関する課題等の調査研究	118
研究開発を一層成果のあるものとするための方策	118
2．ITを軸とした新たな国際関係の展開	120
(1) 基本的考え方	120

(2) 具体的施策	120
アジア IT イニシアティブの推進	120
アジア・ブロードバンド計画の着実な推進	120
コンテンツ国際流通の積極的推進	121
国際電子商取引基盤の整備とそれに伴う新しい社会インフラの導入	122
IT 人材の開発と国際的人材流動基盤の整備	122
IT 関連技術の国際交流・国際標準化活動の推進	123
IT 政策・制度支援ネットワークの運用	124
沖縄における情報通信産業の振興	124
3. デジタル・ディバイドの是正	125
(1) 地理的情報格差の是正	125
地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備推進	125
民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援	125
情報通信技術を活用した公共サービスの充実	125
(2) 年齢・身体的な条件の克服	126
情報提供のバリアフリー化	126
公共空間のバリアフリー化	127
学校のバリアフリー化	127
障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等	128
4. 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応	129
(1) 雇用問題への対応	129
IT に関する職業能力の開発	129
雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進	130
テレワーク・SOHO の導入促進	130
(2) その他の課題への対応	130
青少年の健全育成	130
違法行為、違法・有害情報の流通への対応	131
5. 国民の理解を深めるための措置	132

はじめに

我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」(「e-Japan 戦略」2001年1月)

この目標を掲げてから2年半、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を中心とした官民の総力を挙げ、我が国のIT革命に対する取り組みを図ってきた。この集中的な取り組みの過程において、

「e-Japan 重点計画」(2001年3月)

「e-Japan2002 プログラム」(2001年6月)

「e-Japan 重点計画、e-Japan2002 プログラムの加速・前倒し」(2001年11月)

「e-Japan 重点計画 - 2002」(2002年6月)

といった政府の行うべき施策を定めた各種計画を次々と策定し、これらの計画を着実に実施した結果、ADSL等の通信料金の低廉化に伴い、インターネット人口普及率が1999年12月末の21.4%から2002年12月末の54.5%へと総人口の半数以上が利用するにいたっている。また、電子商取引に関する制度改正、国・地方等の行政手続をオンライン化すること等を可能にする法律の公布・施行及び関連政省令の整備等、情報通信基盤の整備が着実に進んできたところである。

一方、IT戦略本部においては、我が国のIT革命の現状を検証しつつ、1)ITの利活用の視点、2)我が国の産業再生、国際競争力強化の視点、3)情報家電等の日本独自の強みを活かす視点等を加味して、IT戦略を一層充実させるべきであるという意見が提示された。

そこで、昨年秋以降IT戦略本部において、IT戦略の今後の在り方について精力的な検討を行い、2003年7月2日に開催された第19回IT戦略本部において、第二期のIT国家戦略としての「e-Japan 戦略」を決定した。

これを受けて、昨年6月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)第35条に基づき策定された「e-Japan 重点計画 - 2002」を見直し、これまでの「e-Japan 戦略」のみならず、新たに策定された「e-Japan 戦略」、諸外国と比較した現在の我が国の位置付けやこれまでの成果の的確な評価を踏まえ、目標達成を将来にわたり確実なものとするべく、ここに、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明らかにする「e-Japan 重点計画 - 2003」を策定することとする。

今後、IT戦略本部を中心とした内閣のリーダーシップの下に、この「e-Japan 重点計画 - 2003」を確実に実施し、その達成状況を継続的に調査するとともに、この計画に記載された施策を必要に応じ更に加速・前倒しすることにより、上記の5年以内(2005年)に世界最先端のIT国家となる」という大目標を実現するとともに、「2006年以降も世界最先端でありつづける」ことを目指す。

基本的な方針

1 .IT 革命の意義

IT 革命は産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすものである。産業革命が世界を農業社会から工業社会に移行させたように、情報通信技術の活用は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にし、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせることとなる。こうした変化によって、世界は工業社会から高度情報通信ネットワーク社会、即ち情報と知識が付加価値の源泉となる社会に急速に移行しつつある。

2001年3月に決定された「e-Japan 重点計画」が実施に移されてから2年半、官民を挙げた取り組みの結果、「高速 超高速インターネットの利用可能環境整備」の目標を早期に達成し、また、複数事業者間の競争の進展により、通信料金の低廉化が進んだことにより、通信料金は世界的にも最も安価な水準になり、インターネット人口普及率も50%を超える状況となった。

さらに、「筒法等の一部を改正する法律」や、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、さらに「行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律」等の関連法律が公布・施行されるとともに、関連する政省令も整備されるなど、IT 国家の実現に向けた制度整備が着実に進んでいる。

一方において、「世界最先端の IT 国家を目指す」との我が国の目標は極めて高くかつ、IT 革命を支える技術や市場環境は、時々刻々と、しかも急速に変化するものであるため、IT 革命の推進に向けての歩みを間断なく続けていかなければならないのは論を待たない。

もとより、IT 革命の推進は、経済社会のあり方をその根底から変革する全世界的な営みであり、それだけに、その成否は今世紀の国際社会における我が国の位置付けを決定づけるものである。したがって、変化を恐れず、英断をもって邁進していかなければならない。

この際、これまでの絶え間ない取り組みの結果、IT 基盤の整備というIT 戦略の第一期の目標は、ほぼ達成されつつあることを踏まえれば、今後は、これまでに整備された基盤上に様々な IT 利活用の仕組み、及びそれを支える社会基盤を構築し、必要な方策を実施するという、我が国の IT 戦略第二期の利活用戦略に移行することが必要となってきた。

そこで、「e-Japan 戦略」(2003年7月2日 IT 戦略本部決定)が指し示す、21世紀にふさわしい新たな社会 経済システムへの移行を実現し、また我が国が世界が羨むよう

な最も輝いた国の一つとなり、将来に亘った活力を生み出すためにも、この「e-Japan 重点計画 - 2003」に基づき、IT 戦略本部を中心に政府一丸となって必要な施策を戦略的、重点的かつ迅速に推進していくこととする。

2. 目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿

「e-Japan 戦略」では、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことが目標とされ、「e-Japan 戦略」では、「社会全体が元気で、安心して生活でき、新しい感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」となることが戦略の大目標とされている。この目指すべき「世界最先端のIT国家」かつ「元気、安全、感動、便利」社会とは、これまで培われた基盤の上で、ITを経済・社会のあらゆる局面に効果的に利活用し、国際社会の中で、豊かで安心できる国民生活や、事業活動が実現でき、それとともに新たな文化が興り、感動が生み出される、以下のような社会であると考えられる。

第一に、「構造改革を進め、新たな価値を創造する社会」である。ITの活用を通じ既存の仕組みにおける無駄を排除し、経営資源を有効活用することにより、投資効果を最大限に引き出す仕組みを再構築し、同時にその果実を新たな産業・市場の創造に振り向け、新たな価値が創造され、国際競争力の強化、更にはそれらを通じた持続的な経済成長と自己実現の場としての雇用が拡大されることとなる。この際、人と人だけでなく、人とモノ、モノとモノまで幅広く繋ぐユビキタスネットワークを世界に先駆け導入し、その環境の上で、新産業やサービスを創ることにより、新たな形態での社会参加、娯楽等が芽生え、ひいては新たな文化や価値が生まれることとなる。

第二に、「ITのメリットを十二分に活かすことにより、便利で、安心して暮らせ、知的感動を生み出し、個の力を最大限に引き出す社会」である。電子政府が実現され、遠隔教育、遠隔医療や在宅健康管理等が普及することにより、地理的な制約や年齢・身体的条件に関係なく、いつでも必要とするサービスを受けることが可能となる。また、これらアプリケーションの多様化・高度化とネットワークの高速化・多様化・高度化・高信頼化が相互に刺激しあうことにより、高速インターネットアクセス網¹や超高速インターネットアクセス網²の利用者が増加し、さらに、移動体におけるブロードバンド接続可能な環境や、高速のLANシステム等が全国的に利用できる環境が整備され、かつ情報セキュリティが確保されたインターネットを利活用できる環境が構築される。

さらに、我が国の知的財産をネットワーク上で円滑に流通させるための枠組みが整備され、知的財産を付加価値の源泉とする産業が我が国を代表する産業となり、伝統文化

¹ 高速インターネットアクセス網：音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点ではDSL、CATVインターネット、加入者系無線アクセスシステムを利用したインターネット網が代表的な例。

² 超高速インターネットアクセス網：映画等の大容量映像データでもスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点では加入者系光ファイバ網を利用したインターネット網が代表的な例。

とあわせて、我が国の知的財産によって、新たな感動が生み出されるようになるとともに、経済的にも、豊かで便利となることは勿論、IT によって力を与えられた個が、安心して豊富な知的資源をネットワーク上で交換・流通させることにより、個の可能性が最大限に発揮されるようになる。

このようにして便利で、安心して暮らせ、知的感動を生み出し、個の力を最大限に引き出す社会がつけられる。

第三に、「IT を軸とした包括的な協調関係を構築することにより新たな国際関係が展開する社会」である。IT を軸として、各国との協力の下に、ネットワークインフラ整備、電子商取引及びコンテンツ³流通基盤整備、人材育成・流動化促進、技術交流促進等の各分野にわたり、包括的な関係を、特にアジア各国と築き、多方面に展開していくことにより、アジア地域が世界の中でも繁栄した地域となるよすがを得ることができる。

また我が国から発信された世界最高水準のコンテンツが世界で受信・評価されるようになるなど、グローバルなインターネット社会の発展にこれまで以上に大きく貢献するようになる。

3. 基本方針

(1) 官民の役割分担

官民の役割分担についての原則は、「民を主役に官が支援する」ということである。したがって、まずは民間が意欲を持ってIT革命を推進していくことが重要である。高度情報通信ネットワーク社会の実現のためには、民間が自由で公正な競争を通じて様々な創意工夫を行い、IT革命の強力な原動力とならなくてはならない。

このため、政府は、民間を支援するための取り組みとして、自由かつ公正な競争の促進、規制の見直し等の市場が円滑に機能するような環境整備や、縦割り行政の弊害を排除しつつ、国と地方の連携の強化等を通じて、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行わなければならない。今後とも、安全性・信頼性を確保しつつ、引き続き競争政策のあり方について不断の見直しを行い、適切な市場環境を形成していくことが必要である。

また、民間の主導的な取り組みを推進するために、政府が民間に対し、展望の共有と行動を積極的に呼びかけていくことも併せて必要である。

一方で、政府は自らの取り組みとして、電子政府の実現、情報セキュリティの確保によ

³ コンテンツ：情報の内容、中身。。「マルチメディアコンテンツ」や「Web コンテンツ」といっ使い方をする。「Web コンテンツ」と言った場合には、インターネット上のWeb サーバーに掲載されているテキストやグラフィックの内容を指す。

る安全・安心な利用環境の整備、デジタル・ディバイド⁴の是正や基盤的技術の研究開発、国際連携の推進といった民間主導では必ずしも実現し得ない部分について、予算の重点的・効率的な配分及び執行に留意しつつ、積極的に対応していくことが必要である。

以上のことから、政府の役割を整理すると、以下の5つに分類することができる。

- ア)大きな方向性の提示
- イ)市場競争を重視した規制改革・競争政策
- ウ)民間の活動に対する動機付け
- エ)最小限の投資、格差是正、安全性確保
- オ)政府自らの活動の効率化・高度化と資源の効率的配分

政府は、これらの役割を踏まえつつ、「e-Japan 重点計画 - 2003」に盛り込まれた施策を着実に実施することにより、官民一体となったIT革命の実現を推進していくこととする。

なお、「e-Japan 重点計画 - 2003」の各分野に記載している具体的目標は、以上のような官民の役割分担のもと、それぞれの努力により達成されるべきものであり、社会全体の行動目標として設定している。

② 先導的取り組みによるIT利活用の推進

この「e-Japan 重点計画 - 2003」では、IT戦略の第二期である「e-Japan 戦略」を踏まえ、これまでの取り組みにより整備が進んできたIT基盤を活用し、「社会全体が元気で、安心して生活でき、新たな感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」を実現するという観点から、特に国民にとって身近で重要な7つの分野、すなわち、

- () 「医療」 () 「食」 () 「生活」 () 「中小企業金融」
- () 「知」 () 「就労・労働」 () 「行政サービス」

における先導的取り組みを新たに推進することとする。

これら7分野におけるIT利活用の取り組みを、前述の役割分担に基づき、民と官が連携して実践することにより、例えば、無駄な支出や待ち時間が減少する、安心して便利な生活環境が実現する、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できるなど、国民が便益を身近に実感することができる。同時に企業にとっても、ITの利活用を進めることにより、効率的な資金調達の確保、業務改善による生産性の向上、高付加価値化による新たなサービスと市場の創出、雇用機会の創出、国際競争力の回復が可能となる。

⁴ デジタル・ディバイド：デジタル技術(いわゆるIT)の普及に伴い、所得、年齢、教育レベル、地理的要因、身体的制約要因等により、その利用及び習得する機会に格差が生じた状態。社会問題として認識されつつあり、この問題を端的に「デジタル・ディバイド」と呼ぶ。

具体的には、先導的取り組み 7分野のそれぞれにおいて、概要以下のような取り組みを行うこととしている。社会的に大きな効果が期待できるこれら 7 つの分野については、先導的に IT 利活用を行うこととするが、その成果を国民に広く提示することにより、今後この輪を広げていくこととする。

() 医療

患者の選択の尊重と情報提供、質の高い効率的な医療提供体制、国民の安心のための基盤づくりを実現するという基本的考え方に基づき、電子カルテ、遠隔医療、病院事務の電算処理等の保健医療分野の情報化を推進する。

() 食

消費者に支持される「食」の供給体制を構築するため、食品トレーサビリティシステムの構築、食品の取引の電子化、農林漁業経営の IT 化を推進し、「食」の安全と安心を確保するとともに、良質な食品が消費者に合理的な価格で安定的に提供されるようにする。

() 生活

利用者が意識しなくてもより高度な安全や快適が確保されるような、温かく見守られている生活を実現するとともに、生活の利便性向上と家庭内サービスの選択肢の拡大を図る。また、災害・緊急時の通報・連絡システムの確立によって、生活の安全を確保し社会的費用を抑制する。

() 中小企業金融

日本経済活性化に大きな役割を果たす中小企業が、その財務状況を改善し、より積極的に事業を展開できるようにするため、IT を活用することにより、中小企業の資金調達環境改善や、売掛金回収リスクの軽減を図る。

() 知

IT の利用により、個の学習スタイルを多様化し、個の能力を向上させるとともに、我が国の人材の競争力向上を図る。また、コンテンツ産業等の国際競争力の向上を図るための総合的な取り組みを推進するとともに、海外における日本文化への理解向上を図るため、様々な分野の情報のデジタルアーカイブ化を推進する。

() 就労・労働

労働力需給の結合および民・官間の人材交流を促進することにより、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会を実現する。またテレワークなど個人のニーズに応じた多様な就労形態の選択を可能とすることで、一人ひとりがより創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会を実現する。さらに起業化・事業拡大を

支援することで、就業機会の創出・拡大を図る。

() 行政サービス

国民の利便性を重視し、効率的で質の高い、24時間365日ノンストップ・ワンストップの行政サービスの提供を推進するとともに、業務の外部委託や調達制度改革等により政府行政部門の業務効率向上を図り、財政支出を抑制しつつ、行政サービスの向上を実現する。また、政治・行政・司法部門の情報をわかりやすく提供し、広く国民が行政に参画できる社会の形成を目指す。

これら先導的取り組みの実施にあたっては、各先導的取り組みに係る分野の既存の制度等について、それ自体ITと直接関係がないものであっても、各分野のITの利活用の促進、あるいは、高度情報通信ネットワーク社会の実現の妨げとなっているものは、当該制度等の本来の政策目的を踏まえつつも、積極的にその改革に取り組む必要がある。

また、先導的取り組みの実施にあたっては、取り組みの効果を適切に評価し、適宜見直していくことが極めて重要である。したがって、「先導的取り組みによるIT利活用の推進」では、各分野のそれぞれにおいて、「評価の具体的な考え方」を明示している。評価に当たっては、後述「⑥) IT戦略本部の役割と主導體制の確立」の専門調査会において、資産活用効率や費用対効果、利用者満足度等の計測可能で適切な指標や基準を検討し、これらを活用しつつ、適切な事後評価を行う。

③) 重点政策 5 分野

我が国がIT戦略の第一期において重点的に進めてきたIT基盤の整備は、第二期のIT利活用の高度化に不可欠な社会基盤整備として更に推進する必要がある。このため、「e-Japan 重点計画 - 2003」では、前述の先導的取り組み7分野のみならず、IT基本法第35条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の実現のために特に重点的に施策を講ずべき5分野、即ち

- () 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- () 人材の育成並びに教育及び学習の振興
- () 電子商取引等の促進
- () 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
- () 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

についても、引き続き政策資源の集中的、効果的配分を行なうこととする。

これにより21世紀の新たな価値や産業創造を支えると同時に、ますます多くの人々が、様々な機器を通して、安全・快適に超高速・高速ネットワークに繋がり、その上を多様なコンテンツが流通し、新しいサービスや価値をいつでも享受できる環境の整備を目指す。

「e-Japan 重点計画 - 2003」においては、個別分野のそれぞれにおいて、新たに、
()世界最先端の IT 国家となることを目指す」という目標の実現に資する施策
()政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
()原則として当該施策の具体的目標及びその達成の期限が定められている施策
との条件を満たす諸施策を盛り込むこととする。

継続的施策についても、「e-Japan 戦略」に掲げられた 5 年以内に世界最先端の IT 国家となる」という野心的な国家目標の実現のため、着実に推進することが必要不可欠であると判断した施策について、「e-Japan 重点計画 - 2003」に取り込むものとする。

なお、既に講じられた施策であって実効を得たものについては、「資料編」にこれまでの主な成果として記述する。

これらの取り組みに当たっては、内外の意見を十分考慮するとともに、特に IT 利用者の立場に配慮することが必要である。

具体的には、重点政策 5 分野のそれぞれにおいて、概要以下のような取り組みを行うこととしている。

()世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

ブロードバンド型サービスの本格的展開のため、高速・超高速インターネットを全国的に普及させると共に、無線インターネットの普及のための環境整備等によって、いつでもどこでも何でもつながるユビキタスネットワークの形成を推進し、デジタル情報が個の間で自由に交換、共有できる基盤を整備する。

()人材の育成並びに教育及び学習の振興

我が国の国際競争力向上のために必要な高度な IT 人材を広範に育成するとともに、遠隔教育等を活用して海外の IT 人材の育成・確保を図る。さらに IT を利活用した学習の振興等により、障害者や高齢者も含めて全ての人々が知的満足の享受や新たな価値の創造を可能とする社会を形成する。

()電子商取引等の促進

ITによる企業の経営改革・業務改革、新たなビジネスの創造を促進するとともに、消費者が安心して市場に参加できる環境を整備するため、ITによるビジネスプロセスの構造改革、ITを活用した新たなビジネスの創造、安全・安心な電子商取引環境の整備、3つの視点から総合的な施策を実施することにより、企業そして社会全体を「元氣」にすることを旨とする。

()行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

行政の情報化に関しては、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、

信頼性及び透明性の向上を図るため、2003年7月策定の「電子政府構築計画」に基づき、利用者本位の行政サービスの提供と予算効率の高い簡素な行政の実現を目指し各種施策を推進する。

特に、電子自治体に関しては、国と歩調を合わせた行政の情報化を進めるよう、地方公共団体の取り組みを支援する。

一方、公共分野に関しては、保健医療分野や食品安全管理等のIT化といった国民生活に密接に関係する施策の充実を図ることにより、国民生活の全般的な質の向上を目指す。

() 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

電子政府や電子自治体、重要インフラ等の公共的分野における体制整備や情報システムの評価・検証と改善、運用管理の適切な実施、広く一般への普及啓発、研究開発や人材育成の推進のほか、情報セキュリティ関係事案に対処するための国際的な協力関係の構築等により、誰もが安心してインターネット等を活用できる環境整備を図る。

(4) 横断的な課題

上述の先導的取り組み7分野及び重点政策5分野の施策を推進して高度情報通信ネットワーク社会を実現するに当たっては、これらに共通して対応することが必要となる横断的な課題が存在することから、政府として、これらの課題についても積極的な対応を行っていくこととする。

第一に、IT戦略の第二期においては、ネットワークの更なる高速・超高速化に加えて、無線技術との融合や、いつでもどこでも何でもネットワークにつながる状況（ユビキタスネットワーク化）が顕著になり、ネットワーク上のアプリケーションから社会の仕組みまでが大きく変化して行くことが想定される。このような環境下においては、単なる技術開発にとどまらず、常に社会、個人とのかかわり合いを意識しつつ研究開発を推進、強化することが社会の継続的発展にとって重要である。

第二に、我が国を含めたアジア諸国が豊かなIT社会の恩恵を享受し、新たな発展軸を構築してゆくためには、我が国がリーダーシップを発揮し、アジアにおけるブロードバンドの普及と利活用の推進を図るとともに、アジア諸国と二国間、または多国間における協力関係をきめ細かく構築していくことを通じて、世界の情報流通の不均衡を改善し、アジア全体として世界の情報拠点（ハブ）を目指すことが重要である。

第三に、高度情報通信ネットワーク社会においては、すべての国民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮できる環境が実

現されることが重要である。このため、地理的な制約、年齢・身体的な条件等により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう各種施策を推進していくことが必要である。

第四に、IT分野における雇用機会の創出及び人材の円滑な移動の促進等により雇用問題に的確に対応するとともに、青少年の健全育成並びに違法行為及び違法・有害情報の流通の対応等、新たな問題についても的確かつ積極的に対応していくことが必要である。

第五に、国民のITに関する理解の増進、最先端技術の実用化等を図るため、国民への広報活動を充実させるとともに、世界最先端のIT国家の姿を広く提示するため、実証等を行う各施策において積極的に国民の参加を進めていくことが必要である。

5) ベンチマーク (指標)

我が国のIT化の現状を示すとともに、各分野毎の目標の達成状況を定量的に評価する際のベンチマーク (指標) については、「世界最先端のIT国家となる」という目標の達成度をよりの確に計測できるようにする。また、国で行っている各種統計について、ITに関する調査を加える等の改善を行い、将来的には、IT関係統計を更に充実させることとする。

6) IT戦略本部の役割と主導體制の確立

IT革命の推進は政府の喫緊の重要課題であり、IT戦略本部が戦略に則って主体的に方向性を示し、府省の縦割りを排して施策を立案することが求められている。かかる観点を踏まえ、本重点計画に掲げられた施策の着実な実行を確保するため、IT戦略本部が毎年本重点計画の見直しを行うとともに、予算要求の過程において、過去の政策評価を踏まえた重複投資の回避、優先順位等の判断、更に方策実施の過程において、進捗状況の管理、事後評価等、責任をもって行い、特に府省横断的な方策については、関与する複数の府省を統括してその整合的かつ効果的な実施を確保する等、IT戦略本部の役割を強化することが必要である。その際、評価結果については随時公表することとする。なお、引き続き、IT基本法の施行状況の検討を行うにあたっては、これら役割強化の必要性に留意するものとする。

戦略及び本重点計画の成否は、政府の各種方策の実施状況につき、達成目標を踏まえて的確に評価することによって明らかにされる。このため、民間有識者等から構成される専門調査会を、IT戦略本部の下に2003年早期に設置する。この専門調査会は、新戦略に関する政府の取り組み状況を事後評価し、他国との比較や新施策の提案を行う等、IT戦略本部に対して民間の立場から貢献することを目的とする。

構造改革や新価値創造という新戦略の改革の柱は、日本経済全般にとっての鍵となるものであり、経済財政諮問会議とも認識を共有している。一方で、規制改革が新戦略の重要な部分を占めること、科学技術の戦略的開発が高度情報通信ネットワーク社会の基盤となることも、言うまでも無い。IT戦略本部は、経済財政諮問会議、総合規制改革会議、総合科学技術会議等、他の関係する会議・本部等との意見交換を密にし、役割分担を明確化すると共に、方策の提案や実施において緊密に協力し、その効果を最大化することとする。

本重点計画に記された方策を実施する過程においては、公正取引委員会による独占禁止法を中心とした競争法の厳正かつ適正な運用に則った、専門的知見に裏付けられた競争政策の強力な推進が不可欠である。また、それぞれの事業を所管する府省は、公正競争ルールを整備する一方で、事後規制原則を強化することにより、市場への自由な新規参入を促進することとする。

政府は、「e-Japan 重点計画 - 2003」を確実に遂行することにより、「5 年以内 (2005 年) に世界最先端の IT 国家となる」という大目標を実現するとともに、2006 年以降も世界最先端であり続けることを目指す。

先導的取り組みによる IT 利活用の促進

1. 医療

< 目標 >

生涯にわたる健康状態を国民自らが把握し、健康増進に役立てるための総合的な保健・医療サービスが提供される体制を整備する。

患者が複数の医療機関において継続性のある治療が受けられ、専門家の意見も踏まえながら適切な医療機関を選択できるなど、患者基点の医療体制を整備する。このため、2005 年までに、保健医療分野における認証基盤を整備するとともに、すみやかに電子カルテのネットワーク転送、外部保存を容認する。

医療機関における各種の重複（検査、投薬、事務作業等）を削減することにより、医療機関の経営効率と医療サービスの質を向上させる。

診療報酬請求業務の効率化及び合理化を進めることにより、医療機関のキャッシュフローの改善を図る。このため、診療報酬請求業務のオンライン化について 2004 年度から開始し、2010 年までに希望する医療機関等について 100% 対応可能とする。

IT を活用した山間僻地・離島等への遠隔医療サービスを提供する。

(1) 現状と課題

我が国の医療は、誰でも最適な医療を受けられる医療提供体制の整備と国民皆保険制度の下で発展し、世界最高水準の健康水準を達成するに至っている。しかしながら、患者のニーズの多様化、医療の高度化・専門化等が進む中で、患者本位で、より質が高く効率的な医療を提供するための環境整備が課題となっている。

こうした課題を解決する方策として、IT は有効なものである。

患者や医療機関に関する情報を IT によって共有化を図ることにより、患者が複数の医療機関において継続性のある治療が受けられ、専門家の意見を踏まえながら適切な医療機関を選択できるなど、患者基点の医療体制を整備する必要がある。

また、医療機関における業務の IT 化を推進することにより、各種の重複（検査、投薬、事務作業等）の削除等、医療機関の経営効率と医療サービスの質の向上を図る必要がある。特に、レセプトのオンライン化により、診療報酬請求業務の効率化・合理化を推進するとともに、電子レセプトに係る診療報酬を担保にした金融機関からの融資等医療機関のキャッシュフローの改善を図る必要がある。

さらに、IT の活用により、医学情報の整理・収集・公表や遠隔サービスを推進する必要がある。

(2) 具体的施策

保健医療分野における認証基盤の開発 整備及び電子カルテのネットワーク転送等の容認 (厚生労働省、経済産業省)

患者本人の意志とセキュリティに十分配慮しつつ、必要に応じて患者医療情報を医療・保健機関間で連携できるようにするため、2005 年までに、保健医療分野における認証基盤を開発 整備するとともに、速やかに電子カルテのネットワーク転送、外部保存を容認する。

保健医療分野の IT化に対応したセキュリティ等に関するガイドラインの作成 (厚生労働省)

保健医療分野の IT化に対応しセキュリティ等の確保を図るため、2003 年度にレセプトのオンライン請求に対応したガイドラインを作成するとともに、2005 年度までのできるだけ早期に、電子カルテの医療機関間における連携活用に対応したガイドラインを作成する。

医療機関の機能評価及び医療情報のデータベース化等の環境整備 (厚生労働省)

第三者機関による医療機関の機能評価への支援を行うとともに、医療に関する情報を広く国民に提供するため、各種情報のデータベース化、ネットワーク化等の環境整備を2003 年度以降も引き続き推進する。

オーダーリングシステムの導入 (厚生労働省)

2003 年までに全病院の 2 割以上にオーダーリングシステムの導入を目指す。

電子カルテの普及促進 高度化 (厚生労働省、経済産業省)

電子カルテについては、2003 年度までに用語・コードの標準化を図るとともに、診療情報共有モデル事業の導入効果の検証結果等を踏まえて、システムの高度化等所要の策を講じ、2004 年度までに全国の二次医療圏の中核的な病院、2006 年度までに400 床以上の病院および全診療所のうち 6 割以上に普及を促進する。

レセプト電算化の普及促進及びオンライン請求の開始

ア)レセプト電算化の普及促進及びオンライン請求の開始 (厚生労働省)

レセプトの電算化については、所要の普及促進策を講じ、2004 年度までに全病院レセプトの 5 割以上、2006 年度までに全病院のレセプトの 7 割以上の普及を実現する。また、オンライン請求は、2004 年度から開始し、2010 年までに希望する医療機関等について 100%対応可能となるよう所要の措置を講じる。

イ)レセプト電算システムの高度化 (経済産業省)

2004 年度までにソフトウェアの Webダウンロードシステムの開発・実証実験等を行う

遠隔医療のシステム整備支援 (厚生労働省、経済産業省)

遠隔医療については、システムの整備に対して支援を行うことにより、2005 年度までに全都道府県での導入を目指す。

診療ガイドライン等のデータベース化及びインターネット等による情報提供 (厚生労働省)

EBM¹を推進するため、2003 年度までに診療ガイドライン及び最新の医療情報をデータベース化し、インターネット等を利用した情報提供を行う。

(3)評価に当たっての具体的な考え方

患者本位の医療が実現し、医療の質向上と、選択肢の拡大が達成されたか。

医療機関は、より良質な医療を高い経営効率の下に提供できるようになったか。

政府行政部門、健保組合は、国民の健康増進、医療費の抑制、疾病についての情報収集、医療事故等が発生した場合の原因究明・対策等について改善できたか。

¹ EBM: Evidence-based Medicine の略。根拠に基づき医療。臨床医が臨床研究などの科学的データをもとに、個々の患者の価値観や意向を十分考慮した上で最適な治療法を選択する医療。

2.食

<目標>

食品の安全性に関して予期せぬ問題が発生した際の原因究明や、問題食品の追跡・回収の迅速化が図られるとともに、食品に関する正確で十分な情報が提供されることによって、消費者が不安なく、気に入った食品を選択して購入できる、豊かで安心できる食生活を実現する。

このため、2004年までに、100%の国産牛について、個体識別番号により、BSE発生等の場合に移動履歴を追跡できる体制を整備し、2005年までに、100%の国産牛の精肉(挽肉、小間切を除く)について、生産履歴情報がインターネット等で確認できる体制を整備する。牛肉以外の食品については、その特性に応じたトレーサビリティシステムを早期に開発し、対応する。

2005年度までに、食品流通業者のおおむね半数程度が電子的な取引を実現することにより、物流、在庫等の流通コストを削減し、食品流通に係る事業者の競争力を強化するとともに、経営にITを活用する農林漁業経営を大幅に増加させることにより、消費者嗜好、市況情報などを収集・活用した効率的かつ安定的な農林漁業経営を育成し、良質な食品が消費者に合理的な価格で安定的に提供されるようにする。

(1)現状と課題

BSEの発生に端を発し、大きく揺らいだ「食」に対する消費者の信頼を回復し、消費者に支持される「食」の供給体制を再構築するためには、「食」の安全と安心を確保し、良質な食品が消費者に合理的な価格で安定的に提供されるようにする必要がある。

「食」の安全と安心を確保するためには、食品の安全性に関して予期せぬ問題が発生した際の原因究明や、問題食品の追跡・回収の迅速化が図られるとともに、食品の生産、加工、流通過程の情報を記録し、消費者の要求に応じて迅速に提供することができるトレーサビリティシステムを普及させる必要がある。

また、食品の取引の電子化により、食品の流通に係る物流、在庫等の流通コストを削減するとともに、経営にITを活用する農林漁業経営を大幅に増加させることにより、流通・生産を通じた高コスト構造の是正を図る必要がある。

(2)具体的な施策

食品トレーサビリティシステム²の構築

² 食品トレーサビリティシステム 生産・加工・流通等の各段階において、食品とその情報を追跡し、遡及できる仕組み。

食の安全と安心を確保するため、生産・加工・流通等の各段階において、食品とその情報を追跡し遡及できるシステムを構築し、食品の履歴情報を国民が容易に知ることができるようにする。

ア)牛肉の履歴情報に係るシステムの普及(農林水産省)

2004年までに、100%の国産牛について、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」を施行し、個体識別番号により、BSE発生等の場合に移動履歴を追跡できる体制を整備する。また、2005年までに、100%の国産牛の精肉(挽肉、小間切れを除く。)について、生産履歴情報をインターネットで確認できる体制を整備する。

イ)牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及(農林水産省)

青果物、米などの牛肉以外の食品について、食品の特性に応じたトレーサビリティシステムを確立するため、2005年度までに、地域や流通・加工段階を横断した相互運用性あるトレーサビリティシステムの開発及び運用体制の整備に向けた実証試験を実施することとし、2003年度においては、加工食品のトレース手法等について検討する。また、生産者、流通業者等の自主的な導入の取り組みを基本としつつ、2005年度までに、トレーサビリティシステムの普及を促進するため、必要なデータベースの構築、情報機器の整備等を支援する。

生産履歴情報の信頼性確保に関しては、生産者等が消費者に正確に情報を伝えていることを第三者機関に認証してもらう生産情報公表のJAS規格について、2003年度以降、消費者のニーズ等を考慮しつつ対象となる食品を増やしていくことを検討する。また、民間が、信頼できる第三者機関としてトレーサビリティシステムの監査の体制を確立できるよう、トレーサビリティシステムの開発を進めながら情報提供等を通じ支援する。

ウ)輸入食品への対応(農林水産省)

2005年度までに、トレーサビリティシステムの普及活動と併せ、日本発の安全な食品流通の仕組みが、輸入食品においても普及するよう、セミナーの開催、パンフレットの作成等により情報提供を行う。

食品の取引の電子化、農林漁業経営のIT化の推進

良質な食品が消費者に合理的な価格で安定的に提供されるようにするため、食品の取引の電子化による物流、在庫等の流通コストの削減、ITの活用による農林漁業

経営の高度化の取り組みを推進する。

ア)生鮮食品流通における EDI システムの確立 (農林水産省)

生鮮食品流通の効率化を図るため、関係省庁と連携を図りつつ、生鮮 EDI 標準³を踏まえた商品物流管理のシステム開発を行うとともに、研修活動等によるシステムの普及を促進し、2005 年度までに、生鮮食品流通に携わる事業者のおおむね半数程度が電子的な取引を実施する。

イ)農林漁業経営に役立つデジタルコンテンツや IT 利活用システムの整備 (農林水産省)

2004 年度までに、農業改良普及センター等の経営支援を行う機関が有する栽培技術・気象・市況等の農林漁業経営に役立つ情報のデジタルコンテンツ化を推進するとともに、温室等の遠隔環境制御・監視システムや産直支援システム等の IT 利活用システムの整備を支援する。こうした対応等により、農家のおおむね 4 割が農業経営にパソコンを利用することとする。

ウ)農業者等の IT 活用能力の向上 (農林水産省)

2004 年度までに、約 1万人を対象とした農業者等に対する IT講習等を実施するとともに、普及職員や農業関係者等に対する農業 IT指導者育成のための IT講習等を実施し、指導人材を約 1万人養成する。

(3)評価の具体的な考え方

消費者が食品に対する正確で十分な情報を入手できるようになったか。

政府行政部門は、食品の事故拡大抑止力、事故発生時の追跡調査の機動性などが向上したか。

流通業者は、物流、在庫等の食品流通に係るコストを削減し、経営効率化などを達成したか。それによって国際競争力が向上したか。

国内生産者は、マーケティング力の強化や生産物のブランド化を進められたか。そ

³ 生鮮 EDI 標準 (生鮮 4 品 (青果、食肉、水産物、花き)について、共通の考え方にに基づき、取引の電子化に必要な商品コード、各取引段階で使用されるメッセージ等を標準化したもの。

れによって国際競争力が向上したか。

3.生活

<目標>

利用者が意識しなくても、より高度な安全や快適が確保されるような、温かく見守られている生活を実現する。特に高齢者等を意識し、在宅健康管理の充実及び生活の質の向上を追求する。(例えば 2008 年度までに、希望する全高齢者単身世帯に遠隔でビデオ会話及び安否確認が可能なシステムを導入する。)

また、生活の利便性向上と家庭で受けることができるサービスの選択肢を拡大する。(こうしたサービス創出の取り組みの一例として、2005 年までに、ガス、水道、電気等の遠隔検針を実施し、2008 年までに希望する全ての世帯について実施可能とする。) 留守宅への侵入などの犯罪や火災などの不慮の事故防止、震災のような大規模災害を含む緊急時の通報・連絡システムの確立によって、生活の安全を確保し社会的費用を抑制する。

(1)現状と課題

我が国の 65 歳以上人口は、2003 年 1 月現在 2381 万人で、総人口の 18.7%を占め、主要国の中でも高い水準となっている。今後も 65 歳以上人口は増加傾向が続き、2015 年には 3277 万人、総人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上になると見込まれている。また、65 歳以上の単身世帯は 2002 年時点で 340 万世帯に達しており、こうした社会の変化に対応し、世界に先駆けて高齢者等が安心して生活できる環境を実現していくことが求められる。例えば在宅健康管理サービスなど、ITは、より高度な安全や快適が確保された生活環境作りの原動力として大きな力を発揮するものであり、今後、ITを用いたサービスの選択肢を拡大していく必要がある。

そのため、家庭でのサービス提供に必要な基盤の整備費用低減やシステム間の相互接続性等の確保を図る必要がある。また、生活に係る新サービスの展開により、これまで以上にプライバシーの侵害や、詐欺や取引上のトラブルに巻き込まれるなど、安全性・信頼性の問題等の発生も危惧されるため、消費者保護対策の充実が不可欠である。

2002 年における侵入盗は 338,294 件、火災による損害は約 1,740 億円(概数)に達し、建物火災 34,110 件(概数)の 32%は建物内の機器(こんろ、ストーブ、電気機器など)が原因である。緊急時の通報・連絡システムの確立によって、犯罪や火災等の事故の減少・防止、災害発生時における被害の抑制・防止を図り、社会的費用を抑制しつつ、生活の一層の安全を確保していく必要がある。

② 具体的施策

温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上

ア) 家庭でのサービス多様化推進方策の検討 (内閣官房、総務省、経済産業省、厚生労働省及び関係府省)

在宅健康管理、遠隔ビデオ会話や安否確認、遠隔共同検針などの多様なサービスについて、民間事業者による提供を推進するための方策を2003年度中に検討する。

イ) 緊急時の即応体制と安全便利を実現する環境の整備

a) 緊急事案への対応を迅速化するためのシステムの推進 (警察庁)

緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮を図るため、緊急車両に優先信号制御を行う現場急行支援システム (FAST) を2005年度までに主要都市へ整備することを目指す。

b) 健康サービス産業の活性化 (経済産業省)

ITの活用による健康・医療・福祉情報の提供や健康サービス産業の活性化に向け、先進的な健康サービス提供体制の構築に取り組む地域を支援するため、2003年度中に新たな健康サービス産業の在り方や次世代健康モニター機器の開発等の具体化方策等の検討を行う。

c) 安全便利を実現できる環境の整備 (総務省)

インターネット基盤技術の高度化を進め、教育、地方行政、介護福祉等の分野に対し、2003年度中にIPv6や高速無線LAN等の最先端の技術を活用して構築したアプリケーションの実証実験を行い、その有効性を検証する。

ウ) 電気、ガス、水道等のメーターのコストダウン化に係る規制緩和 (経済産業省)

消費者保護と検針情報の公正な利用を考慮の上、コスト負担の在り方の検討を踏まえつつ、メーターのコストダウン化に係る規制の見直しを2004年までに行う。

エ) 家庭内の電力線の高速度通信への活用 (総務省)

無線通信や放送等への影響について実用上の問題の有無をできるだけ早期に検証するため、2003 年度中に電力線搬送通信に係る線路や設備等の条件について検討し、その結果を踏まえ、無線通信に影響を与えない方法で漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるよう措置する。また、実験結果の公開や研究開発等を通じて実用上問題がないことが確保されたものについて、活用方策を検討する。

オ)システム間の相互接続、相互運用性の確保のための技術標準化

a)情報家電の主要技術の共有化・標準化(経済産業省)

多様な技術仕様の乱立を避けるため、情報家電の主要な技術項目について、2005 年度までに重要度に応じて段階的に共有化・標準化を実施する。

カ)消費者保護対策の充実

<後掲 . 3.電子商取引等の促進 (3)イ)>

災害に強い社会基盤の整備

ア)様々な情報通信手段で緊急通報が可能な環境の整備

a)携帯電話や IP 電話等の様々な情報通信手段による緊急通報への対応(総務省)

2003 年度中に、今後普及が予想される IP 電話等の様々な情報通信手段に対応し、かつ災害弱者にも配慮した緊急通報システムの実現を図るため、携帯電話からの緊急通報者の位置特定の方策と IP 電話からの緊急通報への対応を検討する。

b)重要通信の優先的取り扱いのための研究開発(総務省)

2003 年度中に IP ネットワーク上で緊急通信を含む重要通信を優先的に取扱うための研究開発を実施する。

c)IP 電話からの 110 番通報を受信する際に必要となる技術の調査研究(警察庁)

2005 年度までに、IP 電話のプロトコルやシステム形態を調査し、IP 電話からの 110 番通報を受信できる技術的要件を確立するとともに、110 番通報システムを不正アクセス等から守るために必要な調査研究を行う

イ)防災分野の情報化

<後掲 . 4 .行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
(3) キ)>

③)評価の具体的な考え方

生活者の生活満足度は向上したか、具体的には、ITによる安全・健康サービス等を利用できるか、遠隔地の家族・知人との交流が容易になったか、家庭で便利なサービスを受けられるようになったか。

事業者にとって新規サービスの提供が容易になったか。

政府行政部門は、安全安心社会を構築するための負担が抑制されたか。具体的には、サービスの質を落とすことなく医療費、高齢者等の生活支援費用、家庭における犯罪及び火災等の不慮の事故防止並びに大規模災害等の対策にかかる社会的負担が抑制できたか。

4. 中小企業金融

< 目標 >

与信方法の多様化や融資に関する手続の簡素化により、中小企業の資金調達環境を改善するとともに、売掛金回収のリスクを軽減することで、その財務状況を改善し、中小企業がより積極的に事業を展開できる社会を実現する（その一環として、2005年までに信用保証の利用に係る事務手続をオンライン化する。）。

(1) 現状と課題

長引く景気の低迷から、中小企業の経営状況も年々厳しさを増している。中小企業は全企業数のうち、9割以上を占めるなど、日本経済の基盤をなすものであり、中小企業の経営状況が改善しなければ、日本経済の活性化は困難である。

また、中小企業、特にベンチャー企業の中には、新しい分野へ進出するものや、従来とは異なる新しい手法によりビジネスに取り組むものも多い。これら中小企業の経営を改善することができれば、日本発の新しい先進的なビジネスが創出され、日本経済の活性化に大きな役割を果たすと考えられる。

しかし、中小企業が事業を遂行する上で、必要な資金の調達・回収をすることが困難であるとの声も多い。このため、ITを活用することにより、これらの問題点を改善する方策を講じる必要がある。

(2) 具体的な施策

中小企業の資金調達環境の整備

金融機関が中小企業に関する信用情報等、よりきめ細かな情報を基礎として融資リスクを判断することを可能にするための基盤整備を行う。また、融資に関する手続の簡素化をITを利用して実現するための基盤整備を行う。

ア) 信用供与の電子化 (経済産業省)

融資取引や掛取引等の信用供与をオンラインにより電子的に行うことを可能にし、これらの事務に係る中小企業の負担を軽減するため、2003年度に融資取引や掛取引等の信用供与を電子的に行うサービス(電子手形サービス等)に係る実証実験を行うとともに、信用供与の電子化に係る総合的な方策を検討する。

イ) 信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化 (経済産業省)

融資に関する事務手続について、中小企業の負担を軽減するため、2003年度に信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化に関する実証実験を行う。

ウ) 信用情報等の定型化・電子化 (経済産業省及び関係府省)

金融機関が正確かつ詳細な情報に基づき、融資リスクを的確に判断し、リスクに

見合った融資を可能とするため、2003 年度中に、関係府省と連携を図りつつ、信用情報、契約情報、トレース情報等の定型化や電子化のための方策を検討する。

エ)電子債権市場の創設(経済産業省)

中小企業と金融機関等が IT を利用して信用情報等を入手し、債権の売買等により必要な資金を得ることのできる電子債権市場を 2005 年度までに創設する。

売掛金回収リスク軽減のための環境整備

売掛債権を迅速かつ確実に回収できる決済手段であるエスクロー⁴サービスの普及を図るための環境整備を行う

ア)エスクローサービス提供事業者の拡大(金融庁、法務省、経済産業省及び関係府省)

2003 年度にエスクローサービスの提供事業者の実態を把握するとともに、出資法第 2 条を含め、エスクローサービスの拡大の支障となっているとの意見がある制度等について、関係府省と連携を図りつつ検討を行い、その拡大のための方向性を示す。

イ)搬送状況トレースの活用(経済産業省)

エスクローサービスにおいて、売買の対象物の搬送状況を迅速かつ正確に把握することを可能にすることにより、エスクローサービスをより便利なサービスとするため、2003 年度に、搬送状況トレースをエスクローサービスに活用するための方策についての検討を行う

(3)評価の具体的な考え方

中小企業事業者は、積極的な事業展開を行い、販売機会(売上)を拡大させたか。

金融機関は与信方法の多様化や融資に関する手続の簡素化等を行ったか。

⁴ エスクロー 第三者預託。金融においては第三者が金銭や品物の受け渡しの仲介をすることにより、取引の安全性を高めるサービスをいう

5. 知 目標

IT の利用により、個の学習スタイルを多様化し、個の能力を向上させるとともに国際的な労働市場における我が国の人材の競争力向上を図る。(この一環として、2005 年度までに IT を利用した遠隔教育を実施する大学学部 研究科を 2001 年度の約 3 倍とすることを目指す。)

コンテンツについて総合的な取り組みを推進し、我が国の知的財産を利用した新たな価値を創造することで、コンテンツ産業等の国際競争力の向上を図るとともに、海外における日本文化への理解を向上させる。(この一環として、2003 年中に民間放送用コンテンツにつき、2008 年までに全ての放送用コンテンツにつき、放送事業者や番組制作会社等の放送用コンテンツの権利主体が希望すれば、ネット配信を可能にする環境整備を行う。)

(1)現状と課題

我が国の国際競争力を維持 強化していくためには、高度で専門的な知識や技術について継続的に学習できる環境を整備する必要がある。一方、生きがいのための生涯学習のニーズも高まっている。このため、従来の講義形式のみならず、多様な教育方法を充実させていく必要があるが、特に IT を活用した遠隔教育は、学習者にとって時間や場所の制約を克服できるものであり、有効な教育方法である。すでに、大学等においてインターネット授業を実施している事例もあるが、今後も IT を活用した遠隔教育を一層推進していく必要がある。

また、コンテンツに関しては、日本のゲーム、アニメ、漫画等は海外でも高い競争力を誇っている。この他に、我が国には伝統文化や地域文化等の優れた文化が存在している。しかしながら、権利処理作業の負担、不正コピーの危険性等の要因から、こうしたコンテンツの海外へのオンライン配信のみならず、国内でのオンラインコンテンツ市場についても十分には発展していない状況にある。我が国のコンテンツ産業の競争力の向上を図るためには、これらの課題を解決するとともに、我が国の知的財産を利用したコンテンツの創造を活性化させる必要がある。さらに、海外における日本文化の理解向上を図るために、様々な分野の情報をデジタルアーカイブ化し、海外に発信する必要がある。

(2)具体的な施策

IT を活用した遠隔教育の推進 (文部科学省)

IT を活用して、誰もが時間や場所を選ばず、専門職に関する高度な知識 技術も含め、専門的な知識 技術や一般的な教養について生涯を通じて継続的に学習できる環境を

整備する。

ア)大学等の e-Learning の推進

2005 年度までに、IT を活用した遠隔教育を実施する大学学部 研究科を 2001 年度の約 3 倍とすることを旨し、遠隔教育を可能とするための環境整備を行う。

イ)技術者の継続的能力開発・再教育

技術者の継続的能力開発や再教育を支援するため、2003 年度中に、時間や場所を選ばずに能力開発ができる技術者向け自習教材 (2002 年度末現在 360 件) の充実を図る。

ウ) e-Learning を活用した教員の IT 指導力の向上

2005 年度まで、教員が自由な時間に必要な IT スキル等を学ぶことができる e-Learning を活用したネットワーク提供型の研修カリキュラムを開発し、その活用を推進する。

エ)大学の公開講座の全国配信

2004 年度までに、衛星通信を活用して大学の公開講座を全国の公民館等に配信する総合的なシステムの管理・運営方法等に関する検討を行う

コンテンツ産業の国際競争力強化

コンテンツ産業の国際競争力の向上を図るためには、コンテンツを創造し、それが円滑に流通し、利用者によって購入され、そして、その資金を元に新たなコンテンツを創造するという力強いサイクルを確立する必要がある。このため、ア)コンテンツ制作力の強化、イ)デジタルコンテンツの流通環境の整備、ウ)デジタルコンテンツ市場の拡大の 3 つの視点から、総合的な施策を推進する。

ア)コンテンツ制作力の強化

コンテンツ産業の活性化のためには、市場価値の高いコンテンツが豊富に生み出されることが不可欠である。そのため、魅力的なコンテンツを制作できる人材を育成する。また、そうした人材が、コンテンツ制作に意欲をもって取り組めるように、コンテンツ制作を活性化するための環境整備を行う

a)人材の育成

i)コンテンツプロデューサ育成に向けた教育プログラムの整備 (経済産業省)

コンテンツプロデューサーを育成するため、2004 年度中に、各教育機関の参考となるよう知的財産管理・海外取引実務などを内容とする教育プログラムを整備する。併せて、大学等の人材育成機関の協力の下、教育プログラムの実証実験を行う。

ii)クリエイターの技能の客観的分析・標準化（経済産業省）

2003 年度中に、クリエイターの技能の客観的分析・標準化を行い、体系的な教育カリキュラムを策定する。また、その教育カリキュラムを実施する組織を整備する。

b) コンテンツ制作の活性化

i)コンテンツ投資協議会の設立（経済産業省）

2003 年度中に、コンテンツ制作に係る資金調達のノウハウの蓄積と提供、制作者と投資家の仲介機能等を有する「コンテンツ投資協議会」を設立する。

)商品ファンド法による「映画ファンド」組成の円滑化（金融庁、経済産業省）

映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、商品ファンド法における許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、2003 年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。

)信託の枠組みの整備（金融庁）

映画やゲーム等のコンテンツ制作者の資金調達を円滑化し、デジタルコンテンツの制作を活性化させるため、知的財産を信託業法上の受託可能財産に追加することについて検討を行い、2003 年度中に結論を得て所要の措置を行う。

)映画・アニメ等のコンテンツ制作等への支援（文部科学省）

優れたコンテンツの創作等を活発化させるため、2003 年度中に、映画製作への重点支援、新人監督やシナリオ作家の作品の製作支援、メディア芸術祭の開催等を行う。

)地域におけるロケーション誘致への協力（文部科学省、経済産業省及び関係府省）

2003 年度中にフィルム・コミッション⁵の行う各地でのロケーション誘致への取り組みに関し、規制緩和、歴史的建造物等の管理者に対する協力促進の働きかけ、許諾の指針作りや、フィルム・コミッションの全国統一組織への協力などを行

⁵ フィルム・コミッション：自治体等を中心に設立されたロケーション（野外撮影）を誘致する非営利組織。

う

地域の特徴ある文化等に関するデジタルコンテンツの制作等の促進（総務省）

地域の多様なデジタルコンテンツの制作・流通等に向けた取り組みの促進を図るため、2004年度中に、地域の特徴ある文化等に関するデジタルコンテンツの制作・流通等に関する先導的な事例について、その取り組みの有効性の検証やノウハウの普及等を行う。

ブロードバンドコンテンツ市場の拡大に向けた技術的ボトルネック等の解消（経済産業省）

2005年度までに、ブロードバンド市場の拡大に向けて、コンテンツ制作基盤ツールの開発、ブロードバンドコンテンツ制作に対する支援等による技術的ボトルネック等の解消を図る。

コンテンツ制作基盤の整備（経済産業省）

<後掲 4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (3)カ)b)>

住民の暮らしに身近な行政情報・地域情報を素材とするコンテンツ制作の支援（国土交通省）

放送・通信融合技術の活用を視野に入れつつ、法令に位置づけられた防災情報の提供のあり方を含めて、気象、地震、火山、水位、土砂災害等に関する情報、河川等地域の魅力に関する情報、道路、交通観光に関する情報等からなる「住民の暮らしに身近な行政情報・地域情報」について、魅力的なコンテンツが制作されるよう、2003年度中にコンテンツ制作を担う民間および地域のNPO等の意見を聴取し、コンテンツ制作に役立つ素材の提供のあり方を検討する。

イ)デジタルコンテンツの流通環境の整備

魅力的なコンテンツが、より多くの人の手元に届くように、知的財産の権利を適正に保護されたデジタルコンテンツが円滑に流通するための環境整備を行う。

a)著作権契約に関する制度的枠組みの整理

i)コンテンツ取引に関する独占禁止法上の考え方の明確化（公正取引委員会）

複雑・多様なコンテンツ取引の実態を十分踏まえつつ、2003年度中に、コンテンツの制作等に係る取引に関する独占禁止法上の考え方を明確化し、役務取引に関する独禁法ガイドラインの一層の整備等を行う。

ii)著作権に関する法律ルールの整備 (文部科学省)

2003 年度中に、著作権侵害に対する司法救済の充実等に必要な制度整備を行い、インターネット等新たな情報伝達手段の発展に対応した著作権制度の充実を図る。

iii)コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知 (総務省、経済産業省)

デジタルコンテンツの制作者、権利者、流通事業者のそれぞれが正当な報酬を得ることのできる環境の整備のため、2003 年度中に、関係事業者間の十分な協議を踏まえた取引交渉のたたき台となる契約書の雛型 (契約見本) の策定・周知など、具体的方法について検討し、その結果を公表する。

自由利用マークの普及・意思表示システムの整備 (文部科学省)

2003 年度以降、著作物の利用に関する権利者の意思を簡便に表示できる「自由利用マーク」の普及を図る。さらに、その普及状況を踏まえつつ、権利者の意思をより詳細に表示できる意思表示システムのあり方についての検討を行う。

b)著作権権利処理の円滑化

i)著作権等のクリアランスの仕組みの開発・実証 (総務省)

2004 年度までに、著作権に関する情報等のコンテンツに関する情報 (メタデータ) を相互に交換し、不正利用を防ぎつつ流通するための権利処理システムを開発することにより、放送コンテンツを権利者と利用者との間で安全・確実に取引する市場形成を図る。また、当該システムを利用し、コンテンツの流通等に関する多様なビジネスモデルの試行を行い、民間における権利処理ルールの確立を支援する。

c)コンテンツ流通に関する研究開発

i)コンテンツの生体への影響に関する調査・研究 (経済産業省、総務省)

2003 年度中に、映像コンテンツが生体に対して与える影響について、物理的・医学的な基礎調査および研究を行い、その調査研究結果を公表する。

ii)ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証 (総務省)

2004 年度までに、メタデータを活用したコンテンツの多様な視聴や高度な権利保護を実現する技術、WDM⁶によるコンテンツ配信技術等、放送コンテンツ等の

⁶WDM wavelength division multiplexing (波長分割多重) 1本の光ファイバで波長が異なる複数の光信号を

大容量映像デジタルコンテンツの光ネットワーク上での流通に関する技術の開発・実証を行う

iii)デジタルコンテンツの複製防止技術等の確立のための環境整備 (経済産業省)

デジタルコンテンツ流通拡大のために、2004 年度中に、複製防止技術等のブロードバンドコンテンツ流通のボトルネックとなっている課題の解決に向けた取り組みを行う。不正コピー防止については、法制面等の課題の検討もあわせて行う

ウ)デジタルコンテンツ市場の拡大

どんなに魅力的なコンテンツでも、市場で利用者に購入されなければ、ビジネスとして成り立たない。その一方で、著作権等に対する意識が低い利用者が多く参加する市場では、権利侵害の危険性が高いため、魅力的なコンテンツが市場に供給されない。そのため、デジタル時代に対応したコンテンツ市場の形成を図るとともに、そこに参加する利用者に対して著作権についての啓発活動を行う

a)デジタル時代に対応したコンテンツ市場の形成

i)ブロードバンドコンテンツ流通に係る新たな事業モデルの構築支援 (経済産業省)

2005年度までに、ブロードバンドコンテンツ流通にかかる新たな事業モデルの構築に必要とされる円滑な権利処理や取引契約を含む適切な商慣行の構築を支援すると共に、セキュア技術やコンテンツID付与技術、EDI機能を含む、商慣行の実体にも即したシステムの実証・検証を実施する。

)コンテンツフリーマーケットの実証 (総務省)

2005 年度までに、コンテンツを個人と個人との間で、著作権管理等を適切に行いつつ安全・円滑に交換し合うための基盤の構築、技術等の確立を図る。

)バーチャル著作物マーケットの研究開発 (文部科学省)

2003 年度までに、コンテンツの創作者と利用者がインターネット上で直接契約等を行えるシステム (バーチャル著作物マーケット)の研究開発を行う

伝送することにより、光ファイバ上の情報伝送量を飛躍的に増大させることが可能となる。

)デジタル技術を活用したコンテンツの権利者と劇場等上映施設との間の仲介システムの実用化(経済産業省、文部科学省)

デジタル映像技術を活用し、これまで十分な上映機関のない地域において、新たな地域上映経路を立ち上げるため、コンテンツに関する権利者と劇場等上映施設との仲介システムを開発、実証実験を行った上で、2005年度までに実用化する。

b) コンテンツ利用者に向けた著作権についての啓発活動

i)学校における著作権教育の支援(文部科学省)

<後掲 . 2 . 人材の育成並びに教育及び学習の振興> (3) 1a))

ii)国民一般のための著作権に関する知識・意識の普及(文部科学省)

著作権に関する知識や意識を高めるために、2003年度中に、広く多くの国民を対象とした著作権講習会を10回程度開催する。また、2004年度までに、著作権に関する疑問・質問を集積し、それらに対する回答とともにインターネットを通じて情報提供を行うシステムを整備する。

c) 海外展開のための環境整備

i)コンテンツ産業の海外展開(経済産業省)

2003年度中に、「コンテンツ産業国際戦略研究会」を立ち上げ、東京国際映画祭の国際コンテンツマーケットへの変革、海賊版対策の強化など、コンテンツの海外展開を積極的に支援するための総合的な施策のあり方を検討する。

ii)アジア地域における海賊版被害の実態調査(文部科学省、経済産業省、外務省)

「コンテンツ海外流通促進機構」の具体的運営を支援し、2003年度中に、台湾を中心としてアジア地域での海賊版の流通状況の調査を行うほか、当該国での取締り強化の要請のための官民合同ミッションの派遣を行う。

iii)海賊版対策に向けた国際機関の積極活用(文部科学省、外務省)

2003年度も引き続き、世界貿易機関(WTO)⁷や世界知的所有権機関(WIPO)⁸等の国際機関を活用し、我が国著作物の海賊版が流通している国々に対し

⁷世界貿易機関(WTO):国際貿易を管理し、貿易の自由化を促進する機関。1995年設立。WTOはWorld Trade Organizationの略。本部はジュネーブ。

⁸世界知的所有権機関(WIPO):工業所有権や著作権等の知的所有権保護の国際的な促進を目的として、知的所有権分

て、法制度整備、エンフォースメントの強化を働きかける。

iv)日中・日韓著作権関係協議 (文部科学省)

インターネット上の著作物の著作権の適切な保護のため、2002 年度に開始された中国及び韓国との協議について、2003 年度についても、代表団を派遣し引き続き協議を行う。

v)アジア地域著作権制度普及促進事業 (文部科学省)

2003 年度中に、W P Oの協力を得て、新条約加盟促進を目的とするシンポジウムの開催、電子的権利システムの構築を支援するための専門家の派遣、権利侵害の紛争処理に必要とされる人材育成のための研修等を実施する。

vi)W P Oにおける著作権についての国際的なルールの構築 (文部科学省、総務省、外務省)

2003 年度以降も、WIPO における「視聴覚的実演に関する条約 (仮称)」及び「放送機関に関する条約 (仮称)」についての議論に積極的に参画し、インターネットの発達などに対応した著作権に関する新たな国際ルールの構築を図る。あわせて、アジア地域を中心に、すでに発効しているW P O新条約 (W C T (著作権に関する世界知的所有権機関条約)、W P P T (実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約))を締結するよう働きかけを行う。

日本文化の情報発信

日本文化への理解向上を図るため、様々な情報のデジタル化・アーカイブ化及び国内外への発信を推進し、このために必要な技術開発の推進を行う。

ア)デジタルアーカイブ化及び国内外への発信

i)デジタルアーカイブ化の推進 (内閣府、総務省、文部科学省及び関係府省)

2005 年度までに、放送・出版、映画等のコンテンツや、美術館・博物館、図書館等の所蔵品、Web 情報、地域文化、アジア諸国との関係に関わる重要な公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずる。

野における国際的規範と基準の確立、関係諸条約の管理、知的所有権に関する法的・技術的情報の提供及び開発途上国における知的所有権制度の確立のための援助を行う国連の専門機関。1970 年設立。本部はジュネーブ。WIPO は World Intellectual Property Organization の略。

ii) 共通索引システムの整備等 (文部科学省、総務省)

デジタルアーカイブ情報の検索を容易にするため、2005 年度までに、国や地方公共団体、私立の美術館、博物館のネットワークの充実を図り、共通索引システムを整備する。また、2006 年度までに、全国で1000 館程度の美術館、博物館等が参加する文化情報に関するポータルサイトの確立を目指す。

イ) アーカイブ流通のための技術開発の推進

ii) 映像表示・伝送技術の確立のための技術開発 (総務省、経済産業省)

高品質のアーカイブを円滑に流通させるため、2005 年度までに、実物の色、質感・立体感・光沢を忠実に再現する映像表示・伝送技術の確立を目的とした研究開発を実施する。

ii) 安全・円滑な流通のための技術開発 (総務省、経済産業省)

コンテンツのネットワークによる利用を促進するため、2004 年度末までに、メタデータを活用した一元的な高速検索技術の開発等、アーカイブ・コンテンツの安全・円滑な流通を可能とする技術の開発、実証等を推進する。

③ 評価の具体的な考え方

利用者は、自己が求める学習内容を必要なときに効率的に受けられるようになったか。

コンテンツ作成者は、作品の提供に対して適正な報酬が確保されるようになったか。

知的財産の利活用により、魅力的なコンテンツが増加し、海外への輸出拡大が図られたか。

6.就労・労働

<目標>

求人・求職活動において電子的な情報交換等を促進することにより、人材資源の移動の円滑化を図るとともに、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会を実現する。2005年までに、電子的な手段で情報を入手し、職を得る人が年間100万人となることを目指す。

ITを活用し、国民がそれぞれの人生設計に対応した多様な就労形態を選択することにより、就業において、一人ひとりがより創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会を実現する。ひいては、就業と家事・育児・介護の両立が可能となるなど、男女が共同して参画する社会の実現に資する。2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカー（注）が就業者人口の2割となることを目指す。

（注：ここでは、情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人と定義する。）

ITを活用し、起業や事業拡大を支援することにより、就業の機会を創出・拡大する。これにより、人材資源の移動の円滑化及び就労形態の選択の幅の拡大に資する。

(1)現状と課題

近年の我が国の雇用情勢は、完全失業率が5%台の高水準で推移する等、依然として厳しい状況にある。こうした情勢に適切に対応するため、政府では各種の総合的な雇用対策を図っているところであるが、こうした方策を一層効果的なものとするためには、人材等資源の柔軟かつ機動的な再配置を促すITの適切な活用が不可欠である。例えば、求人・求職活動や民・官間の人材交流において、誰もが必要な情報を時間や場所の制約なく一元的に入手し、比較検索できる電子的な仕組みを整備・充実させることで、労働力需給のミスマッチの一層の解消につながり、人材資源の移動の円滑化が図られ、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会が実現される。

また、国民のライフスタイルに対する価値観の多様化等に伴い、個々人のニーズに応じた柔軟な就労形態に対する需要が労使双方において顕在化しているが、高速・低廉でセキュリティの高い通信ネットワークや、テレビ会議システムなどの近年の情報通信技術の進展は、多様な就労形態の選択肢を拡大するものである。こうした情報通信技術を活用した、能率が最も高まり、また創造性が最も発揮されるような場所と時間を選択した働き方の典型であるテレワーク⁹や裁量労働については、日本においても近年導入する企業の増加が見られているが、欧米諸国に比べた導入の遅れや、また、裁量労働制に関する手続きの一層の緩和、労働時間管理に縛られない法制度設計の必要性も指摘されているところであ

⁹ テレワーク 従来の定まった場所で定められた時間働くという考え方から離れて、効率や成果が最も高まるような場所と時間を選択して、ITを活用して仕事をする。企業に雇用される「雇用型」と自営形態で行われる「非雇用型（自営型）」に大きく分類される。

る。このような、個々の人生設計に対応した多様な就労形態の選択を可能とすることで、一人ひとりがより創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会が実現され、ひいては、就業と家事・育児・介護の両立が可能となるなど、男女が共同して参画する社会の実現にも資する。

さらに、IT革命が雇用面に与える影響として、企業等の業務効率化に伴う雇用削減の可能性も予想されるところであるが、これに対しても適切な対応を図るため、IT関連も含めたベンチャー企業の創出・育成などを通じてセーフティネット(安全網)を整備していくことも重要である。こうした観点から、電子的手段を活用し起業・事業拡大の容易化を実現するとともに、特にIT関連分野における新事業創造支援を推進することを通じ、就業機会の創出・拡大を図っていくことが必要である。

② 具体的施策

人材資源の移動を円滑化し、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会の実現

ア) 求人・求職活動等における情報化の推進

a) 官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の充実(厚生労働省)

全国の民間職業紹介事業者や公共職業安定所が確保した求人情報を、インターネットや携帯電話を利用して誰もがどこからでも容易に入手し、一覧、検索出来る仕組みを整備する。2001年8月から稼働を開始している官民連携ポータルサイト「しごと情報ネット」について、2003年度までに求職者に対する求人情報のメール配信サービス等の充実を図り、労働市場における一層の労働力需給調整機能の強化を通じ、失業者の早期再就職、在職者の失業なき労働移動の実現を図る。

b) 女性のチャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備(内閣府及び関係府省)

再就職等の雇用や起業、NPO、農林水産、まちづくり、地域社会等の様々な分野にチャレンジしたいと考える女性が、必要なときに必要な情報を効率的に入手できるような総合的な情報提供システムの構築を行う。2003年度より、関係府省、産業界、大学、NPO等の有識者により構成される「チャレンジ支援ネットワーク検討会」において情報提供システムの在り方についての検討を開始し、2003年度中に、ポータルサイト等による情報提供システムを構築し、一般公開する。

イ) 長期雇用を優遇する制度の見直し(厚生労働省)

従来型の年金に関わる制度や退職金に関わる税制等、長期雇用を優遇する制度が人材資源の流動化を阻害することのないようにする必要がある。このため、長期雇用を前提とした制度の見直しや、退職金に関する制度の中立性の確保等についての検討を進める。

特に企業年金については、確定給付型年金の中途脱退者の通算制度の拡大など確定給付型年金のポータビリティ¹⁰向上等につき、2003年度早期に検討を開始し、結論を得る。

ウ) 官民間での人材交流の円滑な推進に向けた諸方策の検討 (内閣官房、人事院、総務省、及び全府省)

民・官の間での双方向のオープンな人材交流を推進するため、公務の中立・公正性の確保を踏まえつつ、2005年度末までに、官民人事交流制度、任期付職員制度において民間企業との雇用関係の継続を認めることとするなど、民・官間の人材の兼業規制を含む服務上の規定等の必要な見直しを行う。また、官民人事交流促進に関する方針を策定するなど人材交流の円滑な推進や有能な民間人の登用の促進に向けた諸方策の検討を行う。

多様な就労形態を選択し、より創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会の実現

ア) 企業のテレワークの普及促進

a) 企業による適正な労務管理下でのテレワーク導入支援 (厚生労働省)

効率や成果を最も高めるための就労形態の一つであるテレワーク勤務については、通常の勤務と異なり勤務場所が自宅等であり、安全衛生や労働時間の管理についてその取扱いが明確ではないことから、在宅勤務者等 (雇成型テレワーク) に対する適正な労務管理の推進を図るため、2003年度中に、在宅勤務等に関する労働基準行政上の取扱いを明確にしたガイドラインの策定を行い、説明会等の開催により事業主等に周知を図る。

b) 企業によるセキュリティの高いテレワーク環境導入支援 (総務省)

企業がテレワークを導入する際の障壁となる、セキュリティ対策等の情報通信面での阻害要因を分析するための調査研究を行い、その結果を踏まえ、2004年度中に企業によるセキュリティの高いテレワーク環境の導入を支援するための

¹⁰ ポータビリティ：携帯性。年金のポータビリティとは、転職時等に年金資産を移管できることをいう。

ガイドラインを整備し、シンポジウム等の開催による周知・広報活動を通じた普及啓発を行う

イ) 労働者が創造的能力を発揮するための労働関連制度の整備 (厚生労働省)

職種の急速な多様化等の環境変化に俊敏に対応し、労働者が創造的能力を発揮できるよう、労働関連制度について、改正労働基準法の施行状況を把握した上で、従来型の規制の在り方について検討を引き続き行い、必要に応じて措置を実施する。

ウ) 公務員のテレワークに関する制度等の環境整備 (内閣官房、人事院、総務省、及び各府省)

公務員のテレワークについては、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」等現行法制の下での導入は可能であり、かつ公務能率の向上に有効である場合もある。このため、各府省はテレワークに適する職種、労務管理等に関する検討、導入を速やかに行うとともに、人事院、総務省は、公務員のテレワーク導入を支援する観点から、制度面を含めた必要な対応を行う。また、人事院、総務省は、公務員の裁量労働制その他テレワークに資する制度環境の整備の検討を2003年中に開始し、速やかに結論を得る。検討に当たっては、内閣官房、人事院、総務省、関係府省等による連絡等の場を設ける。さらに、地方公共団体におけるテレワークの導入の検討に資するため、2003年度より必要に応じて情報提供等を行う

起業・事業拡大支援による就業機会の創出・拡大

ア) 起業・事業拡大等に関する情報等を効率的に入手できる仕組みの構築 (総務省)

情報通信ベンチャーの経営に必要な情報をワンストップで提供するポータルサイトを整備し、情報通信ベンチャー及びこれらの企業の創業を目指す個人を支援する様々なサービスを提供する。通信・放送機構のホームページ上に開設している「情報通信ベンチャー支援センター」について、専門家による経営相談、助成金等の支援情報のワンストップ検索等の既存のサービスに加え、2003年度中に、交流を希望する会員間のマッチングを自動化するシステムの開発等の拡充を行う

イ) 起業・事業拡大時に必要な手続きが簡易にできる仕組みの構築 (経済産業省)

2003年度までに、起業時に必要な行政機関及び民間企業等への各種手続きを行うことができる、民間事業者によって運営される官民連携ポータルサイトの研究開発及び実証実験を行う

ウ) 新事業創造支援等を通じた就労機会の拡大・創出 (総務省)

IT関連分野における就労機会の創出を支援するため、SOHO¹¹等が情報通信アプリケーションの開発に簡単に参入できるようにするため、2003年度中に、情報通信技術を活用したコミュニティサービス(電子会議室、地域通貨やWeb GISと連携した地域情報提供など)の開発等において求められる支援方策等に関する調査研究や、SOHO等がこれらの情報通信アプリケーションを効率的に開発できるようにするための共通基盤の検討等を行う。

エ) 市民活動活性化モデル事業(市民ベンチャー事業)(経済産業省)

まちづくり、生活支援等の分野で女性や高齢者が中心となっていく市民活動のうち、ITを有効に活用して地域の新事業・雇用の創出に寄与する特に優れた事業を、2002～2004年度において50件程度選定し、活動の立ち上げ、企業化を支援するとともに、全国への普及を図る。

オ) 創業・起業に資する高度専門人材の育成支援(経済産業省)

創業・起業促進や産業競争力強化等、企業において必要とされる高度な能力(スキル)を備えた人材の育成を支援するため、企業の人材ニーズに基づき、分野別のスキル基準の策定やこれらを習得するための研修カリキュラム・教材の開発等、効果的な育成を進めるための取り組みを行い、その成果を2004年3月までにインターネット等を活用して広く公開・提供する。

③ 評価の具体的な考え方

国民にとって、適材適所での就労の可能性が高まったか、多様で柔軟な就労形態が可能になったか。

企業および行政機関にとって、必要とする人材を柔軟かつ機動的に活用できる環境が整ったか、労働者の生産性・創造性は高まったか。

起業家から見て、起業がより容易になったか。具体的には、起業に関して越えなければならない障害の緩和、必要な情報・助言をより多く入手可能になったか。

¹¹ SOHO:Small Office Home Office の略。非雇用(個人事業主)のテレワーカーなどを指す。

7.行政サービス

目標

日本の国際競争力の基盤となる効率的で質が高く、24時間365日ノンストップ・ワンストップの行政サービスを提供する。業務の外部委託や調達制度改革等により政府行政部門の業務効率の向上を図り、財政支出を抑制しつつ、サービスの向上を実現する。このため、2005年度末までに、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者視点に立った行政ポータルサイト¹²等の整備を図るとともに、業務分析の実施、業務プロセス等の抜本的な見直しを通じて、2005年度末までのできる限り早期に、各業務・システムの最適化に係る計画を策定する。

国民が必要な時に政治、行政、司法部門の情報を入手し、発言ができるようにすることで、広く国民が参画できる社会を形成する。

(1)現状と課題

行政サービス分野については、ITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることが可能となるものであることから、国においては、行政情報のインターネットによる提供、行政手続のオンライン化、業務のIT化に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、これまでの取り組みについては、利用者の視点に立った取り組みが不十分であったり、既存の業務や制度を前提としたIT化にとどまるなど、必ずしも十分とは言い難いものであった。

こうした現状を改善し、我が国の国際競争力の基盤ともなる効率的で質が高く、24時間365日ノンストップ・ワンストップの行政サービスの提供を推進するとともに、業務の外部委託や調達制度改革等により政府行政部門の業務効率の向上を図り、財政支出を抑制しつつ、行政サービスの向上を実現していく必要がある。

このため、国においては、2005年度末までに総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者視点に立った行政ポータルサイト等の整備を図るとともに、業務分析の実施、業務プロセス等の抜本的な見直しを通じて、2005年度末までのできる限り早期に各業務・システムの最適化に係る計画を策定する。なお、こうした取り組みの効果を高めるため、国民等に身近な行政サービスを提供する地方公共団体とも十分な連携を図り、電子自治体構築に向けた地方公共団体の取り組みを支援する。

また、行政ポータルサイトの整備などを通じて、国民が必要な時に政治、行政、司法部門の情報を入手し、発言ができるようにすることで、広く国民が参画できる社会の形成を目指す。

¹² ポータルサイト：インターネットに接続した際に最初にアクセスするWebページ。分野別に情報を整理しリンク先が表示されている。

②)具体的な施策

国においては、IT の活用により、利用者本位の行政サービスの提供と予算効率の高い簡素な政府の実現を目指し、以下の具体的施策を着実に推進する。

また、地方公共団体等の関係機関についても、国と同様の取り組みを推進するために必要な情報提供、助言等を行うなど、連携協力を積極的に推進する。

行政ポータルサイト等の整備

政策立案過程、実施状況、事後評価等行政運営に関する情報を、国民がわかりやすく知ることができるようにするとともに、広く国民の行政への参画を容易とするため、「電子政府構築計画」(2003年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、行政ポータルサイト等を整備する。

ア)行政ポータルサイトの整備、充実(総務省及び全府省)

電子政府の総合窓口(以下「e-Gov」といふ。)及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として分かりやすい情報の提供、国民等からの政策提言の一元的な受付等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005年度末までに整備する。

イ)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)(総務省及び全府省)

e-Gov、各府省のホームページや電子申請システム等の国民等利用者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境の整備を推進するとともに、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等についての相談・案内に関し、総合的・横断的に対応するための体制、仕組み(電子政府利用支援センター(仮称))を、2005年度末を目途に整備する。

ワンストップサービスの整備

「電子政府構築計画」に基づき、関連手続を一括してオンラインで申請できるワンストップサービスを整備する。

ア)輸出入・港湾手続のワンストップ化(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、外務省)

輸出入・港湾手続について、民間システムとの連携等を推進するとともに、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討し、既存の業務・システムに係る最適化計画を2005年度末までのできる限り早期に策定する。なお、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、「国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の締結について早急に検討し、2003年12月までに規制改革等の必要な措置を講ずる。

イ)自動車保有関係手続¹³のワンストップ化(国土交通省及び関係府省)

自動車保有関係手続について、概ね2005年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、2003年度には、システムの開発を行うとともに、一部地域で、システムの実用化に係る試験運用を行う。

ウ)総合的なワンストップサービスの推進(総務省及び全府省)

e-Govを活用し、国の行政機関はもとより関係機関の電子申請システムとも連携し、申請・届出等手続の案内情報の入手から実際の手続までをインターネットにより一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを2005年度末までに整備する。

既存の業務等の抜本的な見直し、システムの共通化及び外部委託化

民間経営管理手法を参考としつつ、既存の業務・組織・制度の抜本的な見直し、他システムとの相互運用性を確保した上で、IT活用を推進する。また、異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除し共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化する。さらに、サービスの質と費用の観点から民間に任せることが可能な業務については民間に外部委託することを原則化する。なお、外部委託にあたって、個人情報保護やセキュリティの確保等を図る必要があることから、委託管理の適正化を図る。

ア)内部管理業務の業務・システムの最適化(人事院、総務省、財務省及び全府省)

官房基幹業務について、「電子政府構築計画」中の「内部管理業務の業務見直し方針」(2003年7月CIO連絡会議決定)に基づき、業務及び制度の見直しを実施し、人事・給与等業務については2003年12月までに、その他の官房基幹業務(物品調達・

¹³ 自動車保有関係手続:自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、車庫証明、納税等)。

管理、旅費等)については2004年度早期に、業務・システムに係る最適化計画を、「電子政府構築計画」に基づき、策定する。

なお、人事院、総務省及び財務省は、2004年度末までに人事・給与関係業務情報システム(仮称)の主要な部分を整備する。

イ)個別業務・システムの最適化(総務省及び全府省)

各府省は、「電子政府構築計画」に基づき、業務の最適化やシステムの統合化等の効果が大きいと見込まれる業務について、2005年度末までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、当該システムを保有する府省において、最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、必要な見直しを行う。

ウ)外部委託の推進(全府省)

各府省は、「電子政府構築計画」に基づき、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年3月行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえ、委託管理の適正化に十分留意しつつ、2003年度以降も引き続き、外部委託(アウトソーシング)を推進する。

エ)地方公共団体における共同アウトソーシングの推進(総務省)

2003年度以降、地方公共団体に共通する住民サービス業務や内部管理業務を標準化・共同化し、民間企業のノウハウ・システムを有効活用して住民サービスの向上と地方公共団体の業務改革、地元IT産業の振興を図る「共同アウトソーシング」のシステム開発実証実験を実施するとともに、開発されたシステムを相互に活用できる体制を整備することにより電子自治体化に必要なシステムの導入を促進する。

民間保存文書の電子的保存の制度面・技術面の検討及び電子文書の長期保存の技術開発支援

民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものの電子的な保存を認める方向で、そのために必要な方策について社会制度及び技術の両面から官民協力して検討を進め、2003年度中に方向を定める。また、電子文書について、故意又は過失による改竄及び消去を防止しつつ、長期間に亘って保存するための技術開発支援を進める。

ア)民間保存文書の電子的保存の検討 (内閣官房及び関係府省)

民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、2003年度中に、関係府省は電子保存の容認の要件やスケジュール等の対応の方向性を明確化し、内閣官房が取りまとめる。

イ)電子文書の長期保存のための基礎技術の研究開発 (経済産業省、総務省)

2005年度までに、暗号技術、電子署名等の暗号技術、タイムスタンプ・プラットフォーム技術、デジタル・アナログ・ハイブリッド保存技術等、電子文書の長期保存に必要な基礎技術の研究開発を行う。

調達制度の改革

調達に伴う手続の合理化、透明性の向上、調達費用の低減、ベンチャー企業からの調達の一層の促進などを目指した調達制度の改革を推進する。

ア)政府調達の電子化

非公共事業 (総務省及び全府省)

各府省は、「電子政府構築計画」に基づき、インターネット技術を活用した電子入札・開札を2003年度までに、導入する。

公共事業 (国土交通省及び関係府省)

各府省は、「電子政府構築計画」に基づき、インターネット技術を活用した電子入札・開札を、原則として、2003年度までにすべての直轄事業において、導入する。

なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)¹⁴を2004年度までに構築するとともに、その後さらなる高度化を図る。

イ)情報システムに係る政府調達の改善 (総務省、経済産業省、財務省及び全府省)

各府省は、「電子政府構築計画」中の「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承 2003年3月改定)に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法(プロジェクトマネジメント手法)の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システ

¹⁴ 公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)：公共事業のライフサイクル全般(調査・計画、設計、入札、施工及び維持管理)において発生する各種情報を電子化し、ネットワークを利用して効率的に情報を交換・共有できるシステム。(CALS/EC: Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce)

ムの調達に必要な取り組みを推進する。

ウ)ベンチャー企業からの政府調達の拡大(総務省、経済産業省及び全府省)

IT分野の技術力の高いベンチャー企業の育成を図るため、米国のSBR¹⁵制度等も参考としつつ、技術力の高いベンチャー企業からの政府調達を拡大するために必要な措置について検討し、2003年度中に結論を得る。

IT能力を有する職員の育成及び外部専門家の活用

「電子政府構築計画」に基づき、業務分析、情報システム技術等のより高度なIT能力・専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、専門知識・経験を有する外部専門家を活用する。

ア)CIO補佐官の設置(総務省及び全府省)

各府省は、IT能力・専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、2003年12月までに、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たりCIO及び各所管部門の長に対する支援・助言等を行うCIO補佐官を配置する。CIO補佐官には、原則として、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を充てる。

イ)CIO補佐官等連絡会議の設置(内閣官房、総務省及び全府省)

CIO連絡会議において、2003年12月までに、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を登用するとともに、政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、同連絡会議からの指示を受け、当該最適化作業に関し、統一的な実施手順の維持・管理や各府省共通の課題の分析・解決方法の検討を行う体制として各府省のCIO補佐官等からなる「CIO補佐官等連絡会議(仮称)」を設置する。

③ 評価の具体的な考え方

国民は、質の高い行政サービスを効率よく受けられるようになったか(行政の情報を容易に入手し意見を述べられるようになったかも含む)。

企業にとって、官側の電子化の一層の進展により事業活動の円滑化が促進されたか、外部委託や調達制度改革等を通じて事業機会は拡大したか。

¹⁵ SBR:中小企業、ベンチャービジネスの技術革新と事業化支援のため政府の研究開発費予算を重点的に配分する制度(SBR:Small Business Innovation Research)。

政府行政部門は、住民や企業に対するサービスを低下させることなくIT 導入を推進し、業務効率化と住民や企業に対するサービス改善を両立できたか。

重点政策 5 分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

< 目標 >

ブロードバンド型サービスの本格的展開のため、高速・超高速インターネットを全国的に普及させると共に、無線インターネットの普及のための環境整備等によって、いつでもどこでも何でもつながるユビキタスネットワークの形成を推進し、デジタル情報が個の間で自由に交換、共有できる基盤を整備する。

2005 年までに、先導的取り組み（章参照）の推進やコンテンツ・サービスの充実等により、高速インターネットアクセス¹を 3000 万世帯、光ファイバによる超高速インターネットアクセスを 1000 万世帯が利用する。

インターネット端末やインターネット家電が普及し、それらがインターネットに常時接続されることを想定し、十分なアドレス空間を備え、プライバシーとセキュリティの保護がしやすい IPv6 を備えたインターネット網への移行を推進する。

2005 年までに、原則として全ての行政機関、地方公共団体、医療機関、学校、図書館、公民館等公共施設が、双方向高速ネットワーク（原則的に光ファイバ）でインターネットに接続し、これら業務・活動において高度に IT を利活用する。

無線アクセス網からのデータがインターネット網（IPv6）に効率良く接続された最先端の高速無線インターネット環境を実現する。

2008 年までに、高速の無線 LAN システム等が全国的に利用できるよう環境を整備する。

2005 年までに、公共用、民間用を問わず、必要に応じ自動車、電車、及び航空機においてもブロードバンド接続できる環境を確立する。

高度道路交通システム（IS）や地理情報システム（GIS）などと連携した高度な移動体通信サービスを普及・促進する。

家庭における IT 革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、通信と放送の融合や双方向サービスを本格展開する。

2011 年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるよう環境を整備する。

2011 年までに、全国どこでもデジタルテレビ並みの動画映像が送受信できるよう環境を整備する。

(1) 現状と課題

IT 革命を推進し、我が国を世界最先端の IT 国家とするため、引き続き、ネットワーク形

¹ アクセス(網) 通信事業者の基幹回線ネットワークとユーザを結ぶ回線網。

成においては、通信の速度・容量だけでなく、多様性・安全性・信頼性など総合的に評価した上で、世界最先端の水準と認められるものを目指していくことが必要である。

これまで、地域網の開放等の公正競争政策や民間の積極的な新規参入・料金引下げ努力など、官民挙げて取り組みを行ってきた結果、低廉な価格で「少なくとも3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、また1000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備する」という目標が達成されるなど、ブロードバンド利用環境整備の点で我が国は世界最高水準に達しつつある。

実利用面では、DSL（デジタル加入者線）に関しては、加入者が211件（2000年3月）から700万件（2003年3月）以上に普及し、月額利用料金は2,500円程度という世界で最も低い水準となっている。

また、超高速ネットワークの中核と考えられる光ファイバ網については、2001年3月に世界に先駆けて一般家庭向けのファイバ・トゥ・ザ・ホーム（FTTH²）サービスが開始され、都市部を中心に30万件（2003年3月）以上に普及するに至っている。

他方、携帯電話のインターネット対応率は世界第一位となっていることに加え、無線LANによる高速インターネット接続も進んでいる。さらに、周囲のすべての機器が端末化し、いつでもどこでも何でもつながる「ユビキタスネットワーク」へと進化しつつある。

今後は、新IT戦略が目指すIT利活用の高度化に不可欠な社会基盤整備として、引き続き世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を推進することにより、「ユビキタスネットワーク」を実現し、デジタル情報が自由かつ安全に交換・共有できる基盤の形成を目指す。

ユビキタスネットワークの実現に向けては、DSL、CATVインターネット³の更なる普及に加え、光ファイバ網の整備の促進や移動体を含めた多様な無線通信システム等の普及が重要であり、既存のインフラの有効利用を更に進めるとともに、通信事業者による整備の円滑化を図るための施策や整備支援策を講じることにより、加入者網を含めた設備ベースの競争を実現していかなければならない。

また、採算性等の問題から民間事業者による整備が期待出来ない過疎地域等の条件不利地域における情報格差の是正を図ることが必要である。

無線LANや第4世代移動通信システム⁴、電子タグ⁵などの新たな電波ニーズに的確に対応するため、実際の電波利用状況を踏まえた電波の迅速かつ円滑な再配分を行うとともに、混信防止に配慮しつつ、電波の共同利用などの効率的利用を推進することが必要である。

² FTTH fiber to the home の略。電話局等の加入者収容局から各加入者宅までの回線を光ファイバケーブルにし、超高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式。

³ CATV インターネット：ケーブルテレビ網を用いたインターネットサービス。

⁴ 第4世代移動通信システム（IMT-2000（第3世代携帯電話）の次の世代の移動通信システム。100Mbps程度の超高速伝送をどこでも使える無線システムとして期待されている。

⁵ 電子タグ：ICチップを内蔵したタグ。この中に個別の識別情報等を格納しておくことで、電波を利用し、接触することなく近接した距離において格納されたデータを読み書きすることが可能となる。

加えて、ユビキタスネットワークの進展に伴い、位置情報の重要性がますます高まっており、その高度な活用等により新たなビジネスの創出が期待される。そこで、我が国の位置情報基盤の優位性を活かし、国土空間における正確な位置を知ることができる環境の整備を推進することが必要である。

利用者が、その多様な需要に応じた安価なサービスを楽しむように、ネットワークを提供及び利用する様々な事業者が、関連する異階層の各市場で自由かつ公正に競争できる条件整備を引き続き図っていくことが必要である。

ネットワークの広がりや新サービスの展開に伴い、プライバシーや安全性・信頼性等に係る新たな問題の発生が危惧されることから、利用者の利益に資するような施策の展開も必要である。

安価に大量のデジタル情報を伝送することができ、インターネット通信との親和性が高いデジタル放送については、米国では全世帯の9割超、英国では全世帯の8割程度が地上デジタル放送を視聴可能な環境が整備されており、我が国においても早急に放送のデジタル化を図るとともに、放送と通信を融合させた利便性の高いサービスを推進する必要がある。

< 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成に関する主要指標 >

	FTTH	DSL	CATV インターネット	無線 (FWA ⁶)
加入数	45.8 万件 ¹ (2003年6月末)	825.7 万件 (2003年6月末)	222.4 万件 (2003年6月末)	3.4 万件 (2003年6月末)
加入可能数 ²	1,680 万世帯	3,500 万回線 ³	(参考) 2,300 万世帯 ⁴	—
料金例 (月額) ⁵	6,480 円 ⁶ (NTT 東日本) 4,800 円 ⁷ (有線ブロードネットワークス) (2003年4月1日)	4,600 円 ⁸ (NTT 東日本) 2,448 円 ⁹ (Yahoo!BB) (2003年4月1日)	2,500 円 ¹⁰ (イッツコミュニケーションズ) (2003年4月1日)	2,450 円 ¹¹ (ビートネット) (2003年4月1日)

1 光ファイバを用いた一般利用者向けインターネット接続サービスの加入数。

2 技術的要因等によりサービスの提供が不可能な場合がある。

3 DSL サービスが提供されている東・西 NTT の収容局における住宅向け回線数 (光化されているものを除く) の合計。

4 CATV インターネットを行っている事業者のケーブルテレビ視聴可能エリアの世帯数。(2001年12月末現在)

5 サービスを利用するために必要な通信料金の合計(電話基本料金除く)。

6 B フレッツ・ニューファミリータイプの料金。プロバイダ-料金含む(OCN「光アクセス B フレッツプラン」(1,980 円))。屋内配線利用料(200

⁶ FWA:Fixed Wireless Access の略。固定無線アクセスシステムのこと。送受信機を1対1で結ぶP-P (Point to Point)方式及び、1つの送受信機と複数の送受信機を1対多で結ぶP-MP (Point to Multiple Point)方式がある。

円/月)及び回線終端装置利用料(900円/月)別。最大100Mbps⁷。

7 Broad-Gate01 Type Eホーム」の料金。モデムレンタル料別(900円/月)。最大100Mbps。

8 「レッツADSL 8Mプラン」(電話共用型)の料金。プロバイダ料金含む(OCN「ADSLアクセス・レッツプラン」(1,950円))。下り最大8Mbps/上り最大1Mbps。

9 「Yahoo!BB 8M」(電話共用型)の料金。NTT東日本回線使用料(168円)を含む。モデムレンタル料別(900円/月)。下り最大8Mbps/上り最大900kbps。

10 かつとびプラス」の料金。モデムレンタル料別(700円/月)。下り最大8Mbps/上り最大256kbps。

11 無線アクセスプラン1」の料金。回線終端装置(アンテナ、無線機及びアンテナから無線機間のケーブル等)レンタル料別(900円/月)。下り/上り最大1.5Mbps。

出典 総務省調査。加入可能数はすべて総務省推計。

(2)施策の意義

世界最高水準の情報通信ネットワークの形成促進にあたっては、民間によるネットワーク整備を原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組んでいく。インターネットの定額接続サービスの低廉化・高速化・普及などが急速に進みつつあるところであるが、今後はその一層の推進とユビキタスネットワークを実現するため、線路敷設の円滑化、自由かつ公正な競争環境の整備、電波の有効利用の促進、研究開発の推進等の所要の施策を推進する。同時に地方公共団体においても適切な措置が講じられるよう国は、地方公共団体に対する助言、協力要請等を行うものとする。

また、世界最高水準の情報通信ネットワークの形成においては、ネットワークの高速・超高速化及び多様化・高度化とアプリケーション(ネットワークの利用)の多様化・高度化が相互に刺激して好循環を発生し、これらの動きすべてが加速されていくという観点が重要である。すなわち、ネットワークの利用の増大・多様化がネットワークへの新たな投資意欲を生みだし、新たなネットワークの下で先進的な利用と新たな需要が生まれていくのである。したがって、先導的取り組み(章参照)の推進を始め、人材育成の強化、電子商取引等の促進、行政の情報化等の施策と総合的かつ一体的に推進されることが重要である。こうした取り組みにより、高速・超高速インターネット加入率・加入者数の一層の増加とその利用の高度化が期待される。

(3)具体的施策

高速・超高速インターネット利用環境の整備

高速・超高速インターネットが全国どこでも利用できる環境を整備するため、必要な

⁷ Mbps: Mega bits per secondの略。bpsはデータ通信における情報の通信速度の単位であり、1秒間に通信することのできるビット(bit)数を表す。Mbpsは10の6乗のbps。

規制改革や競争政策、研究開発等を推進するとともに、ビジネスとして成立しにくい地域については、特別措置を実施する。

ア)ネットワークインフラ等の形成推進

ア)線路敷設の円滑化

1)公共施設管理用光ファイバ及びその收容空間の整備、開放

公共施設管理用光ファイバ及びその收容空間の整備、開放 (国土交通省、農林水産省、警察庁、総務省、経済産業省)

2003 年度中に、道路、河川、港湾等において公共施設管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせて約 35,000km の收容空間等を整備し、全国ネット化を推進するとともに、民間事業者のネットワーク整備の更なる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で河川・道路施設管理用光ファイバや公共施設管理用光ファイバ收容空間の開放を順次進める。

電線類地中化については、2004 年度を初年度とする新たな「電線類地中化計画」を 2003 年度中に策定する。

また、国営排水施設に敷設されている光ファイバについては、2004 年度から開放を実施する。

2)高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)

高速道路の高架橋脚空間への光ファイバの敷設の方策については、道路関係四公団の民営化後の組織形態、業務内容等の検討状況を踏まえつつ、2005 年度までに結論を得る。

イ)工事規制の見直し

1)冬季・年度末の路上工事規制の緩和 (国土交通省)

電気通信事業者が行う光ファイバ敷設工事のうち、年度当初に想定しえず、かつ、緊急性を有すると認められるものについては、概ね四半期ごとに必要な調整を行い、冬季・年度末においても道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和する。当該措置は 2005 年度まで試行する。

2)手続の迅速化

1)道路占用許可申請手続のワンストップ化 (国土交通省)

電子申請によるワンストップ化の導入を図るため、直轄国道と地方公共団体が

管理する道路にまたがる手続や複数の地方公共団体が管理する道路にまたがる手続については、2003年度中に必要なシステムの検討を行い、2003年度以降地方公共団体に対し、導入について協力を要請する。

道路使用許可申請の電子化 (警察庁)

道路使用許可については、概ね2003年度までに電子申請が可能となるよう地方公共団体に要請する。

河川占用許可申請の電子化 (国土交通省)

河川占用許可については、大臣管理区間は2003年度中に電子申請を可能とする。都道府県知事管理区間は2003年度中に実施方策の提示等により、オンライン化の推進を要請する。

情報提供の充実

橋梁の新設 架替情報の公開 (国土交通省)

民間事業者による光ファイバの橋梁への添架を容易にするため、直轄国道については2003年度も引き続き、橋梁の新設 架替の情報をホームページの更新により提供する。

b)光ファイバ網等の整備支援

民間事業者による高速 超高速ネットワークインフラ整備支援 (総務省)

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、高速 超高速ネットワークインフラ整備を行う民間事業者等に対し、超低利融資、税制優遇措置、無利子 低利融資、債務保証の支援策を2003年度も継続的に講ずる。

地域公共ネットワークの整備推進 (総務省)

学校、図書館、公民館、市役所などを高速 超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について、2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行う。また、無線等による効率的な整備手法を提示する。

c)IPv6 普及促進 (総務省)

インターネット基盤全体のIPv4からIPv6への円滑な移行の実現のため、2003年度より実証実験等を実施し、技術的課題の解決、移行モデルの策定等を行う。

また、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、税制優遇措置、無利子 低利子融資の支援策を2003年度も引き続き実施するなど、IPv6ネットワークへの速やかな移行のため必要な措置を講ずる。

d)家庭内の電力線の高速通信への活用(総務省)

<前掲 .3.生活(2)エ)>

イ)地理的情報格差の是正

高速・超高速インターネットの地理的格差の是正(総務省、農林水産省)

過疎地域等の条件不利地域は、都市地域よりも情報通信基盤の整備が遅れており、次世代ユニバーサルサービスと言われている高速・超高速インターネットの普及を推進する上での課題となっている。民間によるネットワーク整備とその支援を原則としつつ、地方公共団体等の公共ネットワーク、公衆用インターネット端末等の整備を支援し、地域住民のインターネットアクセス環境を向上させる。

加入者系アクセス網について民間事業者の光ファイバ網、DSL等の整備に対して、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき都市地域等よりも手厚い金融措置を2003年度も継続的に講ずる。また、地方公共団体等が行う過疎地域等における加入者系光ファイバ網等のネットワーク整備に対して、2003年度も継続的に支援を行う。

移動通信用鉄塔施設の整備(総務省)

過疎地域等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその設置を支援すること等を通じ、2005年度までの可能な限り早い時期に過疎地域等において新たに10万人を携帯電話が利用可能な状態とすることを目指す。

ウ)ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進

超高速インターネット衛星の研究開発(総務省、文部科学省)

無線超高速の固定用国際ネットワークを構築するため、2005年までに超高速インターネット衛星を打ち上げて実証実験を行い、2010年を目途に実用化する。

エ)自由かつ公正な競争環境の整備の促進

自由かつ公正な競争の促進

公正取引委員会の機能強化(公正取引委員会)

IT分野及びITを利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく2003年度に公正取引委員会の体制強化、機能の充実について、所要の措置を講ずる。

電気通信事業紛争処理委員会の機能強化(総務省)

電気通信事業者間の紛争解決に資するためのマニュアルを2003年度中に改定する。また、新たに生じた紛争の早期解決に取り組むとともに、電気通信事業紛争処理委員会の活動状況について毎年度公表する。さらに、2003年度においては、同委員会の紛争処理機能をより高めるために仲裁手続の充実に取り組む。

NTTの在り方（総務省）

公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを引き続き行う

利用者利益の増進

消費者保護対策の充実

<後掲 . 3. 電子商取引等の促進 (3) イ)>

世界最先端の無線ネットワークの整備及び高精度測位社会基盤の確立

世界最先端の無線ネットワーク環境を整備するため、民・官に亘る電波の有効利用を推進する。また、ITSの推進による世界最先端のネットワーク環境を持つ交通システムの確立、移動体におけるインターネット利用環境の整備、高精度の測位社会基盤の確立を図る。

ア)電波の有効利用の推進

電波の利用状況の調査・公表等（総務省）

現在の逼迫する電波状況に適切に対応し、更なる電波の有効利用を図るための最適な周波数配分の実施に向け、2005年度までに全ての周波数帯の電波の利用状況を調査し、公表するとともに、その後おおむね3年ごとに電波の利用状況調査を実施する。

円滑な周波数再配分実施のための制度の整備（総務省）

2003年度中に、迅速な周波数再配分により損失を受ける既存免許人に対して適切な対応を図るための制度の整備を図る。

新たな電波秩序の下での電波の多重利用の推進（総務省）

電波の共用帯域において、電波秩序を維持しつつ、より簡易な規律の下で、自由な電波利用を推進するための規制改革について2003年度中に検討を行う

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築に必要な周波数の分配（総務

省)

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境構築のために必要な中長期的な周波数需要に対応するため、2003 年度中に電波政策ビジョンを策定し、同ビジョン及び諸外国の動向を踏まえ、無線 LAN 等の高度化・利用拡大のための周波数分配について2005 年度までに結論を得るとともに、第 4 世代移動通信システムについては、2010 年頃までに必要な周波数の分配を行う。また、地域の周波数需要に即した割当ての拡大についても引き続き毎年実施する。

電子タグの高度利活用に向けた周波数の使用方法の検討 (総務省)

電子タグの高度利活用に向け、利用ニーズや技術動向を踏まえ、できる限り早期に周波数の使用方法を決定できるよう 2003 年度中の早期に周波数確保に向けた推進方策 (800/900MHz を含め検討。)を策定して、技術的条件を明らかにする実証実験の実施を促進する。

UWB⁸ (超広帯域無線)の技術開発 (総務省)

オフィスや家庭内における様々な機器を結ぶネットワークにおいて、近距離で無線による動画像や大容量データ伝送を可能とするため、UWB の実現に向けた技術的検討を行い、国際標準化の進展に応じ、2003 年度末を目途に結論を得る。

第 4 世代移動通信システム実現のための研究開発 (総務省)

<後掲 . 1. 研究開発の推進 (2) ア) a)>

イ) 移動体におけるインターネット利用環境及び高精度測位社会基盤の確立

インターネットITS (総務省、経済産業省)

ITS 関連情報を有機的に統合するとともに、最先端の高速無線ネットワーク環境と連携し、ITS における高速インターネットを実現する。このため、2005 年度までに高速移動する自動車において様々な大容量の情報を無線ネットワークを通じて円滑に提供、享受できるための技術を産官学協力のもと実用化する。

高速・大容量航空移動衛星通信の実現 (総務省)

2004 年度までに、Ku 帯航空移動衛星業務⁹における周波数共用技術に関する調査検討等を実施し、所要の制度整備を行う。

⁸ UWB :Ultra-Wideband の略。パルス状の電波を放射するなど数 GHz 幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって電力を放射するシステム。10m 程度の近距離で 100Mbps 規模の高速通信を可能とするほか、高精度な測位等を可能とするものとして期待されている。

⁹ Ku 帯航空移動衛星業務 :12/14GHz 帯の周波数を使用して、人工衛星を介して航空機に開設した無線局と地上に開設した無線局又は航空機に開設した無線局相互間で通信を行う業務。

準天頂衛星¹⁰システムの研究開発の推進（総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

我が国のあらゆる場所で、ビルや山陰等の影響を受けず、移動体において高速通信、高精度測位が可能となるよう天頂付近から衛星サービスを行う準天頂衛星システムについて、2008年度までを目途に実証実験に向けた研究開発を行う。

時空標準に関する研究開発の推進（総務省）

宇宙空間における時空の基準座標系を確立するための時間及び周波数の標準技術と宇宙測位技術を総合して時空標準座標系を構築するための基盤技術を2005年度までに実現する。

地理情報システム（GIS）の推進

<後掲 .4 .行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (3) 力)>

放送のデジタル化及びデジタル情報の自由な交換・共有のための環境整備

放送のデジタル化を推進するとともに、超高速インターネットとデジタルテレビ放送に対応したネットワーク及び機器の普及を促進する。あわせて、デジタルコンテンツの知的処理技術の確立や文字コード規格の整備、情報バリアフリー施策の推進等により、情報の自由な交換・共有のための環境を整備する。

ア)放送のデジタル化（総務省）

高度情報通信ネットワーク社会においては、多様な情報がネットワークを区別することなく自由に流通することが重要である。デジタル放送はインターネットと極めて親和性が高く IPv6 を備えたインターネットと組み合わせることにより、デジタルコンテンツを放送以外の多様なメディアに流通させることが一層容易になるとともに、豊富なアドレス空間その他の IPv6 の高度な機能を活用するなど、放送と通信を融合させた利便性の高いサービスが実現し、すべての国民が容易かつ安全に、多様な情報を入手し、利用することができることとなる。

このように家庭における IT 革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、関東、近畿、中京の三大広域圏では 2003 年 12 月に、その他の地域では 2006 年までに地上デジタル放送を開始するため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずるとともに、デジタル放送施設の整備に対して税制・金融上の支援を行

¹⁰準天頂衛星：高度 36,000km の円軌道を、赤道から約 45 度傾けた軌道に置く衛星通信システム。高仰角であるため、建物等による遮へいが少なく、高品質な移動体データ通信・放送・測位が可能となる。

う。また、デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送のメリット、スケジュール、視聴方法、アナログ放送の終了時期等について広く国民に周知を行う。

ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し、税制・金融上の支援を行う。

イ)多様なビジネスモデルへの支援

通信・放送融合への対応(総務省)

デジタル放送とインターネットを合わせて利用することで、国民が特別な教育を受けることなく、容易かつ安全に、公共情報を始めとする多様な情報を入手、利用できるようにするサービスなど、先導的な通信・放送融合サービスを世界に先駆けて実現するため、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律に基づき、2003年度中に通信・放送融合技術を開発する者に対して、開発費の助成や必要となる施設を開放するなどの支援を行う。

また、通信・放送の融合の進展に応じた制度のあり方について、社会的な役割、技術革新の状況、諸外国の動向等幅広い視点から引き続き検討する。

ウ)テレビ会議システム等の導入の検討(全府省)

業務内容や費用対効果等を勘案し、インターネットテレビ会議システム等の導入について2003年度中に検討を行う。

エ)次世代高機能映像技術の研究開発(総務省)

<後掲 . 1. 研究開発の推進 (2) ア)>

オ)コンテンツ流通に関する研究開発

<前掲 . 5. 知 (2) イ)c)>

カ)文字情報・コードの整備等(経済産業省及び関係府省)

・行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2003年度までに主要部分の運用を開始し、2005年度までにデータベースを構築する。

キ)障害者・高齢者のIT利用の促進

<後掲 . 2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (3) ア)>

ク)ヒューマンインターフェースの研究開発

<後掲 . 1. 研究開発の推進 (2) エ)>

2.人材の育成並びに教育及び学習の振興

< 目標 >

IT 関連の修士、博士号取得者を増加させるなど、我が国の国際競争力向上のために必要な高度なIT人材を広範に育成する。

2005 年までに日本発の遠隔教育がアジア各国において受講可能な体制を整備するなど、遠隔教育等を活用して海外の IT 人材の育成 確保を図り、2005 年までに 3 万人程度の優秀な外国人 IT 人材を受け入れる。

2005 年のインターネット個人普及率予測値の 60%を大幅に上回ることを目指すとともに、IT の利活用により障害者や高齢者も含めて全ての人々が知的満足の享受や新たな価値の創造を可能とする社会を形成する。

小中高等学校及び大学等の IT 教育体制を強化するとともに、社会人全般に対する情報生涯教育の充実を図る。

(1)現状と課題

我が国が世界最先端の IT 国家となり、国際競争力を向上させ、障害者や高齢者も含めた全ての人々が IT の恩恵を享受できる社会を実現するためには、IT を実際に活用する「人」に着目し、IT 人材の育成と国民全体の IT 活用能力の向上を図ることが重要である。

このため、これまで関連施策を積極的に実施してきた結果、インターネット利用人口の増加や学校教育の情報化の進展など着々と成果があがっている。

具体的には、インターネットの利用率については、1999 年には 21.4%であったが、2002 年には 54.5%となっており、半数以上の人々が利用している状況にある。また、小中学校においても2002 年度から新学習指導要領が実施され、子どもたちの情報活用能力を育む教育が一層推進されている。

しかし、我が国が世界最先端の IT 国家となるために、残された課題もある。

例えば、我が国の国際競争力を支える IT 分野の専門的な人材について、民間企業の調査において、米国と比較した場合、最上級レベルの人材が不足しているという結果も出ている。また、学校教育においても、教室へのインターネット接続率は、韓国では 100%に達しているのに対して、我が国は 21.1% (2001 年度)である。一方で、出会い系サイトに関連した事件の検挙数が、2001 年に比べ 2002 年は約 1.9 倍、そのうち、特に児童売春については、約 2.1 倍となるなど、社会の急速な IT 化に伴う新たな課題も浮かび上がってきている。

常時接続 低料金のブロードバンドが普及したことから、基盤の整備のみならず、利用の内容と程度が問われる状況になっていっている。今後の IT 政策の立案にあたっては、このような状況を踏まえ、新たな取り組みを指向していくことが不可欠である。

以上のような観点から、我が国の国際競争力を向上させるため、IT 分野の高度で専門的な知識を持った人材を早急に育成 確保すると共に、社会の急速な IT 化に伴う新たな課題にも対応しつつ、全ての人々が IT を一層主体的 積極的に活用できる環境を醸成する必

要がある。

< 人材の育成並びに教育及び学習の振興に関する主要指標 >

・IT 関連の修士課程修了者 14,808 人、博士課程 1,663 人 (2001 年度)
[修士課程修了者 13,509 人、博士課程 1,637 人 (2000 年度)]
・在留資格「技術」に係る外国人登録者数 20,717 人 (2002 年 12 月現在)
[19,439 人 (2001 年 12 月現在)]
・インターネット人口普及率 54.5% (2002 年 12 月現在)
[44.0% (2001 年 12 月現在)]
・インターネット接続が可能な公共施設 公民館等 1,793 ヶ所 (1999 年 10 月現在)
・公立学校におけるインターネットに接続できる普通教室
全 426,552 教室中 21.1% (2002 年 3 月現在)
[全 446,358 教室中 8.3% (2001 年 3 月現在)]

(2) 施策の意義

我が国の国際競争力の向上を支える IT 分野の技術者、研究者などの専門家の育成・確保を図り、また、IT の利活用により障害者・高齢者も含めた全ての人々が知的満足の享受や新たな価値の創造ができるような環境を醸成することは、活力ある IT 社会を実現するための基盤として不可欠である。

このため、IT 人材の育成について

・産業界のニーズを踏まえた実践的な IT 人材の育成や、海外の優秀な IT 人材受け入れを図ると共に、IT 活用能力不足に起因する雇用のミスマッチを解消し、労働生産性を高めるための「IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発」、
・障害者・高齢者も含めた全ての人々が IT の利活用により、経済・社会に積極的に参画し、能力を発揮できるような環境を醸成するための「国民の IT 活用能力の向上」、
・将来を担う子どもたちが IT を活用できる能力を身につけるための「学校教育の情報化等」

の 3 分野の取り組みを重点的かつ戦略的に実施することにより、我が国の国際競争力を支える IT 人材の充実を図るとともに、IT 人材のすそ野を一層広げることとする。

(3) 具体的な方策

IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発

我が国の IT 国際競争力を強化するため、大学・大学院等における IT 教育の強化や専

専門的な IT 人材がその力を発揮するための環境整備を行い、国際的に最先端の研究開発や経営、コンテンツ開発を実践できる創造的な人材を養成し確保するとともに、外国人人材の受入れを促進する。また、積極的なIT職業能力開発やIT関連業務に携わる労働者の更なる能力向上を図る。

なお、情報セキュリティ人材育成に係る施策は .5 (3) にて後掲する。

ア)高度なIT人材の育成

a)大学・大学院等におけるIT教育の推進(文部科学省)

大学・大学院等において、国際競争力向上に資する新興IT分野における研究者や企業の第一線で活躍するIT人材など、国際的に通用する高度な人材を戦略的に育成する。

あわせてIT技術者・研究者の育成に資するため、大学院のIT関連専攻の入学定員増を図る。

新興分野における戦略的人材養成

2005年度までに、大学・大学院等において、IT分野の人材養成を戦略的に行うことにより、基盤的ソフトウェア等の新興分野の実務者・研究者を約800人養成する。

IT関連専攻修士・博士課程の入学定員の増加

2003年度中に、国立大学の大学院のIT関連専攻(修士課程及び博士課程)の入学定員を増加する。

専修学校におけるIT関連プログラムの開発・実施

2005年度までに、専修学校において、企業の第一線で活躍する社会人を対象としたITスペシャリストを養成するための教育プログラムと新産業創出の担い手となる起業家精神を有する人材開発のための起業家育成プログラムの開発を推進し、その成果を逐次各専修学校において実施する。また必要な環境整備を行う。

専門高校における情報教育の推進

専門高校¹¹に専門教科「情報」を新設し、システムの設計・管理やマルチメディアなどの情報の各分野に関する知識と技術を身につける教育を、2003年度の入学時から実施する。

¹¹ 専門高校：農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報などに関する学科が置かれ、それぞれの分野の職業に関する専門的な教育を行う高等学校のこと。

b)産業界のニーズが高い分野のIT人材育成(経済産業省)

ソフトウェアエンジニアリング¹²の専門家、経営をサポートする人材及びコンテンツクリエイタ等産業界が求めるIT人材を効果的に育成し、IT分野における国際競争力の向上を図る。

ITスキル標準を基盤とした教育訓練モデルの開発・実証

2005年までに、ITプロフェッショナルとして必要な実務能力を体系化したITスキル標準に準拠した30程度の教育訓練モデルの開発と実効性の評価・実証を行う

ソフトウェアエンジニアリングの専門家育成

2003年度中に、我が国のソフトウェア産業の競争力強化とコア人材育成のため、技術移転・人材流動等の拠点となるような仕組み(ソフトウェアエンジニアリングセンター(SEC 仮称)の設立など)について検討を行い、結論を得る。

ソフトウェアの開発者の技能向上支援

2005年度までに、アプリケーションソフトウェアの開発業務に従事する者約4,000人に対して、その技能の向上を目指したソフトウェアの開発支援を行う。また、そのうち約100人については、次世代のITを担う天才的なプログラマ(スーパークリエイタ)として発掘・育成を行う。

経営者をサポートするITコーディネータの育成

経営とITの双方に通じ、経営者の立場にたって経営戦略の立案からそれを実現するシステムの構築・導入までを一貫してサポートできる人材(ITコーディネータ)を2005年度までに、約1万人育成し、認定を行う

コンテンツプロデューサ及びクリエイタ人材の育成

<前掲 . . 5 . 知 (2) ア) >

イ)IT職業能力開発の推進及びIT技能の向上

多様なIT職業能力開発を実施することにより、急速なIT化の進展に伴う雇用ミスマッチの解消を図るとともに、我が国の雇用の安定・労働生産性の向上を図る。また、情報通信分野の専門的・技術的な業務に従事する者の知識及び技術の向上を図る。

¹² ソフトウェアエンジニアリング:高品質・高信頼のソフトウェアを効率よく生産するための学問、及び技術体系

a) 離職者及び在職者を対象とした職業能力開発 (厚生労働省)

急速な IT 化の進展に伴う雇用ミスマッチの解消、高度な IT 社会構築をリードする人材育成という観点から、2003 年度中に約 70 万人の離職者及び在職者を対象に、以下の IT に係る職業能力開発を推進する。

・民間教育訓練機関の機能を活用した、離職者を対象とした IT 活用能力習得に資する公共職業訓練の実施

・自習用端末ソフトウェア等を活用した IT 化に対応した自発的な職業能力習得の機会の提供

b) 情報通信技術者の育成支援 (総務省)

2005 年度までに、情報通信分野における人材不足を解消すべく、ブロードバンド時代に必要とされる電気通信システムの設計、放送番組の制作等の情報通信分野の専門的な知識または技術の向上を図るため、約 1 万 2,000 人に対する研修を支援するなど、高度な人材を含む情報通信分野の専門的な人材の育成を推進する。

ウ) 外国人人材の受入れ確保

a) IT スキルの国際標準化 (経済産業省)

「アジア IT スキル標準化イニシアティブ¹³」に基づき、IT 人材に関するスキル標準の国際的な共通化による IT 人材の技能に関する客観的な評価指標を作成することで、アジア域内での IT 人材市場の流動化を促し、産業界がより有能な外国人 IT 人材の活用が可能になるための基盤を整備する。

Ⅰ) IT 人材のスキル標準の国際標準化

2003 年度中に、アジアの 2 つの国及び地域に対して、それぞれの状況に応じノウハウの移転など資格制度創設に必要な支援を実施するとともに、その国際標準化を図るため、既に類似の試験制度を持つ 8 ヶ国も含め、資格の基盤となるスキル標準について相互認証を行う

Ⅱ) アジア各国の資格制度のコンピュータ化支援

我が国の情報処理技術者試験をコンピュータ化するのに合わせて、2003 年度中を目途に、アジア各国に対してもノウハウの提供、対応する研修や教材の開発など

¹³ アジア IT スキル標準化イニシアティブ: アジア各国の IT 技術者のレベルアップや国境を越えた雇用機会の拡大のため、アジア各国の IT 技術者に関するスキル標準について各国制度間で共有化する構想。2000 年 10 月、ASEAN + 日・中・韓経済大臣会合 (AEM + 3) において承認された。

各国の資格制度のコンピュータ化に必要な支援を行う

外国人 IT 技術者の育成

我が国産業界が必要とする IT 人材を育成するため、アジア共通スキル標準に沿った必要な研修事業を我が国及びアジア諸国で実施し、2005 年度までに我が国企業の採用が可能なレベルの IT 人材約 2,000 人程度育成する。

b) アジアにおける e-Learning の促進 (経済産業省)

「アジア e-Learning イニシアティブ」の一環として、e-Learning の積極的な活用によりアジアにおける効率的な人材育成を図り、我が国 IT 産業の市場および人材調達環境の整備により我が国の国際競争力強化を図る。そのため、e-Learning が普及するための環境整備に向け、アジア各国と協調しつつ e-Learning に係る人材育成、啓発普及、標準化の推進等を実施する。

e-Learning コンテンツの国際標準の策定・普及

2005 年度までに、アジアにおける e-Learning 市場形成のためのシステム構築を図るとともに、アジア全体で研修の実施やコンテンツの開発を行い、e-Learning コンテンツに関するアジア発の国際標準の策定・普及を行う

アジアにおける e-Learning システムの相互運用性の拡大

2006 年度までにアジア 5 カ国において、e-Learning の相互運用性検証、品質評価、多言語対応、著作権管理、個人情報保護、試験に活用可能な認証等の技術開発および運用ガイドラインをアジア各国と連携して推進し、実証実験を実施する。

e-Learning に係る人材育成

2005 年度までに、アジアにおける e-Learning 市場拡大のため、e-Learning のシステム運用、コンテンツ作成等に係る人材育成に必要なスキルセットの策定、育成手法の確立を図り、実証実験を行う

c) 外国人受入れ関連制度の見直し (法務省)

IT 技術者などの専門的、技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れていくことにより、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図る。

このため、IT 技術者に関する上陸の基準等について、a) の相互認証等の状況も踏まえつつ、引き続き外国人 IT 技術者受入れに係る所要の措置を 2003 年度中も講ずる。

d)外国人の日本語学習への支援 (文部科学省)

<後掲 . 2 .人材の育成並びに教育及び学習の振興 (3) イ)c)>

国民の IT 活用能力の向上

障害者や高齢者も含め全ての人々が IT 活用能力の向上を図るための必要な施策を実施することにより、例えば、国民が電子政府により実現されるサービスを簡単に利用できるなど日常生活において IT を積極的に活用できるような活力のある IT 社会の実現を目指す。

ア)障害者・高齢者の IT 利用の促進

障害者や高齢者が IT を活用することにより、経済・社会へ積極的に参画し、能力を發揮することができるようにするため、年齢・身体的な条件等に起因する IT の利用機会及び活用能力に格差が生じることがないように十分配慮しつつ、情報バリアフリー政策を推進する。

a)地域における情報バリアフリーの推進 (総務省)

2005 年度までに、NPO 等の協力を得て、高齢者・障害者への研修や IT 利活用の支援等、地域における IT 利用を総合的にサポートする体制のモデルを検討し、障害者・高齢者の IT 活用の拡大を図る。

b)パソコンボランティアの養成・派遣 (厚生労働省)

2003 年度中に、障害者の IT 利用を促進するため、パソコンボランティア養成・派遣事業を全国約 30 箇所において実施する。

c)障害者等の自立・社会参加支援 (総務省)

障害者・高齢者の自立・社会参加を支援するため、2003 年度中に在宅・訪問介護支援や健康管理情報提供を可能とするシステム等の研究開発を行う。

d)障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの研究開発・導入及び標準仕様策定 (警察庁、経済産業省、国土交通省)

<後掲 . 3 .デジタル・デバイドの是正 (2) ア)>

イ)IT 利用機会の継続性の確保及び利用環境の整備

図書館等公共施設における IT 環境の充実など全ての人々が自発的に IT を利用したり、IT を活用した学習ができる環境を整備することを通じて、国民全体の IT 活用能

力の向上を図る。

a)地域住民の IT 利用のサポート(総務省)

2004 年度までに、地域住民が IT 基礎技能等を習得できるよう 約 25 万人の IT 利用をサポートする指導者を養成するなど、住民サポート事業を推進する。

b)NPO と連携した地域 IT 学習支援 (文部科学省)

2006 年度まで、IT 関連 NPO¹⁴等との連携による地域における IT 学習等のための支援を行う

c)教育情報衛星通信ネットワークを活用した生涯学習プランニング支援 (文部科学省)

2003 年度中に、各社会教育施設が IT を活用し、生涯学習活動を積極的に展開できるよう、教育情報衛星通信ネットワークにより、2,000 ヲ所を超える受信施設に対し、実践事例を交えた IT 活用に関する解説番組等を提供する。

d)農業者等の IT 活用能力の向上 (農林水産省)

<前掲 .2.食 (2) ウ)>

学校教育の情報化等

必要なIT機器、ソフトウェア、コンテンツの充実を図るとともに、関連する諸施策を実施することにより、子どもたちが IT の活用方法に慣れ親しみ、習熟することなどを通じて、子どもたちが情報を主体的に活用できるようにするとともに、すべての子どもたちにとって理解しやすい授業を実現する。その際、インターネット上の有害情報対策にも十分配慮する。

ア)学校の IT 環境の整備

必要なコンピュータを整備し、インターネット接続の高速化を推進するなど、すべての子どもたちの IT 活用能力を向上させるため、ブロードバンド化等の時代の変化に的確に対応した IT 環境を整備する。

a)公立小中高等学校等の IT 環境の整備 (文部科学省、総務省)

2005 年度までに、概ねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続できるようにするとともに、各学級の授業においてコンピュータを活用する

¹⁴ NPO Nonprofit Organization の略。行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

ため、必要な校内LANの整備やIT授業などに対応した「新世代型学習空間」の整備等を推進することにより、すべての教室がインターネットに接続できるようにする。あわせて、地域センター（教育センター等）を中心に各学校を結ぶ、教育用イントラネットの構築を推進する。

また、2005年度までにコンピュータ教室における1人に1台使える環境の整備のほか、普通教室等への整備を推進し、教育用PC1台あたり児童・生徒5.4人の割合を達成する。

b)私立学校のIT環境の整備（文部科学省）

2005年度までに、私立小中高等学校等が、公立学校と同程度の水準の整備を目指して、コンピュータの整備及びインターネットへの接続等を行えるようにする。

c)在外教育施設の教育コンピュータ整備（文部科学省）

2006年度までに、在外教育施設の教育コンピュータの整備を行う。

イ)IT活用型教育の本格的実施の推進

a)IT教育の充実（文部科学省）

IT教育の充実を通じ、コンピュータやインターネットを使うための技能を習得させることはもちろん、子どもたちに論理的な思考力を育み、自己を表現する能力や創造力を涵養するとともに、筋道を立てて考える能力や適切に表現する能力、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成する。あわせて、社会生活の中でITが果たしている役割や及ぼしている影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図る。

高等学校における情報教育の推進

高等学校において、2003年度の入学者から、各教科や新たに創設される「総合的な学習の時間¹⁵」で情報通信ネットワークを活用するとともに、普通教科「情報」を新設し必修化することにより、コンピュータ等を活用して自分の考えを表現することなどができるようにする。

英語教育の一層の充実

IT化に伴い加速するグローバル化の進展において、国際的共通語として一層重要となる英語のコミュニケーション能力の育成のため、2007年度まで「英語が使

¹⁵総合的な学習の時間：小・中学校では2002年から、高等学校では2003年の入学者から実施される新しい学習指導要領において新設される教育課程の一つ。「総合的な学習の時間」の中では、各学校が創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題についての学習が実施される。

える日本人』の育成のための行動計画」を着実に実施し、コンピュータやインターネットを活用し、学習活動の充実を図りながら、基礎的・実践的コミュニケーション能力の育成を図る。

）学校における著作権教育の支援

ネットワーク整備の進展やネットワークコンテンツの普及にともない重要となる著作権に対する知識や意識を涵養するため、2004年度までに、子どもたちが楽しみながら著作権が学べるソフトを開発し、ネットワークにより全国に提供するなど著作権に関する総合的な教育事業を実施する。

）モラルへの配慮・道徳教育・体験活動等の充実

IT教育を推進していくに当たっては、ネットワーク上の倫理やモラルについても配慮するようにし、個人の孤立化や人間関係の希薄化、自然体験・社会体験の不足、いわゆる有害情報の氾濫などにも適切に対応できるよう、2003年度においても引き続き、情報教育、道徳教育、運動部活動の充実や学校内外における自然体験や生活体験等体験活動の充実を図る。

b)先進的な実践事例の積極的な紹介・普及

ITを活用して教育効果を上げている学校等の取り組み等の先進的な実践事例を全国で紹介・普及し、効果的に全国的なレベルアップを図る。

）高速インターネット接続校を活かした研究開発（文部科学省、総務省）

2003年度までに、インターネットに高速接続された約3,000校のネットワークを活かして、教育方法や教育ネットワークの在り方、大規模ネットワークの運用維持手法の研究などを行い、先進的な実践事例等をホームページを通じて提供し、学校におけるインターネット活用を促進する。

）教育現場における先進的なIT活用事例の支援（経済産業省）

2004年度までに、学校におけるITの有効な活用方法やIT活用能力の的確な向上を図ることを目的とした先進的な授業実践を支援するとともに、蓄積された実践事例等を広く紹介するプロジェクトを約50件実施する。

c)ITを活用した外国人の日本語学習への支援

日本語の普及や日本文化の発信を図るため、国内外における日本語の学習環境の整備等を促進することが重要である。

外国人の日本語学習への支援 (文部科学省)

2005 年度までに、インターネットを活用して教材用素材など日本語教育に関する情報等を国内外に提供することを通じて日本語学習の支援を図る総合的なネットワークシステムを構築し、広く日本語教育に関する情報を国内外に提供するとともに、日本語教員の IT 指導力向上のための研修を実施して、日本語教育の推進を図る。

インターネットを利用した海外日本語教師支援 (外務省)

海外での日本語教育を支援するため、国内外の日本語教師を対象としたインターネット・プログラムについて、2003 年度中に英語及び韓国語の翻訳を付与し、海外登録者数を 2005 年度までに約 1 万人へ増大させ、教師間の情報交換機能の充実を図る。

インターネットを利用した年少向け日本語試験の開発 (外務省)

海外における初等中等教育機関で日本語を学ぶ青少年の学習意欲向上に寄与するため、2003 年度中にいつでもどこの国でも受験できるようなインターネットを利用した日本語試験を開発・運用する。

d)子どもたちを取り巻く有害情報への対応

近年のインターネットの急速な普及に伴い、子どもから大人まで誰でも様々な情報にアクセスすることが可能になっているが、一方でインターネット上に氾濫している違法・有害な情報や出会い系サイト等に起因する犯罪から子どもたちを守る必要が高まっている。このため、以下の施策を実施する。

2003 年度中に子どもを取り巻く有害情報の問題も含めて「家庭教育手帳」等の内容の改善を行うなど、保護者に対する広報啓発を図る。また、学校教育においては、フィルタリングソフトの普及や情報モラルの育成等を推進する。(文部科学省)

2003 年度中にフィルタリングシステムを普及させるため、全国 30 地区以上で、モデル事業を実施するなどの広報啓発活動を行う。また、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」を適切かつ効果的に運用するとともに、インターネットを利用した有害環境浄化・相談等の健全育成活動の推進を図る。(警察庁)

2003 年度中に学識関係者、ユーザー、教育関係者、プロバイダー等による連絡協議会を設置し、国内外のレイティング、フィルタリングの調査研究やレイティングデータベースの更新や Web 上でのデータオンライン提供等を実施する。(経済産業省)

インターネット上の違法・有害情報対策 (総務省)

< 後掲 . 5 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (3) キ) >

ウ) IT 指導力の向上 (文部科学省)

概ねすべての公立学校教員が IT を活用して指導ができる能力を身につけられるようにするなど子どもを指導する立場にある教員の IT に関する指導力の向上を図る。

また、IT に関する企業や地域の人材の専門的知識、技術等を活用し、子どもたちの情報活用能力の向上を図るとともに、インターネット等を利用した授業の一層の充実を目指す。あわせてアジア太平洋地域の教員等の養成にも協力する。

a) 公立学校教員の IT 指導力の向上

2005 年度までに、約 90 万人の公立の小中高等学校、盲・ろう養護学校等の概ねすべての教員がコンピュータ等の IT を用いて子どもたちを指導することができるようにする。

b) e-Learning を活用した教員の IT 指導力の向上

<前掲 5.知 (2) ウ)>

c) 学校教育における IT 専門家の活用

2004 年度までに、合計 1 万人程度の IT 関連分野の優れた知識や技術を有する人材を子どもたちの IT 教育の充実のため、学校教育において積極的に活用する。

d) IT 教育信託基金に基づく教員等の研修の実施

2005 年度まで、ユネスコ¹⁶ IT 教育信託基金に基づき、アジア太平洋の約 35 ヶ国の国や地域において、開発途上国の初等中等教育教員等を対象とする IT 研修を実施する。

エ) 教育用コンテンツの充実・普及

各種教育用コンテンツの充実・普及を図ることを通じ、子どもたちがこれまでの学校の授業では接することが難しかった情報を提供することにより、子どもたちの学習意欲の向上を図るとともに学習内容の一層の理解を促す。

a) 教育用コンテンツの活用・普及 (文部科学省)

2004 年度までに、様々な教育用コンテンツを授業の中で適切かつ効果的に活用するため、毎年 1,000 件程度の教育用コンテンツの実践事例を教育情報ナショ

¹⁶ ユネスコ 国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) のこと。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の福祉の促進を目的とする国連の専門機関。

ナルセンターに登録することにより、活用事例の全国への普及を図る。

b)産業界と連携したコンテンツ作成・実践 (経済産業省)

2004年度までに、産業界の協力により、産業界の知見を反映し児童・生徒の興味・関心を高める教育用コンテンツ等を約10,000件以上作成するほか、学校現場においてこれらを活用した産業界の人材が参画した授業実践を200時間程度行う。

c)各種コンテンツのデジタル・アーカイブ化及びインターネット提供 (文部科学省、経済産業省)

2005年度までに、研究機関等が有する最先端の研究成果を素材にした教育用コンテンツの研究開発を行い、これらの成果を2005年度までに全国に普及する。また、2005年度までに学校体育・スポーツ・健康教育用コンテンツ、伝統芸能や現代舞台芸術の公演等を記録した文化デジタルライブラリー、国立科学博物館の学習資源をデジタルアーカイブ化するとともに、そのデジタル素材を用いてコンテンツを作成し、インターネット等で提供するなど、その成果を全国に普及する。

d)大容量教育用コンテンツの閲覧技術等についての研究開発・実用化 (総務省、文部科学省)

2005年度までに、教育用コンテンツのインターネットを介した利用を促進するため、学校における情報セキュリティ技術や簡易型インターネットアクセス網構築のための技術、ネットワーク上の教材コンテンツを自動判別して高速・容易に検索を可能とする技術、トラブルや問い合わせへの対応を迅速化・効率化して対応の質的向上を図る次世代ヘルプデスク支援システムに関する技術、学校に配備する平均的な端末から、インターネット上で3Dコンテンツ等大容量のコンテンツの閲覧を可能とする技術等を開発し、学校教育に導入する。

e)教育情報システム等の開発・実用化 (経済産業省、文部科学省)

2004年度までに、教育・学習への活用だけでなく、学校現場のあらゆる場面における情報技術の実用化を図るため、教育現場での活用に適した情報技術の要件を調査・研究し、それに基づくソフトウェア・ハードウェア等の開発を促進する。

f)教育用ブロードバンドコンテンツ流通促進プラットフォームの開発・実証等 (総務省)

2003年度までに、学校へのブロードバンドネットワークの普及に対応し、セキュリティの確保、認証・課金、ネットワーク配信、デジタルアーカイブからのコンテンツ利活用等の機能を提供するシステムの開発・実証等を行い、2004年度までにそれまでの成果の公開・普及や、教育用コンテンツの利用形態の多様化・高度化に

対応したプラットフォームの高度化の検討を行う等教育用コンテンツの流通促進を図る。

オ)教育情報提供体制の整備等

学校教育や生涯学習に関する情報について、全国各地から有益な情報を検索・受信できるような情報提供体制を整備拡充すること等により、IT を活用した教育及び学習の振興を図る。

a)教育情報ナショナルセンター機能の整備 (文部科学省、総務省、経済産業省)

2005 年度までに、各種の教育用コンテンツや教育支援情報を検索したり、ダウンロードできる教育情報ポータルサイト¹⁷等の教育情報ナショナルセンター機能を整備し、国立教育政策研究所において運用する。なお、利用可能な情報数については、毎年約2万件を目標に整備を図る。

b)教育情報衛星通信ネットワークの全国展開 (文部科学省)

2005 年度までに、衛星通信を活用して提供される学校教育・社会教育に関する情報・研修番組や学習番組等が全国で受信できるなど生涯学習の振興に資するために必要な受信設備の配置を行えるようにする。

カ)障害のある子どもたちへの対応 (文部科学省)

学校教育の情報化等を進めるにあたっては、身体的な条件により、IT の利用機会及び活用能力の格差が生じることがないように、障害のある子どもたちに対して十分に配慮する。

このため、2003 年度においても盲・ろう・養護学校の児童・生徒、一人一人の障害に対応した最新の IT 機器の整備や、インターネット対応化など、機能の充実を図ってきた盲学校点字情報ネットワークの対象を視覚障害教育全般に拡充し、名称を「視覚障害教育情報ネットワーク」と改め、より一層の充実を図る。また、盲・ろう・養護学校におけるIT教育及び外国語教育の充実については、公立小中高等学校に準じて実施する。

ITを活用した遠隔教育の推進

< 前掲 . 5 . 知 (2) >

¹⁷ ポータルサイト：ポータルサイト (portal) は入口、玄関の意。転じて、インターネットに接続した際に最初にアクセスするウェブページのこと。分野別に情報を整理しリンク先を表示。

3.電子商取引等の促進

< 目標 >

2003年における事業者間(B to B)及び事業者・消費者間(B to C)取引の市場規模が、それぞれ1998年の約10倍、約50倍の規模となる70兆円程度、3兆円程度を大幅に上回ることを目指す。

(1)現状と課題

我が国の電子商取引の現状を見ると、2002年度のB to B市場規模は46.3兆円、B to C市場規模は2.7兆円と、それぞれ前年に比べて約36%増、約80%増と拡大している。また、eマーケットプレイス¹⁸やネットオークション市場¹⁹、モバイルコマース市場など、これまでになかった市場が形成され、新たな取引形態が生まれてきた。このように、我が国の電子商取引は着実に発展しているといえる。

しかしながら、社会・経済全般に目を向けると、技術革新による生産性の向上に伴って社会構造が高度化しつつあり、我が国の企業は、新たな社会・経済システムに対応していかなければならない状況に置かれている。このような状況の中で、企業には、取引の電子化を促進するだけでなく、ITの活用により既存のビジネスの無駄を排除し、経営資源を有効活用することが求められている。

< 電子商取引市場に関する主要指標 (2002年度) >

	電子商取引市場規模	電子商取引化率
B to B 市場	46.3兆円	6.99%
B to C 市場	2.7兆円	1.02%

(2) 施策の意義

既存のビジネスの無駄を排除し、利益の出る体質に変革するためには、ITを駆使して情報の流れの制約を取り払い、企業のビジネスプロセスを再定義する必要がある。そして、余った経営資源を新たな事業に振り向ければ、これまで想像もできなかった新しい商品やサ

¹⁸ eマーケットプレイス 複数の売り手(販売側)と買い手(調達側)で、財・サービスの交換を行うインターネット上での取引の場(インターネット取引所ともいわれている)。調達側のコストの削減と販売側の機会増加という双方のメリットが享受出来るため、企業間電子商取引の中で特に重視されている。

¹⁹ ネットオークション市場 オークションの場をインターネット上で実現したもの。ホームページ上で紹介された商品に希望購入価格を書き込んで入札し、締切期限までに一番高い金額をつけた人が落札する仕組みを使って行う電子商取引市場のこと。

ービスを生み出すことができるだろう。このためには、政府としては、ITによる企業の経営改革・業務改革を積極的に推進するとともに、新たなビジネスの創造を促進する環境を整備しなければならない。

また、電子商取引市場や新たに生まれた市場の活性化のためには、企業のIT化やビジネス創造を促進するだけでなく、消費者が安心して市場に参加できる環境を整備することも必要である。

このため、ITによるビジネスプロセスの構造改革、ITを活用した新たなビジネスの創造、安全・安心な電子商取引環境の整備の3つの視点から総合的な施策を実施し、企業そして社会全体を「元氣」にすることを目指す。

(3)具体的な施策

ITによるビジネスプロセスの構造改革

企業の経営効率をさらに向上させるためには、取引の電子化を促進するだけでなく、企業活動のあらゆる局面にITを浸透させ、利益の出る企業体質を再構築することが重要である。そのため、民間事業者の自主的な対応を基本としつつ、政府としては、(ア)企業のIT化に関する制度の充実、(イ)経営改革・業務改革の促進、(ウ)電子商取引の加速的推進の3つの視点から諸般の施策を実施し、ビジネスプロセスの構造改革を支援する。

ア)企業のIT化に関する制度の充実

a)会社公告の電子化(法務省)

2003年中を目途として、株式会社が減資、合併、会社分割等のときに行う官報又は日刊新聞紙における公告に加え、電磁的方法による公告を行うことを可能とする内容の商法改正を行う。

b)電子署名及び認証業務に関する認定制度等の円滑な実施(総務省、法務省、経済産業省)

2004年度まで、安全かつ信頼できる電子商取引基盤の整備及び健全な発展のために必要な電子署名・認証業務に関する最新の技術や動向についての調査研究を行うとともに、これらを利用する国民に対する普及啓発や情報提供を行う。

c)電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進(総務省、法務省、経済産業省)

2004年度まで、電子商取引の国際的な発展に資する環境整備のため、電子署名・認証業務の認定に関する国際的な相互承認等に向けた取り組みを推進す

る。

d)アジア域内で運用可能な公開鍵基盤 (PKI)²⁰の整備 (経済産業省)

アジア地域の電子商取引市場の基盤整備等のため、アジア域内における公開鍵基盤 (PKI)に必要な技術仕様、利用基準の明確化のための実証実験を2005年度まで8カ国において実施する。また、「アジアPKIフォーラム」と協力しつつ、アジア各国の法整備のあり方等について検討するアジア公開鍵基盤 (PKI)整備事業を実施し、2005年度を目途に、アジア域内で運用可能な公開鍵基盤 (PKI)の整備を行う。

e)事業活動におけるITの積極的な利用を阻害する制度の見直し (内閣官房及び関係府省)

2003年度早期に、内閣官房は、関係府省の協力を得て、事業活動におけるITの積極的な利用を阻害する制度についての実態調査を行う。実態調査の結果を踏まえ、2003年度中に、関係府省は制度改正の要件やスケジュール等を明記したアクション・プランを作成し、内閣官房が取りまとめる。

f)民間保存文書の電子的保存の制度面・技術面の検討及び電子文書の長期保存の技術開発支援

< 前掲 .7.行政サービス (2) >

イ)ITによる経営改革・業務改革の促進

a)業務・システムの最適化手法の開発 (経済産業省)

2004年度までに、業務・システムの最適化手法に関する産業界向けのガイドラインを策定する。さらに、2005年度までに、複数の業界において、上記ガイドラインに基づく情報システムの調達の普及を図る。

b)戦略的なIT利用のための投資促進 (経済産業省及び関係府省)

企業活動の抜本的な合理化や経営革新につながる戦略的IT投資に係るプロジェクトの活性化を図るため、戦略的IT投資に積極的な事業者の連携、研鑽及び情報の収集を支援する。2005年度までに先進事例となるようなプロジェクトがおおむね1万件創出されることを目標とし、このようなプロジェクトに係る投資を促進する。

²⁰ 公開鍵基盤 (PKI) Public Key Infrastructure。公開鍵暗号技術と電子署名を使って、インターネットで安全な通信ができるようにするための技術基盤。認証局を設けて電子署名による電子証明書とともに公開鍵を発行、管理し、通信相手の正当性を証明する仕組みを提供。

c)商品トレーサビリティシステムの普及に向けた商品コードの標準化(経済産業省)

電子タグを活用した商品のトレーサビリティシステムを普及させ、商品の追跡管理に関する多様なニーズに対応できるようにするため、関係省庁と連携を図りつつ、2004年度中に企業横断的、業種横断的な商品識別コードの標準化を行うとともに、既存の国内外の商品識別コードに関するデータベースを整備し、広く提供する。さらに、2005年度までには、商品識別コードを国際標準化する。

d)サプライチェーン²¹全体最適化基盤整備事業(経済産業省)

2005年度までに、製造・卸売・小売の各層の企業がインターネットを利用して、受発注、売上管理、物流管理、決済等のサプライチェーンの全体最適化を行うための共通プラットフォーム等の開発及び実証実験を実施する。

e)貿易金融EDI²²とアジア諸国の政府手続用システムとの連携(経済産業省)

貿易関連手続の電子化・ワンストップ化を図るため、2003年度に、我が国で開発された貿易金融EDI(TEDI)とアジア諸国又は地域における輸出入申告、輸出入申請その他の対政府手続用システムとの連携を支援する。

f)輸出入及び国内物流EDI²³基盤の国際標準化(経済産業省、国土交通省)

国内物流EDI標準(JTRN)を国際標準化するため、2003年度から、EDIメッセージのXMLの使用による標準化作業を進めている国際機関への積極的な提案と、国内物流EDI標準のXML化を並行して行う。また、2005年度までに、国際海上貨物輸送分野において、貿易相手国と連携しつつ、輸出入物流EDIの標準メッセージの開発を行うとともに、官公庁申請EDIとの接続を視野に入れた実証実験を行う。

ウ)商取引の電子化の加速的推進

a)電子商取引準則の普及及び見直し(経済産業省)

2002年3月に公表した「電子商取引等に関する準則」について、2003年度以降も、その普及を図りつつ必要に応じて見直しを行う。

b)中小企業を対象としたIT共通基盤整備(経済産業省及び関係府省)

²¹ サプライチェーン(供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・物流・販売までの一連の流れのこと)。

²² 貿易金融EDI(荷主、運輸、金融機関その他の企業間の貿易関連手続き(貨物の権利の移転に伴う手続き、運送契約、保険契約等)の用に供する文書(船荷証券、インボイス等)の情報を電子化し、インターネットにより伝送するためのシステム)。

²³ 物流EDI(運送関係・倉庫関係のメッセージの標準化等により、出荷・輸送・荷受等の情報を電子的にやりとりするための仕組み)。

2003 年度中に、中小企業のおおむね半数程度がインターネットを活用した電子商取引等を実施できることを目標とし、人材育成や共通ソフトウェアの開発・普及等、中小企業の規模や業種・業態に応じたきめ細かな支援を着実かつ円滑に実施する。また、IT化が相対的に遅れている農林水産分野等のIT化のための施策についても充実を図る。

c) アジア地域における ebXML²⁴ の普及 (経済産業省)

アジア地域における事業者間電子商取引の基盤整備のために、XML 言語を利用した EDI の国際標準化規格 (ebXML) について、アジア地域内の普及促進を図る。そのために、2005 年度までに、同規格について、アジア地域における技術的互換性の確保、取引ルールに関する合意及び普及促進のための環境整備などを行う。

IT を活用した新たなビジネスの創造

IT を活用した新たなビジネスを創造し、我が国の産業の国際的な競争力の向上を目指す。そのため、海外で高い競争力を誇る我が国のコンテンツが、ネットワーク上で大量流通するために必要な施策を実施する。また、この他にも、高い競争力を持つ様々な商品やサービスが事業化されることを目指し、新たなビジネスの創造を促進するための取り組みを積極的に講ずる。

ア) コンテンツ産業の国際競争力強化

< 前掲 .5 .知 (2) >

イ) ビジネス創造を促進する環境の整備

a) IIベンチャー企業等への資金助成 (総務省)

2003 年度中に、情報通信技術関連のベンチャー企業や起業を目指す個人に対して、先進的・独創的な技術の研究開発費や事業化に必要な資金の一部の助成を行う。

b) 中小 IT ベンチャー企業の事業化支援 (経済産業省)

2007 年度までに、1億円以上の売上高を達成する企業を10社育成することを目標に、優れた技術を持つ中小 IIベンチャー企業に対し、市場を見据えたソフトウェア製品の完成のための技術開発支援と、その事業化までの支援を行う。

²⁴ eb XML Electronic Business XML (eXtensible Markup Language) の略。XML (ウェブページを記述する際に用いる言語) の企業間電子商取引向けの標準仕様で、アメリカの業界団体 OASIS (構造化情報標準化振興機構)、国連内の部局 UN / CEFAC が標準化を推進。受発注や見積もり等のビジネス上のデータ交換の手順や表現形式に関して規定。

c)II ビジネスモデル地区構想の推進 (総務省)

2005 年度までに、II ビジネスの振興に積極的な地方公共団体を指定し、地域の情報通信基盤の整備、アプリケーション開発等の促進、II技術者の育成等の支援措置を講ずることで、II ビジネスにとっての魅力的なビジネス環境を先行的に実現する。また、当該モデルを他地域へも展開させるため、推進計画の実施状況の分析と公表を行う。

d)オープンソースソフトウェア²⁵市場の拡大 (経済産業省)

オープンソースソフトウェアの開発・利用を促し、オープンソースソフトウェアに係るビジネスを活性化させることで、ソフトウェア産業界全体の国際競争力の向上を図る。このため、2003 年度中にオープンソースソフトウェアのライセンス契約の法的枠組みを明らかにするガイドラインを検討し、公表する。

e)次世代位置情報サービスの促進のための基盤整備 (経済産業省)

位置情報を活用した移動中の歩行者に対する情報提供、貨物の追跡等の様々なサービスの創造、普及を促進するため、2003 年度中に、位置情報に係る各種の標準を調整する体制を整備するとともに、2005 年度までに、各種位置情報サービスに横断的に活用できる位置情報共通基盤を構築するための実証実験を行う。

安全 安心な電子商取引環境の整備

電子商取引の促進に当たっては、個人情報保護対策の推進を図るとともに、取引に係る消費者トラブルの防止及び救済を図る措置を講ずるなど、消費者が安心して電子商取引を利用することができる環境を整備することが必要である。これには、民間団体等の自主的な対応が重要であるが、政府においても、消費者が自己責任のもとで、自らトラブルを回避できるように、情報提供や啓発活動を行う。

ア)個人情報保護

< 後掲 .5 .高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保
(3) ア)>

イ)消費者保護対策の充実

a)電子商取引監視調査システムの運用 (公正取引委員会)

消費者向け電子商取引における不当表示の有効な規制を行うとともに、消費

²⁵ オープンソースソフトウェア：プログラムのソースコードが公開されているソフトウェアのこと。

者取引の適正化を図り、消費者が安心して利用できる電子商取引の環境を整備するため、2003 年度中に、電子商取引調査員を増員し、不当表示の常時監視体制を強化する。

b)特定商取引法の遵守状況の点検（経済産業省）

2003 年度中に、インターネット通販広告やいわゆる迷惑メール等について特定商取引法の遵守状況を点検し、違反事業者に対しては広告の改善を求める等所要の措置を講ずる。

c)少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備（警察庁）

<再掲 2.人材の育成並びに教育及び学習の振興（3）イd)>

d)消費者被害に関する広報・啓発活動等（警察庁）

2004 年度までに、ネットワーク利用の悪質商法事犯に関する情報を全国警察で共有・利用するためのシステムの整備、電子商取引に関係した消費者被害に関する広報・啓発活動等、消費者保護対策に必要な体制の整備を行う。また、情報セキュリティアドバイザーを設置して相談業務を強化するとともに、ハイテク犯罪等に関する相談に迅速かつ的確に対応するためにネットワーク相談対応システムを構築する。

e)電気通信分野における消費者行政の充実（総務省）

2003 年度中に、総務省や関係機関に寄せられた苦情・相談を基に、主なトラブルとそれに対する対処方法についてホームページ、関係者による連絡会等を通じて情報提供を行う

f)ADR²⁶に関する共通的な制度基盤の整備（司法制度改革推進本部及び関係府省）

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、2003 年度中に所要の措置を講ずる。

g)ADRに関する情報提供面・担い手の確保面での連携強化（司法制度改革推進本部及び関係府省）

「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」において取りまとめた「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」に盛り込まれた施策に引き続き取り組むとともに、ADR機関等の関係諸機関による連絡協

²⁶ ADR:Alternative Dispute Resolution（裁判外の紛争解決手段）の略。

議会の体制が早期に整備されるよう 2003 年度中に必要な支援を行う

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

< 目標 >

行政の情報化については、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進し、2003年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する。また、2005年度末までに、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者視点に立った行政ポータルサイト等の整備を図り、利用者本位の行政サービスの提供を目指すとともに、業務分析の実施、業務プロセス等の抜本的な見直しを通じて、2005年度末までのできる限り早期に、各業務・システムの最適化に係る計画を策定し、予算効率の高い簡素な政府の実現を目指す。

公共分野において IT を活用することにより、サービスの多様化及び質の向上等を図り、広く国民が IT の恩恵を享受できる社会を実現する。具体的には、高度道路交通システム (ITS) の普及と発展のため、2004 年の ITS 世界会議や 2005 年の愛・地球博において世界最先端の ITS を提示・実現する。また、2003 年度までに、各防災機関や国民が防災情報を共有化できるシステムの整備を行う。

(1) 現状と課題

行政の情報化は、行政のあらゆる分野への IT の活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的としているものである。

これまで政府においては、e-Gov の構築、申請・届出等手続のオンライン化に係るアクション・プランの策定、汎用受付等システムの整備、書面による手続に加えオンラインによる手続等も可能とする「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等行政手続オンライン化関係 3 法の成立・施行（一部を除く。）等の基盤整備を図るとともに、個別分野においても、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化の実現、公共事業、非公共事業における電子入札・開札の実施など行政の情報化全般の取り組みを推進してきた。

しかしながら、これまでの取り組みは、各府省間の連携が必ずしも十分でなかったこともあり、国民等利用者からみて、利便性の面で改善の余地がある。また、行政事務の IT 化は既存の業務及び制度を前提としたものにとどまるとともに、各府省に共通する業務や類似の業務についても、区々にシステムの整備が行われている状況にある。

こうした問題を解決し、各府省が連携して行政の情報化を一層していくため、2002

年 9 月に、IT 戦略本部の下に CIO 連絡会議を設置し、政府全体としての情報化推進体制を強化したところである。

今後は、従来の各府省ごとの行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、行政情報の入手やオンラインによる手続を、便利で分かりやすいものとするという「質」の向上への転換を図る必要がある。また、行政事務の IT 化に当たっては、業務処理過程の重複等の徹底排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等業務・システムの最適化を戦略的、横断的に推進する必要がある。

一方、地方公共団体においては、電子入札・開札の実施、電子会議室の設置、電磁的記録式投票の実施などいくつかの団体において先進的な取り組みが進められている。また、行政手続オンライン化関係 3 法が成立するなど、電子自治体を構築する上での必要な共通基盤も着実に整備されつつある。

しかしながら、すべての国民が情報化の恩恵を享受するためには、一部の先進的自治体のみならず団体規模や能力等にかかわらずすべての地方公共団体において IT を活用した質の高い住民サービスの提供が図られるよう環境整備等を行う必要がある。また、業務の合理化、コスト削減の観点から、複数の地方公共団体によるシステムの共同整備、共同運営を促進する必要がある。

行政の情報化と並んで、公共分野の情報化は広く密接に国民生活に関連しており、利便性の向上とともに、経済社会全体の情報化の起爆剤になることが期待されている。

特に、インターネット等の活用により、公共サービスへの国民のアクセシビリティが向上するとともに、国民のニーズを的確に反映し、質の高い公共サービスが新たに提供されることが期待されている。

このため、「e-Japan 重点計画」において各分野の具体的目標及びその達成期限を定め、着実な進展が図られてきたところである。例えば、牛肉の履歴情報に係る法律を策定し、防災情報システム整備の基本方針を制定するなど、実績をあげている。

国民全体がさらに豊かな生活を享受するためには、こうした国民と広く密接する公共分野において、情報通信技術を活用し、質の高いサービスの提供を行うべく引き続き研究開発を推進するとともに、先進的な情報通信基盤やアプリケーションの積極的導入を図り、サービスの充実に努める必要がある。

< 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関する主要指標 >

国の申請・届出等手続のオンライン化手続数	590 ¹	6,048 ³
国の行政機関のホームページ開設数	1,310 ¹	1,468 ⁴
地方公共団体のホームページ開設率	83.5% ²	95.7% ⁵
電子政府の総合窓口「トップページ」へのアクセス	2,510,202 ¹	2,825,597 ⁴
電子政府の総合窓口「ホームページ」検索	3,483,855 ¹	4,139,670 ⁴

電子政府の総合窓口「法令データ検索	2,863,142 ¹	6,482,752 ⁴
1 2002年3月	2 2001年4月	3 2003年6月
5 2002年4月		4 2003年3月

(2) 施策の意義

行政の情報化については、国民や企業が行政組織等を意識せず、携帯端末、携帯電話の普及に対応した多様な手段による電子政府利用環境（マルチアクセス環境）の下、24時間365日ノンストップで必要な情報を容易に入手し、ワンストップで適切な行政サービスを受けることを可能とするものであり、国民や企業の利便性を飛躍的に向上させる。

また、国の行政機関においては、行政の情報化により、行政機関内部における各種行政事務に係る手続及び業務プロセスについて、制度の見直し、ITの活用、民間の知見・能力の活用等を通じて、業務・システムの最適化を図ることが可能となり、予算効率の高い簡素な行政を実現する。

医療、食料、文化、交通、防災等あらゆる公共サービスの分野での情報化の推進は、多様かつ質の高い公共サービスの提供を通じて、国民生活の全般的な質の向上が期待される。

さらに多くの国民が、例えば家にいながらにして図書館や美術館の情報を活用できたり、移動する車の中で映像情報も含め種々な情報を入手できたりする等、様々な分野でITの便益を身近に体験することを通じ、我が国全体の情報化に向けて大きな波及効果が期待できる。特にこれらの公共分野は、広く国民に密接に関連する分野であることから、公共分野の情報化の進展は国民の情報活用能力を向上させ、情報格差を是正する効果も併せて有しているものと考えられる。

なお、これらの実現を図るため、国、地方公共団体が密接な連携を図っていくとともに、国は地方公共団体の取り組みに対して必要な支援を行う。

(3) 具体的施策

行政の情報化

ア) 電子政府の構築

行政分野へのITの活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、別添「電子政府構築計画」に基づく各種施策を着実に実施する。

イ)電子自治体構築に向けた支援

すべての国民がITの恩恵を享受し、生活の利便の向上を実感できるようにするとともに、IT活用による行政運営の効率化を一層推進していくためには、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の電子自治体の構築に向けた取り組みが極めて重要な段階に至っている。

このため、国は、こうした地方公共団体の取り組みが国における電子政府構築の取り組みと歩調を合わせて実施されるよう、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する支援を引き続き着実にやっていく必要がある。

a)電子自治体構築に向けた共通基盤の整備

電子自治体構築の前提として、各地方公共団体に共通するシステム基盤を早急に整備する必要があることから、公的個人認証サービスのシステム整備等をはじめとする共通基盤の構築に向け、次に掲げる地方公共団体の取り組みに対して支援する。

総合行政ネットワーク(LGWAN)の整備・活用(総務省及び全府省)

すべての地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワーク(LGWAN)について、2003年度中に全市区町村との接続を図る。また、国・地方を通じて情報交換・情報共有が必要となる業務については可能な限りLGWANを活用することとし、行政の簡素化・合理化を推進する。

組織認証基盤の整備(総務省)

地方公共団体の組織認証基盤については、2003年度までに全市区町村までの整備を図る。

住民基本台帳ネットワークシステムの推進(総務省)

住民基本台帳ネットワークシステムについては、電子政府・電子自治体の基盤となるものであり、国民の一層の理解を得つつ、2003年度以降も引き続き安定的な運用を図るとともに、2003年8月開始の住民基本台帳カードの積極的な普及を図る。

公的個人認証サービス制度の整備(総務省)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)に基づき、地方公共団体が構築・提供する公的個人認証サービス制度について、システム設計、全国運用実験、システム整備を進めるとともに、政省令や技術的基準の整備等を行い、2003年度中の運用開始を目指す。

b)行政手続のオンライン化

電子政府・電子自治体の構築により、すべての国民が行政サービス分野での利便性の向上を実感できるよう、旅券の交付等住民に身近でニーズの高い手続をはじめとして地方公共団体が扱う行政手続について、申請届出から手数料等の納付に至るまでのオンライン化の速やかな実現に向けて、引き続き必要な支援を行う。

）汎用受付システムの整備の促進（総務省及び関係府省）

地方公共団体の汎用受付システムについては、既に策定された基本仕様（2002年3月、自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議決定、2003年3月改定）を基に、2003年度中に、手続のシングルウィンドウ化等の住民の利便性の向上、決済基盤との連携等の検討を進め、順次その整備を促進する。

）オンライン化実施方策の提示（総務省及び関係府省）

法令に基づき地方公共団体が取り扱う個別手続に関し、原則として2003年度中に、実証実験の成果や業務改革の視点も踏まえつつ、必要な様式や項目、業務手順の標準化・簡素化、添付書類の省略・簡素化等オンライン化を図るうえで必要な実施方策を提示する。

c)地方公共団体における業務改革の促進

すべての地方公共団体において、ITを活用した業務改革の取り組みを通じて、既存の組織や業務の見直しを図り、行政運営の一層の簡素化・効率化を進めるための支援を行う。

）共同アウトソーシング」システム整備の促進（総務省）

<前掲 .7.行政サービス（2）エ>

d)すべての地方公共団体でシステム構築に取り組めるようにするための環境整備

団体規模や能力等にかかわらず、すべての地方公共団体においてITを活用した

住民本位で質の高い行政サービスの提供が図られるよう、市町村合併の動向に配慮し、都道府県・市区町村の意見や要望も十分踏まえたうえで、システム構築のための環境整備等の必要な支援を行う。

）情報システムの共同整備・運営の促進（総務省）

地方公共団体間の IT 格差の解消を図る観点等から、2003 年度以降も引き続き、ASP²⁷等を活用した「共同アウトソーシング」システムをもとに、複数の地方公共団体による情報システムの共同整備及び共同運営を促進する。

）主要手続のオンライン化進捗状況の調査等（総務省及び関係府省）

2003 年度以降も引き続き、主要な申請・届出等手続についてのオンライン化の進捗状況を調査・公表し、当該調査結果を踏まえた必要な支援を行う等、地方公共団体の取り組みを一層促進する。

）電子自治体推進にかかる広報、普及活動の実施（総務省）

2003 年度中に、電子自治体の構築に向けて、利用者である住民の理解を広く得る観点から、住民サービスの向上や行政運営の効率化等電子自治体が果たす役割について広報、普及活動を行う。

）都道府県・市区町村を対象とした高度情報セキュリティ研修等の実施（総務省）

2003 年度以降、都道府県・市区町村による主体的な情報化施策の一層の推進を図るため、都道府県・市区町村を対象とした研修・啓発等の支援を引き続き実施するとともに、信頼性の高い電子自治体実現の観点から、すべての都道府県・市区町村を対象とした高度情報セキュリティ研修を実施し、効率的な情報セキュリティ研修の体系を構築する。

）地方公共団体による自主的な取り組みへの支援（総務省）

2003 年度以降も引き続き、地域の創意工夫を活かして、電子自治体の構築に向けて自主的な取り組みを行おうとする地方公共団体に対し、地方財政措置の実施や情報提供等の必要な支援を行う。

²⁷ ASP：Application Service Provider の略。各種ソフトウェアを通信ネットワークを使って貸し出すシステム等の総称。

地上デジタル放送の利活用に関する研究 (総務省)

地上デジタル放送の持つデータ放送や双方向機能を活かしたアクセシビリティの高い行政サービス提供システムの開発・実証を 2004 年度までに実施し、地方公共団体の情報提供サービス等への活用を促進する。

e)IT を活用した住民参画の促進

住民が、自らの居住する地方公共団体が行う施策や地域づくりのあり方等について、行政ポータルサイト等により情報を容易に入手できるとともに、それらに対する意見や要望の表明を主体的にできるようにするなど IT を活用した住民参画の促進に対して支援を行う。

住民の行政等への参画促進に対する支援 (総務省)

行政ポータルサイトでの地方公共団体の施策に関する意見の募集や電子会議室の設置等 IT を活用した住民の行政等への参画を容易にする仕組みの構築等に対して必要な支援を、2003 年度以降も引き続き実施する。

地方選挙における電子投票の普及促進 (総務省)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票 (電子投票) について、2003 年度以降も、実施しようとする地方公共団体に対する支援を引き続き行うことにより、その一層の普及を図る。

公共分野

ア) 科学技術・学術研究分野の情報化

世界最高レベルの研究環境を整備・維持し、研究水準の一層の向上を図るとともに、産学官の研究者への迅速かつ的確な情報提供を進めるため、科学技術・学術情報基盤の整備を推進する。

a) スーパーSINET の構築 (文部科学省)

先端的研究機関を最大 10Gbps の回線で接続するスーパーSINET を 2003 年度までに 28 機関において整備し、更に順次拡大する。

b)仮想研究環境 ITBL (T-Based Laboratory)の構築及び超高速コンピューター網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発 (文部科学省及び関係府省)

研究開発の IT 化を実現するため、2005 年度までに国内すべての研究機関のスーパーコンピュータを大容量ネットワーク上で共用化が可能な環境を構築し、その普及を促進する。また、2007 年度までに世界水準の超高速グリッド・コンピューティング²⁸環境を実現する基盤ソフトウェアを開発し、実証を行う。

c)研究開発に必要な各種データベースの整備・高度化 (文部科学省)

学術コンテンツポータルシステムにおいて、収集・提供するコンテンツを、2005 年度までに大学、研究機関等が保有する情報、学術電子ジャーナルまで順次拡大する。また、解読されたゲノム情報 (全遺伝情報)を高度利用する研究を促進するため、2005 年度までにゲノム関連データベースの高度化・標準化を図る。

d)IT を活用した研究開発等の基盤技術の開発 (文部科学省)

2006 年度までに、高機能 IT を活用したスパコンネットワーク上での三次元高精度立体画像等によるバーチャルリアリティ技術や遠隔地実験技術等の開発を行う。また、2007 年度までに各種細胞、生体機能の薬剤応答等を生命情報技術、先端イメージング技術によってシミュレーションするプログラム開発を目指す。更に、産業技術、科学技術の国際的競争力向上のため、2006 年度までに世界最先端の水準の計算科学技術を産業界でも利用可能とする実証ソフトウェアを開発する。

イ)芸術・文化分野の情報化

< 前掲 . 5 . 知 (2) >

ウ)保健、医療、福祉分野の情報化

医療分野の情報化を進め、サービスの質の向上、効率化を進めるとともに、IT を活用し、遠隔医療等新たなサービスニーズへの対応を進める。また、食品の信頼確保に係るサービスニーズに対応するため、消費者に対し食品の履歴情報をインターネット等を通じて提供するシステムを整備する。

²⁸ グリッド・コンピューティング：分散設置された多数のコンピュータや記憶装置等をネットワークに統合的に接続して、あたかも 1 つのコンピュータのように連携させ、超高速演算処理を可能とするコンピュータシステム。

a)医療分野のIT化の推進

<前掲 .1.医療>

b)食品トレーサビリティシステムの構築

<前掲 .2.食 (2)>

エ) 高度道路交通システム (ITS) 及び公共交通分野の情報化の推進

最先端の情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築し、渋滞、交通事故、環境悪化等道路交通問題の解決を図る高度道路交通システム (ITS) を推進するとともに、そのための基盤技術研究開発の促進を図る。また、公共交通分野の情報化を推進する。

a)道路交逡情報提供の充実 (警察庁、総務省、国土交通省)

民間事業者による高付加価値の情報提供を促進するため、2004 年度までにカーナビゲーションシステム等で必要となる交通規制情報のデータベース化を図る。また、光ビーコン²⁹を 2005 年度までに都市部の主要な一般道路等を概ねカバーできるよう整備するとともに、その機能高度化等を推進するため、2004 年度までに所要の環境整備を行う。さらに 3メディア対応型VICS³⁰車載機の導入・普及拡大とあわせ、道路交逡情報の提供の充実を図る。

b)走行支援システム及び安全運転支援システムの推進 (警察庁、総務省、国土交通省)

ドライバーへの情報提供、危険警告や操作支援を行う走行支援システムの技術について、研究開発を推進し、2003 年を目途に実現を目指す。また、光ビーコンを活用した安全運転支援システムについて 2005 年度までに全国展開を目指す。

c)ノンストップ自動料金支払いシステム (ETC) 等の推進

) ETC の推進 (国土交通省)

一般利用者に対するサービスを 2003 年度までに、基本的に全ての料金所に拡大するとともに、交通の安全と円滑について考慮した上で ETC 専用レーンの整備

²⁹ 光ビーコン 交逡情報提供 収集等を行う新交通管理システム (UTMS) 用の赤外線双方向通信装置。

³⁰ VICS 道路交逡情報通信システムの略。渋滞や交通規制等の道路交逡情報を、車に搭載されたカーナビゲーションシステム等を通じて、画面により表示できる。

を図る。また、主に有料道路の多頻度利用者を対象に ETC 車載器のリース等を支援する制度を2003年度中に導入するなど、ETC の利用促進を図り、2007年度末までに ETC 利用率を有料道路利用者の半数程度まで引き上げ、料金所渋滞をおおむね解消することを目指す。

Ⅱ)DSRC 応用サービスの普及促進 (総務省、経済産業省、国土交通省)

ETC の技術を応用した狭域通信(DSRC)³¹システムの多目的利用の推進を図るため、2003年度までに地域 ITS 情報通信モデルシステムを確立し、これを基に DSRC システムの利活用を推進する。また、2003年度中に官民連携の下、DSRC 応用サービスの早期実現に向けた目標設定と実現プロセスの検討を行い、DSRC 応用サービス普及のためのアクションプランを策定する。

d)高度交通管制システムの推進 (警察庁)

2005年度までに全国の主要都市において、MODERATO³²やリアルタイム信号制御モデルの導入、信号機の高度化や必要な体制整備等を図るとともに、2004年度までに環境データを信号制御に反映させるシステムを開発するなど、高度交通管制システムを推進する。

e)ITS 技術の国際標準化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)

本格的な発展が予想される今後3年間において、ITS 関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムや狭域通信(DSRC)システム等を国際標準化機構 (ISO)及び国際電気通信連合 (ITU)に提案する等により各種 ITS 技術の国際標準化を目指す。

f)ITS の普及方策の強化 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)

ITS の普及と更なる発展を目指すため、官民の連携・協調の下、ITS の普及方策について継続的な検討を進めていくとともに、我が国で開催される2004年の ITS 世界会議や2005年の愛・地球博等において、官民を挙げた世界最先端の ITS を提示・実現する。

g)公共交通分野における情報化の推進

³¹ 狭域通信 (DSRC)システム 限定された場所で用いる無線通信システム。

³² MODERATO :モデラート。交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする高度な交通管制システム。

）バスのリアルタイム位置情報の提供及び公共車両優先システム等の導入（警察庁、国土交通省）

公共交通の円滑化と利便性向上を図るため、2005 年を目途にバスのリアルタイム位置情報の提供や、最適な経路選択・交通機関選択が可能となるシステムの全国主要都市への導入を目指す。また、2005 年度までに公共車両優先システム（PTPS）や車両運行管理システム（MOCS）を全国主要都市に導入する。

）運輸多目的衛星を活用した次世代航空保安システムの整備（国土交通省）

航空交通の増大や多様化に対応して、航空機の安全確保と航空交通容量の拡大を図るため、運輸多目的衛星活用した次世代航空保安システムの整備を 2005 年度までに行う。

）国際空港における各種手続きの電子化の推進（法務省、外務省、国土交通省及び関係府省）

国際空港における各種手続等の電子化を推進し、航空旅客手続きの効率化を図るとともに、航空会社等との連携を図ることにより、多様で質の高い旅客サービスの提供を実現するための所要の検討を行い、2005 年度を目途にシステムの整備に取り組む。

オ 環境分野の情報化

地球環境問題に対応するため、環境情報を分かりやすく国民等に提供し、自主的な環境保全活動を促進するとともに、環境モニタリング技術の活用等を推進する。

a) 環境情報総合データベースの構築（環境省）

2003 年度までに、国、地方公共団体、民間が保有する情報を収集し、温室効果ガスの排出量等を一元管理するシステムをはじめ、環境に関する総合的なデータベースを構築し、インターネット等を通じて、国民、企業等に対し、分かりやすく情報提供を行う。

b) 人工衛星等を活用した環境モニタリングシステムの導入（環境省）

環境汚染を未然に防止するため、人工衛星等を活用した環境モニタリング技術

や不法投棄を発見するシステムの整備を2003年度までに行う。

c)世界最速コンピュータによる地球環境変動予測の実現(文部科学省)

世界最速の計算処理速度を有し、温暖化進展や異常気象といった地球規模の環境変動の予測を可能とする地球シミュレータを活用し、2005年度までに精度の高い地球環境変動予測を実現する。

カ)地理情報システム(GIS)の推進

官民連携のもと、国際ルールとの整合を図りつつ、GISを利用する基盤環境を整備するとともに、防災、まちづくり、交通、教育等の行政分野、民間業務の合理化・効率化、新しいビジネスモデルの創造、国民生活の高度化・多様化を図るため、「GISアクションプログラム2002-2005」(2002年2月地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議)に沿った所要の施策を着実に実施する。

また、政府が保有する地理情報が、我が国の国土に関する様々な情報を客観的に把握することを可能にする資料的、文化的価値を有することに鑑み、原則として、2005年までにデジタル化・アーカイブ化し、誰もが容易に閲覧・入手し、活用できるようにする。

a)地理情報の電子化・提供の推進(国土交通省、経済産業省及び関係府省)

街区レベル位置参照情報の定期更新

国民が最新の地理情報をインターネットで手軽に閲覧し活用できる環境を実現するため、既に定期更新を行っている数値地図25000、数値地図2500³³に加え、街区レベル位置参照情報についても2003年度から定期更新を行う。

地理情報クリアリングハウス³⁴の拡充

2003年度までに、政府が保有する地理情報について、原則として、地理情報クリアリングハウスに登録するとともに、検索機能向上のため、データ構造等の仕様をJIS化する。

全国109水系における観測情報や環境情報のGIS化及び情報提供

³³ 数値地図25000、数値地図2500:国土地理院が整備している1/25000、1/2500の精度のデジタル地図データ。

³⁴ 地理情報クリアリングハウス:地理情報の所在場所データベースと検索機能を有するシステム。

2005 年度までに、全国 109 水系において観測情報や環境情報などの GIS 化を図り、インターネット等による提供を行う。

b) 地方公共団体や民間における GIS の本格的な普及支援 (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び関係府省)

統合型 GIS に関するマニュアルの作成

2003 年度までに、地方公共団体を対象とした統合型 GIS の導入・運用に関するマニュアルを作成し、関係府省との協力による普及活動を実施する。

森林 GIS の整備

2005 年度までに、都道府県において森林に関する多様な情報を一元的に管理する森林 GIS を整備し、森林管理の効率化を図る。

電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築

全国どこでも高精度な位置情報を得ることが可能となるよう、2004 年度までに全ての電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築を推進し、運用を開始する。

g) コンテンツ制作基盤の整備

多種多様なデジタルコンテンツについて、G-XML 規格に基づき、位置情報を付与すること等により、地理情報システム間での GIS コンテンツの相互紹介・流通を実現する仕組みを 2003 年度中に実証構築する。

c) 技術的・制度的課題の解決 (総務省、経済産業省、国土交通省及び関係府省)

地理情報標準の JIS 化及び G-XML 規格の国際標準制定

国際規格が確定次第速やかに地理情報標準の JIS 化を行うとともに、2005 年度中の G-XML(GML)規格の国際標準制定を目指し、確定後、政府はこれらの標準を率先して使用するとともに、その普及を図る。

ウェブマッピングシステム³⁵の開発及びモバイル3次元GISの実現

2003年度までにウェブマッピングシステムの開発を行い、その普及を図る。また、2005年度までに、モバイル端末でも3次元GISの利用が可能な次世代GISの基盤技術の研究開発を行う。

キ)防災分野の情報化

防災において情報の迅速な収集・伝達等を図り、国民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、「防災情報システム整備の基本方針」(2003年3月18日、中央防災会議)に基づき、2005年度までに国・地方公共団体・住民を結びつける高度な情報通信システムを構築する。

a)共通プラットフォームの構築(内閣府及び関係府省)

2005年度までに、防災機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、国、地方公共団体等の各機関や住民等の情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスできる「共通プラットフォーム」を構築する。

b)総合防災情報システムの整備(内閣府及び関係府省)

2003年度までに、各種の防災情報を標準化し、全国的データベース化を行うとともに、各防災機関や国民が防災情報を共有化できるシステムの整備を行う。そのため、広く国民が防災情報等に容易にアクセスし、その活用が図れるよう情報提供窓口を集約するとともに、総合的な情報アクセスを可能とする防災情報ポータルサイト(インターネット上に整理された総合情報窓口)や防災情報提供センター等を設置する。

c)情報収集体制の高度化(内閣府及び関係府省)

2003年度までに、人工衛星等を活用した被害状況等の把握システムを整備する。2005年度までに、人工衛星や航空機からの画像情報等の実情報と、被災の全体像等を即時に把握するコンピューター推計情報とを組み合わせ、被災全体像の早期把握の精度を向上する。その際、官民を問わず各機関が保有する施設管理情報や位置情報等を集約し、有機的に連携して被災の全体像等の早期把握に活用する。

³⁵ ウェブマッピングシステム:インターネット上でGISの機能が扱えるシステム。

また、2005年度までに夜間、悪天候等の悪条件下における情報収集が可能となるように情報収集体制を確立するとともに、災害時に情報システム等が迅速・的確に機能し活用されるよう、防災情報システムを運用する人員体制の充実を図る。

d)信頼性の高い大容量データ通信体系等の整備 (内閣府及び関係府省)

2003年度までに、国、地方公共団体等の防災関係機関間で回線の大容量化・デジタル化や相互利用の体制を整備し、画像等の大容量通信を可能とする全国的な災害性の高い大容量通信ネットワークを実現する。

e) IP化に対応した防災関係データ通信回線の整備 (内閣府及び関係府省)

IPデータ通信にも対応できるよう、2005年度までに、国の機関や指定公共機関等のすべての防災関係機関に IP化に対応したデータ通信回線を整備する。

f)防災GISの整備 (内閣府及び関係府省)

2005年度までに、地理情報システム (GIS)上で防災情報を総合化する防災GISを整備し、被災や復旧の状況を正確・迅速に把握し、防災機関の共通情報として防災活動を支援するとともに、わかりやすい地図情報として社会に随時提供する仕組みを構築する。

g)的確で効果的な住民等への情報提供 (内閣府及び関係府省)

広く国民が防災情報等に容易にアクセスし、その活用が図れるよう、情報提供窓口を集約するとともに、総合的な情報アクセスを可能とする防災情報ポータルサイト (インターネット上に整理された総合情報窓口)や防災情報提供センター等を2003年度までに設置する。また、防災情報バリアフリー対策として、高齢者等の災害時要援護者や外国人などの情報弱者に対して、確実に緊急情報等が伝わるよう、情報提供における障害の解消 (情報バリアフリー)に配慮した情報提供体制を確立するとともに、企業防災を支援する情報提供を、2005年度までに行う。

h)国、地方公共団体、住民間での防災情報の共有化 (内閣府、総務省、国土交通省)

総合防災情報システムと災害情報ネットワーク³⁶の連携による情報の共有化

2003 年度までに、総合防災情報システムと災害情報ネットワークを連携し、情報の共有化を図る。

気象に関する総合的な情報処理システムの高度化

台風や集中豪雨時等における国及び地方公共団体等の適切な防災対応活動に資する、より正確・詳細かつ分かりやすい気象情報を提供するため、気象衛星や各種の気象観測データを迅速に収集し、稠密かつ精度の高い解析及び予測を行うとともに、これらの成果情報を円滑かつ迅速に配信するための総合的な情報処理システムを2005 年度までに整備する。

i) 消防防災分野における情報化の推進 (総務省及び関係府省)

消防防災関係情報システムの整備及びモデルシステムの開発

2005 年度までに、大規模災害時における災害応急活動等のための消防防災関係の情報システムが整備されるように、地方公共団体の取り組みを支援し、総合防災情報システムと連携しつつ、国・地方公共団体及び行政機関・住民間での防災情報の共有化を実現する。また、大規模災害等に際し、予警報、災害情報等を住民が有する様々な情報通信機器へ一斉に伝達するためのモデルシステムの開発を2003 年度中に行う。

消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化

災害時において情報の収集・伝達を確実にできるよう、2007 年度を目途に地域衛星通信ネットワークの第二世代化(映像送受信設備等)、概ね2016 年度を目途に消防救急無線のデジタル化を図るとともに、市町村防災行政無線(同報系)のデジタル化等を進めるなど、消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化を推進する。

携帯電話からの119番通報の技術的仕様の策定

携帯電話等を用いた119番通報のあり方に関する研究懇談会」を開催し、携

³⁶ 災害情報ネットワーク:監視装置、情報提供装置、情報ネットワーク等の整備を進め、国土保全施設等の遠隔制御等や情報の共有、提供を行うことによって、災害の発生の防止、被害の抑制、安全の確保等を図るシステム。

帯電話からの119番通報を直接管轄の消防本部で受信する方式の技術的な仕様について2003年度を目途に策定するとともに、発信者の位置特定の方策、IP電話からの緊急通報への対応等についても検討を進めていく

Ⅷ ITを活用した消防防災活動の高度化及び災害応急システムの整備

大深度地下の閉鎖された空間等の悪条件下における消防活動を支援するシステムの実用化や初動活動において迅速な災害応急対応等を支援するシステムの整備を2005年度までに行う

j) 火山防災システムの構築 (内閣府、国土交通省、総務省)

デジタル火山ハザードマップ³⁷の活用により、火山活動の状況に即応した危険区域の設定や避難経路の表示等ができる火山防災システムの整備を2003年度までに行う他、時間の経過とともに変化する火山活動の推移に応じて溶岩流等をリアルタイムにシミュレーションするシステムを2004年度までに開発する。

k) 高度即時的地震情報伝達網の実用化 (文部科学省及び関係府省)

大地震を震源域近傍で速やかに捉え、重要施設等に大きな地震動が到達する前に、予想される地震動の強さ等の情報を自治体等の防災機関に伝達するナウキャスト地震情報の高度化として、自動的に防災措置を講じるシステムの実用化を今後5年間で目指す。

³⁷ デジタル火山ハザードマップ：火砕流・溶岩流の流下シミュレーションや過去の噴火災害の実績等の防災情報を電子化したもの。

5.高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

< 目標 >

国民が高度情報通信ネットワーク社会の利便性を十分に享受できるようにするため、情報通信ネットワークや情報システムの安全性・信頼性と多様性の確保や適切な運用管理及び情報セキュリティ文化の定着を図るとともに、情報セキュリティに関わる人的基盤の充実と技術的基盤の形成を推進することにより、安心してインターネット等を利活用できる環境を構築する。

特に、電子政府や電子自治体、重要インフラ等の公共的分野のサービスについては、国民の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、情報セキュリティ対策の一層の充実を図る。

- ・ 2005 年までに DoS 攻撃³⁸、コンピュータウイルス³⁹、不正アクセス⁴⁰等による被害を最小限にするための技術的なガイドラインの策定及び専門的な監査の実施等を行うための体制を確立する。

- ・ 2005 年までの早期に、全国の地方公共団体において、情報セキュリティの責任者を明確化し、安全な電子自治体の運用のための責任体制の確立に向けた施策を推進する。

また、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備する。

(1)現状と課題

近年、我が国においてはインターネットの普及が進み、一般利用者の裾野が急拡大するとともに、いわゆるブロードバンド型の常時接続回線の利用などその利用形態の面でも高度化が進展しつつある。また、エネルギー供給、交通、政府・行政サービス等の国民の社会経済活動に不可欠なサービス提供や公共の安全確保等において、情報システムがますます重要な役割を果たすようになってきているが、このことは同時に、これら社会基盤の多くが情報システムへの依存性を一層高めつつあることをも意味している。

このような状況の中、コンピュータウイルスやサイバー攻撃等の情報セキュリティ関係事案の発生、各種システム内の不具合・事故などにより、電子政府や電子自治体、重要インフラ等の社会基盤を支える情報通信ネットワークや情報システムの一時的な機能不全などが引き起こされ、我が国社会に混乱を生じさせる危険性はますます強まっている。

³⁸ DoS 攻撃：コンピュータやネットワークに不正に負荷をかけたり、セキュリティホールを悪用して業務を妨害すること。DoS は、Denial of Service の略。

³⁹ コンピュータウイルス：インターネット等を介してコンピュータに入り込み、意図的に悪影響を及ぼすように作られたプログラム。悪質なものは、プログラム、データ等のファイルの破壊などをひきおこす。

⁴⁰ 不正アクセス：コンピュータへの正規のアクセス権を持たない者が、不正にコンピュータを利用できる状態にすること。

最近の情報セキュリティ関係事案は、ホームページの改ざんのような特定のコンピュータに対する単発的な攻撃にとどまらず、突如出現した新種のコンピュータウイルスが自己増殖を繰り返しながらインターネットを通じて極めて短時間かつ非常に広範囲に感染拡大し、インターネット社会全体に被害をもたらすものや、分散型のDoS攻撃のようにインターネット上の第三者のコンピュータを攻撃ルートとして多数悪用するものなど、その形態が大規模化・巧妙化し、その影響も広範囲に及ぶ傾向が顕著となっている。また今後は、高い技術的能力を有する集団が多様な手段を用いて、組織的な犯罪、テロ等を行う恐れも否定できない。

我が国における情報セキュリティは、昨年の重点計画の策定以来、様々な取り組みの推進により着実に向上しつつあるとは考えられるが、情報セキュリティ対策は、その特質上、継続的かつ着実に繰り返し実施していくことが重要であり、今後も電子政府や電子自治体、重要インフラ等の公共的分野における体制整備や情報システムの評価・検証と改善、運用管理の適切な実施、広く一般への普及啓発、研究開発や人材育成の推進のほか、情報セキュリティ関係事案に対処するための国際的な協力関係の構築などを引き続き図っていくことが重要である。

< 主要指標 >

	2001年	2002年
地方公共団体における責任者の設置率(注1)		
都道府県	10.6%	27.7%
市町村	4.7%	9.1%
情報セキュリティ関連資格取得者数(注2)	2,405人	2,942人

注1：地方公共団体においてC/D(情報統括責任者)が任命されている割合(各年4月1日現在)

注2：情報セキュリティアドミニストレータ試験⁴¹合格者数及びネットワーク情報セキュリティマネージャ⁴²資格取得者数の合計数

(2) 施策の意義

我が国社会にインターネット等が広く浸透するとともにその利用形態の高度化が進み、また重要インフラ等の社会基盤の多くが情報システムへの依存性を一層高めつつある状況は、情報セキュリティ関係事案の発生等が国民の社会経済活動に深刻な影響を及ぼし得る恐れを強めている。

⁴¹ 情報セキュリティアドミニストレータ試験：(財)日本情報処理開発協会が実施している情報処理技術者試験の試験区分の一つ。

⁴² ネットワーク情報セキュリティマネージャ：ネットワーク情報セキュリティマネージャ推進協議会(略称はNISM推進協議会)：(社)電気通信事業者協会など7団体において設立)が実施している資格認定講習。

このことから、高度情報通信ネットワーク社会の着実な形成を図り、国民がその利便性を十分に享受するためには、所要の情報セキュリティ対策を積極的に図っていくことでこのような社会全体の「脆弱性」を極力排除し、誰もが安心してインターネット等を利活用できる環境整備を進めることが重要である。

(3) 具体的施策

政府の情報セキュリティ確保

各府省における情報セキュリティ対策の水準を一層向上させるために、政府の情報セキュリティ確保のための体制整備をより一層推進する。具体的には、情報セキュリティ水準の高い製品等の利用、重要システムのバックアップ、擬似アタックを含めた情報セキュリティ評価の実施等、国民に信頼される電子政府及び電子自治体の構築を推進する。

ア) 電子政府の情報セキュリティ確保のための体制整備の推進

）電子政府の情報セキュリティ確保のための体制整備の推進（内閣官房及び関係府省）

2004年度までに、各府省における情報セキュリティに関する責任体制の一層の明確化と機能強化を図るとともに、電子政府の安全性・信頼性をさらに向上させるための具体的なガイドラインの策定や専門的な監査の実施及び情報セキュリティ基準等の整備に関する体制のあり方について検討する。

）諸外国の情報セキュリティに関する施策と体制の調査（内閣官房）

2003年度中に、諸外国における情報セキュリティに関する施策と体制の現状について調査を行う

）政府の緊急対応支援チーム（NIRT）の体制の強化（内閣官房）

2003年度中に、訓練の実施等による政府の緊急対応支援チーム（NIRT）の緊急時対応能力の向上、平時における情報収集・分析能力の強化、海外関係機関との連携の推進等体制の強化を行う

イ) 防衛庁における緊急対処体制の整備（防衛庁）

）防衛庁における緊急対処体制の整備

2003年度中に、防衛庁の保有する情報システムについて、情報セキュリティを確保するための運用要領の策定等を行うほか、2003年度においても情報システムに関する組織（部隊）の常時監視、緊急事態対処等の各種機能を強化する。

防衛庁が発注する情報システムの情報セキュリティ確保

2003 年度から、防衛庁が発注する情報システムについて、受注企業における情報セキュリティを確保するため、契約上、当該企業に防衛庁の策定する情報セキュリティ基準等に基づく保全対策を求め、その実施状況等の監査等を行う

ウ) 地方公共団体の情報セキュリティ確保 (総務省)

2003 年度中に全ての地方公共団体に対し、情報セキュリティの責任体制の明確化を要請するとともに、引き続き、情報セキュリティポリシー⁴³の策定、緊急対応体制の整備への支援や地方財政措置の実施等を行い、安全な電子自治体の運用のための施策を推進する。

重要インフラのサイバーテロ対策

産業界との連携により重要インフラ等における情報システムについて、情報セキュリティ対策を促進するとともに、政府の緊急対処能力の向上を図る。

ア) 重要インフラ防護に関する調査・検討 (内閣官房及び関係府省)

2003 年度中に、諸外国における重要インフラ防護の推進状況など最新の動向について調査を行うとともに、重要インフラに対するサイバーテロ等各種攻撃の影響とそれらに有効な対策等の検討を引き続き行う

イ) 産業界との連携

産業界との連携の強化 (警察庁)

2004 年度までに、重要インフラ事業者等との連携を強化し、連絡体制の確立を図るなど、互いに緊密な情報交換を行うほか、情報システムのセキュリティに関する自主的な取り組みや脆弱性試験への協力、事案発生時における被害の拡大・波及の防止のための助言・指導を行う

緊急時連絡・連携体制の強化 (総務省)

2003 年度中に、Telecom-ISAC Japan と、政府及び他の関係機関との連携及び連絡体制の強化をするなど、緊急時の適切な対応を図る。

⁴³ 情報セキュリティポリシー : どのような情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規定。

）産業界との連携の強化（経済産業省）

2004年度までに、情報通信関連事業者、情報セキュリティ専門事業者、情報セキュリティ関連団体、コンピュータに関する有識者等と連携して、情報セキュリティに関する情報を収集・分析するための枠組みを構築する。

ウ)警察におけるサイバーテロ対策の充実・強化（警察庁）

）サイバーテロ関連情報の収集及び分析能力の強化

2004年度までに、高度化するサイバー攻撃手法に対応するため、装備資機材の高度化、外国治安機関等との連携強化、国内外のサイバーテロに関する情報収集体制の強化、情報のデータベース化、サイバーテロの物理的・電子的攻撃手法の収集・分析能力の強化、要員の技術向上のための教育訓練等を行い、警察における緊急対処体制の強化を図る。

）サイバーテロ対策を推進する体制の充実強化

2004年度までに、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、サイバーテロ対策を推進する体制を確立し、事案発生時における緊急対処体制及び捜査活動のための体制の充実・強化を図る。

民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発

広く情報セキュリティ文化が定着し、適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう啓発や注意喚起等を行う。また、不正アクセス、違法・有害な情報の流通その他の不正行為に対処するための対策を推進する。

ア)情報セキュリティに関する普及啓発

）広報啓発活動による情報セキュリティ意識の向上（警察庁）

2004年度までに、セキュリティポータルサイト及び情報セキュリティコミュニティセンター（都道府県警察）の有効活用等を通じ、行政機関、消費者団体、学校教育関係者等と連携して、情報セキュリティ意識の向上につながる広報啓発活動を推進する。

）産業界と連携した広報啓発活動の推進（警察庁）

2005年度までに、不正アクセス対策の実態の把握に努め、ハイテク犯罪⁴⁴発

⁴⁴ ハイテク犯罪：コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪で、電子計算機使用詐欺、ネットワークを利用したわいせつ物頒布、不正アクセス禁止法違反等が挙げられる。

生時の対応及び未然防止策についての産業界等との意見交換を実施するとともに、産業界等と連携した広報啓発活動を推進する。

）情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進（総務省）

2004年度までに、無線LANをはじめとする情報通信ネットワークのセキュリティに関する利用動向、技術動向等についての検討をもとに、「国民のための情報セキュリティサイト」の充実等を通じて、国民一般に向けた情報セキュリティに関する周知・啓発活動を一層推進する。

）不正アクセス対策・ウイルス対策等に関する普及啓発活動の推進（経済産業省）

2004年度までに、情報処理振興事業協会（IPA）やコンピュータ緊急対応センター（JPCERT）等の機能拡充を図り、不正アクセス、コンピュータウイルス、脆弱性対策等について、効率的な情報収集、情報分析及び情報提供を実施するなど、情報セキュリティ意識の向上につながる普及啓発活動を推進する。

）情報セキュリティに係る制度の普及促進（経済産業省）

2004年度までに、情報セキュリティ評価・認証制度、情報セキュリティマネジメント及び情報セキュリティ監査に関する普及促進を行い、これらに関するガイドライン、基準等のメンテナンスを実施する。

）電子署名及び認証業務に関する認定制度等の円滑な実施（総務省、法務省、経済産業省）

< 前掲 . 3 . 電子商取引等の促進 (3) ア) b) >

イ) 信頼性向上施設等の導入支援（総務省）

）電気通信基盤充実臨時措置法による税制優遇措置等の支援

2003年度においても、電気通信基盤充実臨時措置法により、「信頼性向上施設」の導入を行う民間事業者に対する税制優遇措置等の支援を行う。

）「ファイアウォール装置」を購入した場合の税制優遇措置

2003年度まで、法人又は個人事業者が「ファイアウォール装置」を購入した場合、税制支援措置を実施する。

ウ) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立（総務省）

2004年度までに、情報通信ネットワークに関して事業者の規模にあったセキュリ

ティ評価項目等について検討を行い、ITU に対し国際標準提案を行うとともに、国内の事業者における情報セキュリティ対策のレベルを的確に判断するための評価手法を確立する。

エ)電気通信事業における情報セキュリティ対策の認定 (総務省)

2003 年度においても、インターネット接続サービス安全・安心マーク制度の周知・普及活動を行い、プロバイダの情報セキュリティ対策の向上及び利用者によるプロバイダの選択に資する。

オ)安全性・信頼性の高い製品の提供促進 (経済産業省)

2005 年度までに、情報セキュリティ評価・認証制度の円滑な運用、普及啓発、新たな評価・認証技術の開発等を通じて、情報セキュリティの確保に配慮した多様な製品の提供を促進する。

カ)ソフトウェアの欠陥に対する対処の促進 (経済産業省)

2005 年度までにソフトウェアの脆弱性を低減させるプログラミング技術の開発等を実施するとともに、ソフトウェアの欠陥に対する修正手段の速やかな提供がなされるような環境を整備することを目的として脆弱性に関する法令等の調査等を実施する。

キ)インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット上の違法・有害情報対策 (総務省)

2005 年度までに、モバイルフィルタリング機能の実現に向けた検討や、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるようにするための「コンテンツ安心マーク」(仮称)の策定に関する検討を行う

少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備 (警察庁)

< 前掲 . 2 . 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (3) イ)d >

iii)インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング等の対策 (経済産業省)

< 前掲 . 2 . 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (3) イ)d >

情報セキュリティに係る制度・基盤の整備

刑事基本法制等、情報セキュリティ対策における制度・基盤の整備を推進する。

ア) 刑事基本法制等の整備 (警察庁、総務省、法務省、外務省及び経済産業省)

2005 年度までのできるだけ早い時期に各種のハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、サイバー犯罪条約の早期締結を視野に入れ適切な処罰を確保するため必要な法整備を引き続き行う

イ) 暗号技術評価の推進 (総務省及び経済産業省)

電子政府推奨暗号の監視、電子政府推奨暗号の安全性及び信頼性確保のための調査・検討、暗号モジュール評価基準の作成等を行う

ウ) 情報セキュリティ評価・認証事業の国際相互承認 (経済産業省)

2003 年度中に我が国の情報機器等の情報セキュリティ関連国際規格 (ISO/IEC15408) に基づいた認証結果に関する国際相互承認の枠組みへの参加を目指す。

エ) 電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進 (総務省、法務省、経済産業省)

< 前掲 . 3 . 電子商取引等の促進 (3) ア)c >

情報セキュリティに係る研究開発

情報システムの脆弱性の低減、コンピュータウイルス対策等の情報セキュリティに関する技術について、民間による技術開発に加え、国においても、先導的基盤的研究開発を推進する。

ア) 国防・治安に係る情報セキュリティ技術の研究開発の推進

) 捜査手続のための電磁的記録の解析技術に関する調査検討等 (警察庁)

2004 年度までに、捜査手続のための電磁的記録の解析技術に関する系統的な調査研究等を行い、「コンピュータ科学」分野の確立を目指す。

) サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究 (防衛庁)

2004 年度までに、サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究等を行う。その後、その成果を防衛庁が保有するネットワークの情報セキュリティを強化に反

映する。

イ)情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発の推進

）各種情報システムの防御、ログ保全等に係る技術に関する研究開発（警察庁）

2004年度までに、不正アクセス手法やコンピュータウイルスに関する情報収集、解析を始め、各種情報システムの防御、ログ保全等に係る技術に関する研究開発を行う

）情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に向けた総合的な研究開発（総務省）

2006年度までに、インターネット等におけるネットワークセキュリティの飛躍的向上を図るため、サイバーテロ等の予防・検知等に関する技術、未知のサイバー攻撃を短期間に分析するための技術、認証技術、暗号技術、危機管理及び非常時通信機構、量子情報通信技術、タイムスタンプ・プラットフォーム技術等、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に必要な総合的な研究開発を実施する。

）情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発（経済産業省）

2004年度までに、情報の自由な流通を確保するため、暗号技術、電子署名等の認証技術、セキュリティ評価・認証技術、ウイルス等情報セキュリティに係る情報の収集、分析及び提供に関する技術、リスク分析手法等情報セキュリティの確保に必要な技術開発等を行う

ウ)オープンソースソフトウェアの評価・検討（内閣官房、総務省及び経済産業省）

2003年度中に、情報セキュリティの観点からオープンソースソフトウェアの評価・検討を行う

情報セキュリティに係る人材育成

教育研究機関及び研修事業の拡充、資格制度の有効活用等を通じ、高水準の情報セキュリティ技術を有する人材を十分に確保するための多面的な育成を行う

ア)政府における情報セキュリティ人材育成

）政府職員の教育訓練等の拡充（内閣官房及び総務省）

2003 年度中に、政府における情報セキュリティ対策の能力向上を図るため、政府職員の教育訓練等の拡充を行う

）ハイテク犯罪対策に係る人的基盤の整備（警察庁）

2004 年度までに、ハイテク犯罪捜査官の配置、ハイテク犯罪捜査に従事する全国の警察職員に対する部内外の研修の実施等、ハイテク犯罪の高度化に対応し得る体制の整備を行う

）防衛庁における情報セキュリティ等に係る人材教育（防衛庁）

2003 年度においても、防衛庁職員を米国等へ派遣をし、緊急事態に対処するための等の高度な情報セキュリティ技術等を習得した中核的な技術専門要員を確保する。

）都道府県・市区町村を対象とした高度情報セキュリティ研修等の実施（総務省）

< 前掲 . 4 . 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (3) イ) d) >

イ) IT セキュリティ技能標準の策定・普及等

）情報セキュリティ人材の育成・活用（経済産業省）

2005 年度までに、情報セキュリティ人材に必要とされる技能に関する標準の利用を促進することによって、情報セキュリティ人材の育成・活用を推進する。

）情報セキュリティ人材育成のための研修の支援（総務省）

2005 年度までに、情報通信ネットワーク・システムに対する攻撃や不正侵入などに対する対処法を習得するための研修を推進する。

ウ) 情報セキュリティマネジメントの専門家の育成

）情報セキュリティに関する専門家の育成（総務省）

2003 年度においても、ネットワーク情報セキュリティマネージャー (NISM) 資格認定講習の周知・普及を行い情報セキュリティマネジメントの専門家の育成を図る。

）情報セキュリティマネジメント専門家等の育成（経済産業省）

2004 年度までに、情報セキュリティマネジメントに関する規格 (JIS-X-5080 等) に基づき、業種に応じた評価実施ガイドラインを策定し、情報セキュリティマネジメント構築等について助言を行うことのできる専門家を育成するための研修事業等

に対する助成を行う。

エ)情報セキュリティ評価技術者の育成 (経済産業省)

2004 年度まで、セキュリティ水準の高い製品・システムを導入するための情報セキュリティ評価基準 (ISO / IEC15408 (JIS-X-5070))に基づき評価等を行う情報セキュリティ評価技術者及び情報セキュリティ設計技術者等を育成する。

オ)大学・大学院における情報セキュリティ人材の育成 (文部科学省)

2003 年度においても、大学、大学院等に設置された新興分野の人材養成ユニットにおいて、情報セキュリティ分野の研究者・技術者を養成する。

情報セキュリティに係る国際連携

情報セキュリティに関する国際的な取り組みの推進に加え、開発途上地域への支援等の積極的な国際的貢献を行う。

ア)ハイテク犯罪対策に係る国際連携強化 (警察庁、総務省、外務省、法務省及び経済産業省)

2003 年度中に、G8 の枠組みにおいて国家間の緊急連絡網の実効性向上等に取り組むことにより、ハイテク犯罪に関する迅速かつ効果的な国際連携の強化を図る。

イ)海外情報セキュリティ関係機関との連携強化 (内閣官房)

2003 年度中に、緊急対応支援チーム (NIRT) の情報収集・分析能力を強化するため、情報セキュリティに関する国際組織である FIRST への加盟等、海外の情報セキュリティ関係機関との連携強化を行う。

ウ)各国警察機関との連携強化 (警察庁)

2003 年度中に、アジア各国のハイテク犯罪への技術対応担当者を対象とする国際会議の開催、コンピュータ・ネットワークを活用した情報の共有・交換を引き続き実施するとともに、アジア以外の国からも担当者を国際会議へ招聘するなど、海外警察機関との連携の拡大・強化を行う。

エ)米国国防総省等との連携強化 (防衛庁)

2003 年度においても、防衛庁としての情報保証に資するために、米国国防総省との間における政策協議や情報交換(IT フォーラム等)を行う。これらのノウハウ 技術等については、国防上支障の無い限り関係行政機関に提供する。

オ)情報セキュリティに関するグローバル情報交換ネットワークの構築

イ) Telecom-ISAC Japan と諸外国関係機関との連携推進 (総務省)

2003 年度中に、通信サービスの適切な提供を妨げる、もしくは他の重要なインフラに対する情報セキュリティ上の影響が予想されるセキュリティ侵害事案に関する対処・予防措置について、Telecom-ISAC Japan と米国 韓国等諸外国の関係機関との連携に向けて調整を行う。

ロ) JPCERT/CC と関係諸機関との連携強化等 (経済産業省)

2003 年度中に、不正アクセス・ウイルス等の発生状況等情報セキュリティに関する情報の集積や分析を行っている CERT/CC 等諸外国の官民関係機関との情報交換のため、JPCERT/CC 等と関係諸機関との連携強化、民間各層におけるネットワーク構築の支援等を行い、情報セキュリティに関する迅速かつ正確な情報提供、対応及び施策への反映ができるよう一層の環境整備を実施する。

個人情報保護

高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、官民を通じた個人情報の適正な取扱いを確保することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

ア)個人情報の保護に係る制度基盤の整備 (内閣府及び全府省)

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする「個人情報の保護に関する法律」が制定され、公布されたところである(2003年5月30日)。公布の日から2年以内の全面施行に向けて、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため政府が基本方針を作成するなどの施策を推進する。

また、公布の日から2年以内に、個別分野での個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講じる。

イ)行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な取扱いに関する法制の整備 (総務省及び全府省)

『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』及び『独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律』その他関連法律の公布の日から2年以内の施行に向けて、個人情報ファイル簿をインターネットで公表する仕組みを整備するなど、適切に施行準備を行う。

横断的な課題

1. 研究開発の推進

(1) 基本的考え方

情報通信分野は技術が発展の原動力となる分野であり、この分野における急速な技術の革新は、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であり、日常生活まで含めた幅広い社会経済活動に大きな変革をもたらすとともに、情報通信産業のみならずあらゆる産業の変革を通じて我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉となる。

米国では、このような認識の下、IT 革命という変革期において長期間にわたる情報通信分野に対する研究開発投資が継続された結果、情報通信分野において世界最高水準の技術力を有している。これに対し、我が国は、特定の個別分野を除いて、情報通信分野の技術水準に関しては米国に大きな遅れを取っている。また、これまで大きな役割を果たしてきた民間の研究開発については、その投資額の日米格差が急速に拡大しており、内容的にも製品開発に重点を移しつつあるため、我が国の競争力強化に向け、リスクの高い研究開発等について国の役割が一層重要となっている。また、研究開発成果を実用に結びつける力も日米格差が拡大しており、基礎研究の成果が十分生かされていない。

したがって、IT 戦略本部と総合科学技術会議との連携の下、国、地方公共団体、大学、民間等の相互の密接な連携を図りつつ、情報通信産業における「国際競争力」を強化するとともに、我が国経済の構造改革を進め経済活性化を図るため、研究開発の実用化による社会・経済への迅速な還元が可能な領域の研究開発が推進されなければならない。同時に、長期的に我が国の「国際競争力」を高めていくとともに「知の創造と活用」を促進するためには、様々な技術の壁を越えるためのブレークスルーを目指した基礎的な研究開発を進める必要がある。

IT 戦略の第二期においては、ネットワークの更なる高速・超高速化に加えて、無線技術との融合や、いつでもどこでも何でもネットワークにつながる状況（ユビキタスネットワーク化）が顕著になり、ネットワーク上のアプリケーションから社会の仕組みまでが大きく変化して行くことが想定される。このような環境下においては、単なる技術開発にとどまらず、常に社会、個人とのかかわり合いを意識しつつ研究開発を推進、強化することが社会の継続的発展にとって重要である。

これらに鑑み、我が国がこれまで培ってきた世界に誇れる強い技術をより強化する一方、重要性の高まるソフトウェア技術、情報セキュリティ技術、ヒューマンインターフェース

(人と機械との接面)技術の研究開発の一層の強化と実証、次世代の高速ネットワークを先導する先端基礎技術の研究開発の継続とテストベッド(実証実験)ネットワークの整備、応用技術の研究開発を推進することが必要であり、以下に具体的施策を示す。

ただし、情報通信分野の研究開発については、総合科学技術会議で科学技術振興の観点から策定されている「情報通信分野推進戦略」の推進も重要であり、「情報通信分野推進戦略」の重点領域に含まれるものについては、着実に推進することが必要である。また、「e-Japan 重点計画 - 2002」にも掲げていたように、公共分野の情報化に資する研究開発等、市場原理のみでは戦略的・効果的に開発し得ないものについても、引き続き国が率先する形で研究開発することが必要である。

なお、研究開発の推進にあたっては、以下の点にも留意すべきである。

情報通信分野における研究開発の進展は、情報通信産業等の知識集約的な産業の創出・拡大のみならず、既存産業の革新のためにも重要であることから、情報通信分野固有の技術に加えて、他分野の技術との融合的な研究開発、及び情報通信技術が社会・人に与える影響等に関する研究開発を進めることも必要である。

産学官連携の強化については、産学官の各セクターの役割分担や各研究機関の特性を踏まえつつ、産学官の有機的な連携を促進して、産業界と公的研究機関の共通認識の醸成や、産学官連携のための組織的取り組みの強化を図ることが必要である。

研究開発システムの改革については、創造的な研究開発を展開していくため、特に競争的な研究開発環境を整備する必要がある。このため、研究者が研究機関の外部から競争的資金を獲得することに加え、研究機関の内部でも競争的な環境を醸成するなど、あらゆる局面で競争原理が働き、個人の能力が最大限に発揮されるシステムを構築することが必要である。更に、競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分のためには、研究開発の評価システムについて、評価の公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備等が行われることが必要である。

情報通信分野の多くの領域では、研究成果が制度的あるいは実質的(デファクト)な国際標準として認められて実際に活用され、産業競争力の強化にもつながることが重要である。このため、民間における積極的な取り組みを促進するとともに、必要に応じて、国も可能な限り標準化のための支援を行う必要がある。さらに、国と民間企業等との連携の下、積極的かつ主体的に国際標準の獲得に努めていくことも重要である。

(2)具体的施策

我が国が世界に誇れる強い技術の推進

モバイル、無線インターネット、光、デバイス、情報家電¹、IT の利活用に資するロボットなど我が国が世界に誇れる強い技術の研究開発を一層推進する。

ア)モバイル技術の開発

a)第4世代移动通信システム実現のための研究開発(総務省)

最先端の高速無線インターネット環境やシームレスな通信サービスが可能な第4世代移动通信システムを実現することにより、世界最先端のモバイルIT環境の実現を図る。世界でトップレベルにある我が国の情報通信分野の技術と産業集積を活かして、世界をリードする技術開発を推進するとともに、国際標準化においても我が国が大きく貢献しつつ、2005年までに必要とされる要素技術を確立し、2010年までに実現を図る。

b)超小型無線端末実現のための技術開発(文部科学省)

超小型無線端末を実現するため、2006年度までに複数の無線通信端末用LSIを開発するとともに、超小型かつ高密度に実装する技術を開発する。

イ)無線インターネット技術の研究開発

a)超高速無線LANの研究開発(総務省)

屋内等におけるギガビットクラスの通信を可能とするため、2010年度までに超高速無線アクセスの実現を図る。

b)高周波デバイスに関する技術開発(経済産業省)

超高速・大容量・多機能の情報処理を担う無線通信技術に資するため、高周波領域で特徴を発揮する窒化物半導体を用いた低消費電力型高周波デバイスの基盤技術開発を2006年度までに行う。

ウ)光技術の研究開発

a)フォトニックネットワーク技術の開発推進

¹ 情報家電:簡単なインターフェースを利用して、インターネットに直接接続することが可能となる家庭用電気製品のこと。

² フォトニックネットワーク:基幹網やアクセス網だけでなく、ネットワークの端から端まですべてのデータ伝送等を光化して超高速化する技術。

ii)1000 波の WDM 技術³等の実用化 (総務省)

光多重化技術について、2005 年までに光ファイバ 1 芯あたり 1000 波の多重化が可能となるよう WDM 技術の高度化に取り組む。また、光ノード技術⁴について、2005 年度までに 10Tbps⁵の光ルーター⁶を実用化する。さらに、光ネットワーク技術について、2005 年までに電気信号変換することなく光ネットワークを制御・管理する技術を実用化する。

iii)100Tbpsの電子制御型ノード装置の実現 (経済産業省)

2006年までに、光ファイバ1チャンネル当たり40Gbpsに対応した電子制御型の相互接続装置を実用化するとともに、全体のスループットが100Tbpsの電子制御型⁷ノード装置を実現するために必要となるデバイスの実用化の目処を立てる。

iv)ペタビット⁸級ネットワーク通信技術の実用化 (総務省)

2005 年までにペタビット級ネットワーク通信の基礎技術を確立し、2010 年頃を目途に実用化を図る。

v)1 兆 ~ 1000 兆分の 1 秒単位で光を ON/OFF する技術の実用化 (経済産業省)

1 兆 ~ 1000 兆分の 1 秒単位での光の ON/OFF を実現する技術について、2005 年を目途に実現を図り、2010 年頃を目途に実用化を図る。

vi)1Tbit/inch²級の高密度等を実現する光記録技術の開発 (経済産業省)

2006 年度までに、1Tbit/inch²級の高密度と記録・再生の高速性を実現する光記録技術を開発する。

vii)システムの総合性能を 100 倍向上させる技術の研究等 (文部科学省)

現状のシステム総合性能を 100 倍向上させるため、次世代光源等次世代フォトニックネットワークのキーデバイスを実現する基盤技術を 2006 年度までに

³ WDM 技術 :wavelength division multiplexing (波長分割多重)技術。1 本の光ファイバで波長が異なる複数の光信号を伝送することにより、光ファイバ上の情報伝送量を飛躍的に増大させることが可能となる。

⁴ 光ノード技術 :ネットワークの接続点 (ノード) における様々な伝送処理において、光信号を電気信号に変換することなく光のままで行う技術。

⁵ Tbps :Tera bits per second の略。10 の 12 乗の bps。

⁶ 光ルーター :ネットワークの接続点 (ノード) において伝送経路を選択する際に、光信号を電気信号に変換することなく経路を決める装置。

⁷ 電子制御型 :光信号を電気信号に変換するもの。

⁸ ペタビット :Peta bits per second。10 の 15 乗の bps。

開発する。

エ) デバイスの研究開発

a) 次世代半導体デバイス技術の開発 (経済産業省、文部科学省)

2007年度までに、情報通信分野で必要な高速・高信頼情報通信システム等において使用が期待される次世代半導体デバイスを実現し、国際半導体技術ロードマップ⁹に示されている微細加工技術に関する技術課題を解決するため、半導体材料・プロセスの基盤技術や EUV 露光技術¹⁰の開発 (特に EUV 光源の開発については、経済産業省と文部科学省の連携により推進する。) 等を行う。また、半導体アプリケーションチップ¹¹の実用化を2005年度までに図る。さらに、半導体に関して温暖化ガス削減など環境負荷の低減に資する技術を2003年度中に開発する。

b) 情報通信基盤を支えるデバイス技術の開発 (経済産業省)

情報通信機器の利便性を飛躍的に向上させることが可能な携帯用燃料電池¹²、次世代強誘電メモリ¹³及び超大容量記憶装置の開発を2006年度までに行う。また、次世代のブレークスルーをもたらす萌芽的領域等への先行的投資として、インクジェット法¹⁴による回路基盤製造技術及び超電導技術等の新しい原理・技術を用いた情報通信技術を2006年度までに開発する。

c) 新原理・新技術を用いた情報通信技術の開発 (文部科学省)

垂直磁気記録方式を用いた Tbit/inch² 級の超小型・大容量ハードディスク技術や磁気スピン¹⁵を用いた次世代の高機能・超低消費電力メモリデバイス技術を2006年度までに開発する。

オ) 情報家電の研究開発

⁹ 国際半導体技術ロードマップ : 国際半導体技術ロードマップ (ITRS International Technology Roadmap for Semiconductor) は、15年先までの半導体製造技術の進展の予測をまとめたもの。米国、日本、欧州、韓国、台湾のエキスパートにより作成され、世界的にコンセンサスとなっている。

¹⁰ EUV 露光技術 : EUV 光 (Extreme Ultra Violet 波長 13 ~ 14nm の X 線に近い極端紫外線) を用い、45nm 以下の微細加工技術に有望とされている露光技術。

¹¹ アプリケーションチップ : 特定用途向けの応用チップ。

¹² 携帯用燃料電池 : 携帯電話やノートパソコン等の携帯情報機器に用いる携帯用電源。

¹³ 次世代強誘電メモリ : 強誘電体特性を利用した、電源を切っても記憶内容が消えない不揮発性メモリ。SRAM 並みの高速性を併せ持つ。

¹⁴ インクジェット法 : 金属インク等を小さい孔の空いたノズルから吐出し、直接描画する方法。

¹⁵ 磁気スピン : 電子の性質の一つで、磁力の元になるもの。

a)情報家電の IPv6 化に関する総合的な研究開発 (総務省)

2003 年までにセキュリティ確保、端末即時認識等の IPv6 の機能を拡充・活用する技術や、インターネットの対象を情報家電などパソコン以外の多様な機器に拡大するための技術を開発する等の取り組みにより、2005 年までにすべての国民が、場所を問わず、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行える IPv6 が実装されたインターネット環境を実現する。また、ブロードバンド時代に向けて必要となる端末機器等の通信・放送に係る研究開発、実証実験等を促進する。

b)情報家電の普及のための実証実験 (経済産業省)

2005 年までに、在宅勤務、コンテンツサービス、無線タグ利用等国民のニーズに応えるべき分野において、情報家電の有効性を実証し、我が国 IT産業の国際競争力強化を図る。

カ)ネットワークロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発 (総務省)

ユビキタスネットワーク技術とロボット技術が融合したネットワークロボットの実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発を行い、2008 年度までに必要な要素技術を確立する。

ソフトウェアの研究開発

基盤ソフトウェア、ソフトウェアの高信頼化に関する研究開発を推進する。

ア)基盤ソフトウェアに関する研究開発

a)次世代の基盤的なソフトウェア技術開発の強化 (経済産業省)

我が国における最先端の取り組みと知見の結集により、世界市場を席卷しデファクトスタンダード(実質的な標準)を確保するような次世代の基盤的なソフトウェア技術開発の抜本的強化を図るため、2006 年度までに世界市場で通用するソフトウェアを 10 本開発する。

b)ミドルウェアの開発

i)高信頼・高安全なサービス提供のためのミドルウェア開発 (経済産業省)

ネットワークで接続された複数のサーバや記憶装置を、あたかも一つのコンピュータのように稼働するグリッドコンピューティング(以下「グリッド」といふ。)により、ビジネス利用に耐えうる高信頼・高安全なサービスを提供するためのミドルウェア開発を 2005 年度までに行う

- ii異なるグリッド環境を連携する基盤ソフトウェアの開発及び実証 (文部科学省)
研究開発分野におけるデータ共有中心の環境などの異なるグリッド環境を連携して一体的な運用を可能とする基盤ソフトウェアの開発及び実証を 2006 年度までに行う

イ)ソフトウェアの高信頼化に関する研究開発

- a)高信頼、高品質なソフトウェア等の実現に向けた研究開発 (経済産業省)
高信頼、高品質なソフトウェアの実現及びその開発工程の生産性向上に向け、ソフトウェア開発工程においてソフトウェア工学からみて今後重要となる項目の抽出及び研究開発を 2006 年までに行う。また、ビジネスの基盤として必要となる基盤的なソフトウェアの開発やオープンソフトウェアを活用しやすい環境の整備等を通じて、高い信頼性・安全性の実現など情報通信システムを構築するためのソフトウェアの開発を 2006 年度までに行う
- b)高信頼ソフトウェア作成等の基盤となるソフトウェアの開発 (文部科学省)
高度情報通信社会の基盤となる生産性・信頼性の高いソフトウェアの作成・評価・支援や、動的に、また自律的に情報の蓄積・検索等を行うソフトウェアの開発を 2007 年度までに行う

インターネットの超高速化技術の開発及びテストベッド (実証実験)ネットワークの整備
100Gbps から Tbps を視野に入れたインターネットの高速化技術に係る基礎開発を推進する。また、研究開発テストベッドネットワークを全国規模で整備し、ユビキタスネットワーク時代に向け超高速インターネットを活用する応用技術の研究開発と成果の基礎開発への還流を推進する。さらに、アジア大洋州で共同研究体制を進める国際テストベッドネットワークの整備を推進する。

ア)インターネットの高速化技術の基礎開発

- a)テラビット級スーパーネットワークの開発 (総務省)
現在のネットワークの 1 万倍の処理能力とモバイルも含めた様々なシステム等からの 3 万倍の接続処理を実現するテラビット級ネットワークの実現に向けた研究開発を総合的に行い、2005 年までにスーパーブロードバンドネットワーク技術の実現を図る。
- b)超高速・高機能ネットワークに必要となる要素技術の開発 (総務省)
光・電磁波と材料・物質の両面から、新機能の発現や極限的な光制御・計測

に関する研究、数 100nm¹⁶の素子作成のための物質制御を実現する新機能・極限技術を2005年度までに開発する。

また、ナノ技術¹⁷やバイオ¹⁸技術の優れた特性を活かした超高機能ネットワーク技術、知識獲得による自律ネットワーク進化技術¹⁹等の研究開発を総合的に行い、次世代の高度情報通信ネットワークの構築に必要な要素技術の実現を2008年度までに図る。

c)次世代プラットフォーム²⁰技術の研究開発(総務省)

ブロードバンド時代に向けたネットワークの高度化、高品質化等に資する次世代プラットフォーム技術を2005年度までに実現する。

d)CATV インターネットの超高速化技術の実用化(総務省)

現在30Mbps以上の超高速インターネット接続が行われているCATVインターネットの更なる高速化技術、FTTH化技術等について、2003年度中に要素技術を確定する。

イ)テストベッドネットワークの整備の推進

a)次世代の超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークの整備(総務省)

次世代の高速ネットワークを先導する先端技術や、超高速インターネット等を活用する応用技術の研究開発・標準化を促進するため、全国の主要研究拠点を結ぶ次世代の超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークを2005年度までに整備する。

b)アジア・ブロードバンド計画の着実な推進(総務省及び関係府省)

<後掲 . 2 . IIを軸とした新たな国際関係の展開 (2) >

ユビキタスネットワークに関連した研究開発

IPv6によるインターネット技術の開発と共に、家庭内外の情報機器や電子機器が全て相互につながる環境を想定した、アプリケーション技術の開発を推進する。また、

¹⁶ nm:ナノメートル。10の-9乗のm。

¹⁷ ナノ技術:ナノテクノロジー。ナノメートルサイズで物質の原子・分子等を操作することにより、ナノサイズ特有の物質特性などを利用し、従来には無かった新しい機能の創生を可能とする技術。

¹⁸ バイオ技術:バイオテクノロジー。ここでいうバイオ技術とは、生物情報工学と呼ばれるもので、生物の進化のメカニズムや環境への適応能力など生命科学とIT技術の融合された技術を指す。

¹⁹ 自律ネットワーク進化技術:生命の自己再生機能と言った生物の優れた機能をネットワークに応用することにより、障害に強く、高機能化を図る技術。

²⁰ プラットフォーム技術:各種流通コンテンツにおける品質保証、ネットワーク制御等のネットワークの高度化に資する技術。

家庭内外のネットワークの発展を前提とした、セキュリティや認証に関する技術、個人情報保護のための研究開発を推進する。さらに、健康、ストレス等にも配慮したヒューマンインターフェース技術の開発と実証を行う。

ア)安全便利を実現できる環境の整備(総務省)

<前掲 3.生活 (2)イ)c>

イ)家庭内外の電子機器等が相互につながる環境を想定した研究開発

a)次世代ネットワークシステムの実現(総務省)

1つの端末にとらわれず、いつでもどこでも接続できる、十分な伝送容量を備えたネットワーク環境の実現を目指し、メディアハンドオーバー²¹技術、フォトニックネットワーク基礎技術、無線セキュリティプラットフォーム技術等を2005年度までに実現する。

b)複合型携帯端末等の研究開発(国土交通省)

スムーズな移動環境の実現のため、携帯電話とICカードの融合や複数通貨対応機能の導入により、交通に係る各種支払いに利用できる複合型携帯端末等の研究開発を国際的な技術動向を踏まえつつ2005年度までに行う。

ウ)安全な情報通信を実現するネットワーク基盤技術に関する研究開発(総務省)

ユビキタスネットワーク環境において、確実な本人確認や接続される情報家電等の様々な電子機器の安全な制御を実現する基盤技術の研究開発を2006年度までに行う。

エ)ヒューマンインターフェースの研究開発

a)ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発(総務省)

情報通信システムと人間が接するヒューマンインターフェースやコンテンツ基盤技術を人間中心の立場から見直し、新たな技術を確立するとともに、モデルシステムを2005年度までに実現する。また、人間が情報をやり取りする際の特質に関する基礎的な研究開発及び、バリアフリー通信技術、言語処理・伝達技術²²、仮想空間構築技術²³の3つの技術を柱とした基盤技術を2005年度までに実現する。

²¹ メディアハンドオーバー技術 様々な通信ネットワークを移り変わっても、同一端末でサービスを利用し続けることを可能とする技術。

²² 言語処理・伝達技術 言語による人間の情報伝達や意味理解の機構を解明し、誰もが使い易いヒューマンインターフェース実現のための基盤技術。

²³ 仮想空間構築技術 高精細で臨場感ある三次元映像や立体音響により、遠隔地においても同一の疑似環境の共有を

さらに、人間の高次知的機能の脳内メカニズムの解明を通じた人に優しい情報通信インターフェース技術の基礎技術を2005年度までに実現する。

b)次世代ディスプレイの開発(経済産業省)

情報と人間との重要なインターフェースとして、大型壁掛けディスプレイ等を可能とする液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイや、薄くて折り曲げ可能なディスプレイを実現する有機EL²⁴等に関して、高機能・低消費電力化等を実現するために必要な技術の開発を2006年度までに行う。

c)情報家電に関するヒューマンインターフェースの開発(経済産業省)

情報家電の普及促進のため、利用者のニーズに適合したヒューマンインターフェースとして、学習機能付加型の進化するインターフェース、状況可変型インターフェース²⁵等の開発及び実証実験を2003年度中に行う。

電子ID技術に関連した研究開発

電子タグのハードウェア技術の研究開発及び実証実験を推進する。

ア)電子タグのネットワーク高度利活用技術等の研究開発(総務省及び関係府省)

ユビキタスネットワーク時代に対応可能な電子タグについて、電子タグとネットワークとの融合技術等ネットワークの高度化技術やその応用技術等の研究開発を行い、2005年度までに技術の実用化を図る。

イ)商品トレーサビリティシステムの普及を目指した電子タグの開発・実証(経済産業省及び関係府省)

電子タグを活用した商品のトレーサビリティシステムを普及させ、サプライチェーンの全体最適化を図るため、電子タグの要素技術やデータ受信・処理技術等の開発及び技術の実用化や運用体制の整備のための実証実験を2005年度までに行う。

ウ)物流の効率化等を目指した電子タグの開発・実証(国土交通省及び関係府省)

空港における手荷物輸送等の物流効率化等、コンテナ貨物等のセキュリティ向上を図るため、使用環境を考慮した電子タグの技術開発・実用化の検証等を2005年度までに行う。

高精細映像等に関する研究開発

図る技術。

²⁴ 有機EL:有機 Electroluminescence。電圧をかけることにより発光する有機化合物を利用したディスプレイデバイス。バックライトが不要なため低消費電力化と薄型化が可能。

²⁵ 状況可変型インターフェース:病院に入ると自動的に携帯電話をOFFにする等、ユーザの状況に応じて機器の設定が変更されるインターフェース機能。

対話型のインターネットテレビ会議やインターネットテレビ電話機器等の高精細映像相互利用技術に関する研究開発を推進する。また、デジタル放送の高度化の研究開発を推進する。

ア)次世代高機能映像技術の研究開発(総務省)

映像情報の高度化・高機能化に必要な映像相互利用技術等の研究開発を行い、2003年度中に次世代高機能映像技術²⁶を実現する。

イ)放送のデジタル化に対応した研究開発(総務省)

多様で、簡便、迅速、円滑な放送サービス等を実現するための放送のデジタル化に対応した未来型放送システム、移動中でも大容量の情報入手が可能となる地上デジタル放送方式の高度化の研究開発等を実施し、2005年度までに必要な要素技術を確立する。

新技術を用いたシステムの安全性等に関する課題等の調査研究

電子タグのような新しい技術を用いた情報システム全体の安全性・信頼性などに関する課題や必要な社会的規範の形成に向けて調査研究を推進する。

ア)ユビキタスネットワーク時代の電子タグに関する課題の調査(総務省)

ユビキタスネットワーク時代の電子タグに求められる要件を明確化し、ネットワーク高度利活用に向け、情報システム全体の安全性・信頼性等の視点を考慮しつつ、取り組むべき課題等の調査を2003年度中に行う

イ)電子タグ等の情報管理に必要な社会的規範等に関する調査研究(経済産業省)

電子タグに書き込む情報の管理について、個人情報取り扱いを初めとするプライバシー、セキュリティ等に関する課題や必要な社会的規範について、2004年度までに調査研究を行う

研究開発を一層成果のあるものとするための方策

上記の研究開発を一層成果のあるものとするため、研究開発に当たっては産学官連携を図るとともに、研究成果の社会移転及び国際標準化を推進する。また、最先端のユビキタスネットワーク環境の実証実験を利用者参加のもとに推進し、端末、相互接続性、相互運用性や利用性の飛躍的な向上を目指す。

ア)産学官連携及び研究成果の社会移転推進のための方策(文部科学省)

²⁶ 次世代高機能映像技術：異なる映像メディア間で、デジタル映像情報を共有したり、画質を劣化させることなく相互に利用するための、映像圧縮、色変換等を行う技術。

特許情報とそれに関連した技術情報を研究者が容易に検索できる環境を整備するため、論文等の書誌情報と特許情報との統合検索システムの整備に向けてシステムの仕様について2003年度中に検討する。

イ) ユビキタスネットワークサービスの実用化 (総務省)

全ての機器が端末化する遍在的なネットワークを構築し、ネットワークがすみずみまで行き渡った社会(ユビキタスネットワーク社会)を実現するため、多種多様な無線通信サービスを利用者が意識することなく柔軟に選択して利用でき、そのネットワークに接続された多種多様で、極めて多数の端末を安全で、リアルタイムかつ自律的に制御・協調できるネットワーク技術を2005年までに実用化する。

また、これらの技術を総合的に活用するためのネットワーク利活用技術等を2007年度までに実用化する。

ウ) 国際標準に向けた研究開発の推進 (総務省)

< 後掲 . 2 . II を軸とした新たな国際関係の展開 (2) イ >

2.IT を軸とした新たな国際関係の展開

(1)基本的考え方

世界的規模でインターネットの普及、社会の情報化が急速に進んでいる中で、現実の国際的情報流通は未だ欧米偏重である。この背景には、通信インフラ、技術、人材等の面における先行的取り組みによる蓄積の結果として総合的な情報創造力・発信力を欧米、特に米国が高水準に有しているからだと見ることが出来る。これに対してアジア地域は、大規模、集中的なIT投資が行われなかったこと等を背景に全体としてIT社会形成に立ち遅れが目立ち、かつ地域内におけるデジタル・ディバイドも看過できない状況にある。ただその一方で、中国やインド等巨大な潜在市場を抱え、またモバイルインターネットやDSL等分野によっては既に世界最先端の地位を占める国もあるなど、潜在的な発展性にはきわめて大きいものがある。

この現状を踏まえ、我が国を含めたアジア諸国が豊かなIT社会の恩恵を享受し、新たな発展軸を構築してゆくためには、我が国がリーダーシップを発揮し、アジアにおけるブロードバンドの普及と利活用の推進を図るとともに、アジア諸国と二国間、または多国間における重層的な協力関係を木目細かく構築していくことを通じて、世界の情報流通の不均衡を改善し、アジア全体として世界の情報拠点(ハブ)を目指すことが重要である。これを実現する具体的目標として2008年までにアジアの10カ国以上と情報通信分野における協調関係の構築を推進すること、アジア地域と北米、欧州の情報流通量が共に欧米間の情報流通量と同程度になることを目指す。

我が国がアジア全体の均衡あるIT社会の発展に寄与することにより、アジアが世界のハブになるためには、我が国自身が情報創造拠点として求心力を持ち、世界のハブになることが必要である。これらは、国内の各種施策を引き続き強力に推進するとともに、国際的な取り組みを体系的に強化することにより始めて達成可能なものであり、こうした取り組みがあつてこそ、真の意味で世界最先端のIT国家となることが可能となるのである。

(2)具体的施策

アジアITイニシアティブの推進(内閣官房及び関係府省)

アジア諸国と我が国との間でIT分野における総合的・包括的な協力関係を二国間もしくは多国間の枠組みを用いて構築する。2008年までに協力関係の枠組みについて10カ国以上と合意形成を行う

アジア・ブロードバンド計画の着実な推進(総務省及び関係府省)

アジアにおけるブロードバンド環境を整備するため、アジア・ブロードバンド計画

(2003年3月28日制定)に基づき、ブロードバンドに係るネットワーク・インフラの整備のための施策、ブロードバンド普及のための関連施策のそれぞれを、2005年度までに重点的に講じていく。

コンテンツ国際流通の積極的推進

コンテンツの円滑な国際的流通を確保するためのルール作りを行うとともに、コンテンツにかかる知的財産権の適正な確保等を推進する。これにより、世界の主要都市において、放送番組を含む最新の日本のコンテンツを、放送、ケーブルテレビ、インターネット等様々な手段を介して、特に速報性が求められるものは、できる限りリアルタイムで視聴可能化するなど、コンテンツの積極利用を促進していく。

ア)海賊版対策に向けた国際機関の積極活用(文部科学省、外務省)

<前掲 .5.知 ウ)c)>

イ)WIPOにおける著作権についての国際的なルールの構築(文部科学省、総務省、外務省)

<前掲 .5.知 ウ)c)>

ウ)日中・日韓著作権関係協議(文部科学省)

<前掲 .5.知 ウ)c)>

エ)アジア地域著作権制度普及促進事業(文部科学省)

<前掲 .5.知 ウ)c)>

オ)コンテンツ産業の海外展開(経済産業省)

<前掲 .5.知 ウ)c)j>

カ)アジア地域における海賊版被害の実態調査(文部科学省、経済産業省、外務省)

<前掲 .5.知 ウ)c)>

キ)デジタルアーカイブ化の推進(内閣府、総務省、文部科学省及び関係府省)

<前掲 - 5.知 ア)>

ク)知的財産保護に係る体制の整備(警察庁)

2004年度までに、インターネットを利用した知的財産権侵害事犯に関して、世界規模での連携の下、アジア諸国を始めとする各国取締機関との情報交換、権利者団体等と連携した広報・啓発活動、装備資機材の増強等、アジアの主要先進国として、知的財産権保護に十分な体制の強化を行う。

国際電子商取引基盤の整備とそれに伴う新しい社会インフラの導入

国際的な商取引の電子化が円滑に進展するよう、データ様式の標準化、電子的取引に関する安全性の確保等を行う

ア)ドメイン名をとりまぐ諸問題の解決(総務省、経済産業省)

2003年度も引き続き、ドメイン名に関する我が国のインターネット利用者の要望をインターネット制度整備に反映させるために、多言語ドメイン名の安定的な導入、ドメイン名における国名の保護等、ドメイン名をとりまぐ諸課題の解決に向けて、ICANN、WIPO等への働きかけを行う

イ)電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進(総務省、法務省、経済産業省)

<前掲 .3.電子商取引等の促進(3)ア)c)>

ウ)アジア域内で運用可能な公開鍵基盤(PKI)の整備(経済産業省)

<前掲 .3.電子商取引等の促進(3)ア)d)>

エ)貿易金融EDIとアジア諸国の政府手続用システムとの連携(経済産業省)

<前掲 .3.電子商取引等の促進(3)イ)e)>

オ)アジア地域におけるebXMLの普及(経済産業省)

<前掲 .3.電子商取引等の促進(3)イ)c)>

カ)輸入基盤及び国内物流ED基盤の国際標準化(経済産業省、国土交通省)

<前掲 .3.電子商取引等の促進(3)イ)f)>

IT人材の開発と国際的人材流動基盤の整備

アジア地域の豊富な人材がその能力をアジアで発揮し得る環境の整備等を行う

ア)ITスキルの国際標準化(経済産業省)

<前掲 .2.人材の育成並びに教育及び学習の振興(3)ウ)a)>

イ)アジアにおけるe-Learningの促進(経済産業省)

<前掲 .2.人材の育成並びに教育及び学習の振興(3)ウ)b)>

ウ)外国人受け入れ関連制度の見直し(法務省)

<前掲 .2.人材の育成並びに教育及び学習の振興(3)ウ)c)>

IT 関連技術の国際交流・国際標準化活動の推進

国際的なレベルでの技術交流やその標準化を推進することにより、高度な IT 技術の普及・拡大を図る。

ア) 国際情報通信ハブ形成のための高度 IT 共同実験 (総務省)

我が国の国際情報通信ハブ化を促進するため、日本・中国・シンガポールで国際共同実験を実施し、2004 年度までに、デジタルコンテンツの国際間取引を可能とする技術の実用化を図るとともに、2005 年度までに、国際 IP 形成のための基盤的技術の研究開発、IPv6 を含む国際間ブロードバンド技術の確立・普及及び多言語環境等アジアの特性に配慮したデジタルコンテンツの国際間電子商取引基盤の形成を行う。

イ) 国際標準に向けた研究開発の推進 (総務省)

情報通信分野において、IETF、ICANN などの民間標準化及び運用団体、国際電気通信連合 (ITU) 等における我が国及びアジア・太平洋地域による連携・標準提案を推進し、2005 年度までに 20 件程度の標準提案を行う。

ウ) IPv6 に対応した情報通信機器共同研究 (経済産業省)

IPv6 に対応した高性能のルーター等情報通信機器を用いた共同研究、実証運用を実施することにより、IPv6 に対応した情報通信機器の普及、業界標準化を促進するため、2003 年度より 2004 年度までに中国国内において IPv6 に対応した情報通信機器を用いたアプリケーション等共同研究、実証運用を実施し、高い実用性を検証する。

エ) セキュアな IC カードに関する国際標準モデルの構築 (経済産業省)

ISO における IC カードの国際規格の策定に参画し、2003 年度までにカードの電磁的性状等に関する国際規格の成立を目指すとともに、日本企業と海外の企業との間の交流・協力を促進し、セキュアな IC カードシステムの標準的なモデルの構築を、2003 年度を目途に国際的に進める。

オ) アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発 (総務省)

衛星系ネットワークと地上系ネットワークが協調して信頼性・利便性の高い次世代の情報通信基盤を形成する環境整備を促進するため、次世代の通信方式である IPv6 に対応するブロードバンド衛星基盤技術をアジア諸国と共に研究開発し、2005 年度を目途に当該基盤技術の標準化を図る。

カ) 日本学術振興会の拠点大学交流事業を通じた日韓の次世代インターネット研究 (文部科学省)

日本学術振興会が実施している拠点大学交流事業により、日韓において実施の中心となる拠点大学とその他協力大学の連合組織を設けることで、アジアにおける国際大容量ネットワークに関する共同研究を2003年度より4年間実施する。

IT政策 制度支援ネットワークの運用 (総務省、外務省)

2002年5月運用開始した同ネットワークを用い、2004年度までに国際的デジタル・ダイバイドに関する情報提供、IT専門家グループと途上国のIT政策担当者とのオンラインディスカッション、IT関連プロジェクトの共有をウェブサイト上で実施する。

沖縄における情報通信産業の振興 (内閣府、総務省、経済産業省)

沖縄においては、政府および県の連携・協力により、多数の情報通信関連企業の新規進出が実現する中で、観光に次ぐ新基幹産業として情報通信産業が発展してきている。今後、更なる集積促進を目指し、以下の施策を総合的に推進する。

ア)政府系金融機関のベンチャー出資機能と民間ベンチャーキャピタルとの協調・連携の枠組みを2003年度中に確保し、企業誘致に平行して情報通信分野での内発的な企業育成に取り組む。

イ)ユーザーサイトのIT利活用に焦点をあてた施策の推進を図るべく、2003年度を初年度として、電子商取引の普及促進等の具体的事業を開始する。

ウ)2002年度から開始した高度なITを活用できる人材を育成するための事業を2006年度までの5ヵ年計画事業として引き続き強力に推進する。

エ)沖縄国際情報特区構想を踏まえ、以下の施策についても2003年度以降引き続き積極的に推進する。

a)情報通信分野での国際的な企業活動の沖縄での集積促進に努める。

b)IT企業等の誘致を図るための共同利用型施設を整備する。

c)沖縄の均衡ある発展に着眼したIT施策の更なる発展・充実に努める中で、県、県内市町村と連携し、離島を含め、ハード・ソフト両面にわたる情報通信インフラの整備を推進する。

3. デジタル・デバイドの是正

高度情報通信ネットワーク社会においては、すべての国民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮出来る環境が実現されることが重要である。このため、地理的な制約、年齢・身体的な条件等に起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正を積極的に図っていくことが必要である。

(1) 地理的情報格差の是正

地理的な制約による情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないように過疎地域、離島等の条件不利地域において、その活性化を図るためにも、必要に応じて、関連施策と連携し、情報通信基盤の整備や情報通信技術を活用した公共サービスの充実等を推進する。

地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備推進

ア) 地域公共ネットワークの整備推進 (総務省)

<前掲 . 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 (3) ア) b>

イ) 高速・超高速インターネットの地理的格差の是正 (総務省、農林水産省)

<前掲 . 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 (3) イ>

ウ) 移動通信用鉄塔施設の整備 (総務省)

<前掲 . 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 (3) イ>

エ) CATVネットワークの整備推進 (総務省)

高速・超高速インターネットに対応するケーブルテレビ施設の普及・高度化を促進するため、地方公共団体等への支援を引き続き行う

民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援 (総務省)

<前掲 . 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 (3) ア) b>

情報通信技術を活用した公共サービスの充実

ア) 医療分野におけるサービスの充実 (厚生労働省)

a) 遠隔医療のシステム整備支援

<前掲 . 1 . 医療 (2) >

b) 電子カルテの普及促進

<前掲 . 1 . 医療 (2) >

c) 保健医療分野における認証基盤の整備及び電子カルテのネットワーク転送等の容認

<前掲 . 1 . 医療 (2) >

イ) 学習・教育分野におけるサービスの充実 (文部科学省)

a) IT を活用した遠隔教育の推進

<前掲 . 5 . 知 (2) >

(2)年齢・身体的な条件の克服

年齢、身体的な条件により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないように、地方公共団体等における施設のバリアフリー化、障害者や高齢者、子ども等に配慮した情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器・システム等の開発を推進する。

情報提供のバリアフリー化

ア) 行政の情報提供サービス等におけるアクセシビリティの確保

a) 電子政府におけるアクセシビリティの確保 (全府省)

電子政府の構築に当たっては、電子政府構築計画に基づき、ユニバーサルデザインの確保やマルチアクセス環境の整備等により、高齢者、障害者の使いやすさにも十分配慮されたシステムやホームページを提供するよう努める。

b) 地方公共団体の公共サービスにおけるアクセシビリティ確保支援 (総務省)

地方公共団体のホームページや各種公共サービスにおけるアプリケーションや IT 関連機器・システムについて、実態調査を含めたアクセシビリティチェック項目の洗い出しと評価方法の検討を行い、2005 年度までに、評価方法、評価体制のモデルを確立する。

c) 地上デジタル放送の利活用に関する研究 (総務省)

<前掲 .4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (3) イ)d) >

イ) 視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しむことができる環境の整備

a) 視聴覚障害者向け放送ソフトの自動制作技術の研究開発 (総務省)

2003 年度までに、ほぼすべての録画番組を対象として、音声がすべて文字化された原稿がない場合でも短時間で自動的に字幕を制作・付与できるシステムを開発する。字幕番組の制作の効率化、経費抑制を可能とすることで、視聴覚障害者向け放送時間の拡大に資する。

b) 字幕番組、解説番組及び手話番組制作に対する助成 (総務省)

字幕番組、解説番組及び手話番組を制作する公益法人に対して、制作費の一部を助成し、視聴覚障害者向け放送の充実を図るとともに、放送事業者の協力も得て、2007 年までに字幕付与可能な全ての放送番組に字幕が付与されることを目指す字幕放送の普及目標達成に向けた取り組みを促進する。

公共空間のバリアフリー化

障害者、高齢者等が利用しやすい案内標識、信号機等を交差点等に設置するとともに、携帯端末等を活用した、歩行の円滑化及び信号交差点における安全性確保のためのシステムの開発・普及と標準化を関係省庁の適切な連携の下推進する。

ア) 障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの研究開発・導入及び標準仕様策定 (警察庁、経済産業省、国土交通省)

歩行者のための高度道路交通システム(ITS)の研究開発を推進するとともに、歩行者等支援情報通信システム(PICS)について、2003 年度以降、視覚障害者等の利用の多い信号交差点等を中心に順次導入する。また、これらのシステムで共通に利用でき、障害者等に使いやすい携帯端末等に関する開発・実証実験を2005 年に愛・地球博において行い、2006 年度までに標準仕様を策定する。

学校のバリアフリー化 (文部科学省)

ア) 障害のある子どもたちへの対応

<前掲 . 2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (3) カ>

障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等

障害者や高齢者が容易に利用できる情報通信関連機器・システム(パソコン等)、サービスの開発・普及等を促進する。また、障害者や高齢者が簡単にインターネット利用等ができるようにする技術等の研究開発や、障害者、高齢者にとってアクセシブルなホームページの普及を積極的に促進するなど、情報バリアフリー化を推進する。また、IT環境の整備にあたっては、子どもに配慮するとともに、子どもに親しみやすく安全なものとするよう留意する。

ア) 高齢者・障害者向け通信・放送サービスの提供・開発等の促進(総務省)

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発・提供、又はこうしたサービスの充実に資する通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、その実施に必要な資金の一部を助成する。

イ) ネットワーク・ヒューマン・インターフェース技術の研究開発(総務省)

複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが安心して安全に情報通信を利用できる環境を実現するため、ネットワーク・ヒューマン・インターフェースについての総合的な研究開発を推進する。ネットワークと連携した携帯型の多言語音声翻訳システム、映像コンテンツの光刺激等に対する生体安全技術等の研究開発を産学官連携により推進し、2005年度までにこれらの技術を確立する。

ウ) ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発(総務省)

<前掲 . 1. 研究開発の推進 (2) エ) a>

4.社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

(1) 雇用問題への対応

IT 革命の雇用面に与える影響としては、企業の情報化投資による業務の効率化等に伴い雇用削減が行われる可能性がある反面、IT 関連ビジネスの成長により新たな雇用が生み出される等プラス効果も期待される。このため、IT 関連も含めたベンチャー企業の創出・育成につき、資金調達及び人材確保を円滑化するための施策や、技術力を持ったベンチャー企業を創出するための施策を総合的に推進し、IT 関連の良好な雇用機会の確保を図ることが必要である。さらに、IT 革命の進展に伴い、職業能力に関するミスマッチの発生が懸念されることから、働く人すべてが IT 化に対応できるようにするとともに、IT 関連分野等における良好な雇用機会の創出と、それら雇用増が見込まれる分野への円滑な労働移動が図られるよう以下に掲げる施策を推進し、雇用問題に的確かつ積極的に対応する。

なお、IT は、労働市場に3つの変化をもたらす可能性がある。第一に、テレワークなどの働き方による就業形態の多様化をもたらし、労使双方の選択肢を増やす。第二に、労働市場の機能の強化をもたらし、失業なき労働移動の実現を含め需給調整機能の円滑化に寄与する。第三に、IT スキルの習得に係る企業及び個人の人的投資のインセンティブを高める。労働市場の制度設計においては、これら変化に留意することが肝要である。

IT に関する職業能力の開発

ア) IT 職業能力習得機会の確保・提供

<前掲 . 2 . 教育及び学習の振興並びに人材の育成 (3) イ>

イ) 高度な IT 社会構築をリードする人材育成のための職業訓練の展開 (厚生労働省)

IT とものづくりを融合した分野における高度な技術・技能者、高度な情報通信技術者や e ビジネスに従事するホワイトカラー等の高度な人材育成を図る先導的な職業訓練を展開する。

ウ) IT 分野の能力開発に係る情報提供・相談等 (厚生労働省)

全都道府県に「地域 IT 化能力開発支援センター」を整備し、IT 化に対応した職業能力開発施策の展開に係る連絡調整や労働者等に対する情報提供・相談等を行う。

雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進

<前掲 .6.就労・労働>

テレワーク・SOHOの導入促進

ア) 企業による適正な労務管理下でのテレワーク導入支援 (厚生労働省)

<前掲 .6.就労・労働 (2) ア) a>

イ) 企業によるセキュリティの高いテレワーク環境導入支援 (総務省)

<前掲 .6.就労・労働 (2) ア) b>

ウ) 情報通信を活用したテレワーク・SOHO 支援方策の検討 (総務省)

テレワーク・SOHO を推進するため、テレワーク・SOHO の就労環境等の実態を把握するとともに、SOHO 等の会社設立運営、仕事の受発注・事業提携及びテレワーカーの人材育成等に対する情報通信を活用した支援方策等に関する調査研究を行い、併せてシンポジウム等の開催によりその成果の周知・広報活動を 2006 年度まで実施する。

エ) SOHOコーディネーターの育成支援 (経済産業省)

クライアントとSOHO、またはSOHO同士を結びつけて横型ネットワーク組織 (バーチャルカンパニー) を形成するコーディネーターとなりうる高度専門人材の育成支援を行う。2004 年度中に、クライアントとSOHO をつなぐマッチングノウハウのほか、労働法、不正競争防止法等の法的知識、ヒューマンリソースマネジメント知識、マーケティング知識、IT 知識等、必要とされるスキル基準の策定や、これらを習得するためのカリキュラム・教材開発等を行い、その成果をインターネット等を活用して広く公開・提供する。

(2) その他の課題への対応

IT 革命が進展するに伴い、雇用問題以外にも、個人の孤立化や人間関係の希薄化、更には有害情報の氾濫等を通じた青少年の健全育成への影響や、ハイテク犯罪や違法情報の流通等の問題が生じることが懸念されることから、こうした問題についても的確かつ積極的に対応する。

青少年の健全育成

<前掲 . 2 . 教育及び学習の振興並びに人材の育成 (3) イ) a) iv)及び d)>

違法行為、違法・有害情報の流通への対応

<前掲 . 5 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性 (3) キ)>

5. 国民の理解を深めるための措置

国民のITに関する理解を増進する上で、広報活動は重要な役割を担っている。このため、先導的取り組みによるITの利活用の推進、電子政府の構築等による「世界最先端のIT国家」の実現を政府の重点広報テーマとして位置づけて広報活動を一層充実させる。

また、IT戦略の第二期においては、これまで以上に民が主導的に行動することが重要であり、このため政府は、「e-Japan戦略」の展望の共有と民間の行動の呼びかけを積極的に行っていく（「e-Japan戦略」の方策一覧表）。

さらに、実証等を行う各施策の実施にあたっては、ユーザーの参加を含めた実環境における実証等を通じて、新たな技術の社会的な受容に係る課題のフィードバックを適切に行うことも必要である。

このような取り組みの一環として、2005年開催予定の「愛・地球博」において、ITの実用を促進するため、ブロードバンド時代、ユビキタスネットワーク時代に対応したインターネット技術、携帯情報端末技術、映像情報技術（バーチャル・リアリティーを含む）をはじめとした情報関連技術の実用化や最先端技術の実験を行う。

我が国が、世界最先端のIT国家を目指すためには、このような国民のITに関する理解の増進、国民とのIT戦略の展望の共有、最先端の技術の実用化等を図っていくことが重要であり、政府はこうした国民の理解を深める措置についても積極的に取り組んでいく。

別添

電子政府構築計画

2003年(平成15年)7月17日

各府省情報化統括責任者(CID)連絡会議決定

目 次

第 1	基本的考え方	1
	電子政府構築の原則	1
	目標	2
	計画の期間、見直し等	2
1	対象機関	2
2	計画期間	2
3	計画の評価と見直し	3
第 2	施策の基本方針	4
	国民の利便性・サービスの向上	4
1	オンライン利用の促進	4
	(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画) の着実な実施	4
	(2) 手続の簡素化・合理化の徹底	4
	(3) オンライン利用の向上方策	5
	(4) 政府調達電子化	6
	(5) 歳入金等の電子化	7
2	ワンストップサービスの拡大	7
	(1) 共管手続の窓口一元化	7
	(2) 輸出入・港湾手続のワンストップ化	7
	(3) 自動車保有関係手続のワンストップ化	7
	(4) 総合的なワンストップサービスの推進	8
3	利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善	8
	(1) 行政ポータルサイトの整備、充実	8
	(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)	9
	IT 化に対応した業務改革	10
1	内部管理業務の業務・システムの最適化	10
	(1) 人事・給与等業務	11
	(2) その他官房基幹業務	11
2	共通システムの最適化	11
3	個別業務・システムの最適化	11
4	業務・システムの最適化に係る作業の整合性の確保	12

共通的な環境整備	12
1 推進体制の充実・強化	12
(1) 各府省における推進体制の充実・強化	12
(2) 府省横断的な推進体制の充実・強化	13
2 情報システムの整備・運用管理の高度化	13
(1) 情報システムに係る政府調達改善	13
(2) 外部委託の推進	13
(3) 技術的共通課題の解決	13
(4) 文字情報・コードの整備等	14
3 情報セキュリティ対策等の充実・強化	14
(1) 情報システムの安全性・信頼性の確保	14
(2) 個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用	15
4 関係機関との連携協力	15

(別添) 内部管理業務の業務見直し方針	17
---------------------	----

第3 府省別計画	
1 内閣官房	
2 内閣法制局	
3 人事院	
4 内閣府本府	
5 宮内庁	
6 公正取引委員会	
7 警察庁	
8 防衛庁	
9 金融庁	
10 総務省	
11 公害等調整委員会	
12 法務省	
13 外務省	
14 財務省	
15 文部科学省	
16 厚生労働省	
17 農林水産省	
18 経済産業省	
19 国土交通省	
20 環境省	

省略

第1 基本的考え方

電子政府の構築は、行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

これは言い換えれば、「利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供」と「行政内部の業務・システムの最適化(効率化・合理化)」を図ることにほかならない。

こうした目的の達成をより確実なものとするため、今後の電子政府の構築に当たっては、以下の原則と目標に基づき取り組んでいくものとする。

電子政府構築の原則

国民にとって使いやすく分かりやすい、高度な行政サービスの提供
行政機関ごとの縦割りサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所において簡単に行政サービスが受けられる機会を確保する。

政策に関する透明性の確保、説明責務の履行及び国民参加の拡大
電子政府の総合窓口(以下「^{イ・ガブ}e-Gov」という。)などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保する。

ユニバーサル・デザイン(誰もが使いやすい設計)の確保
高齢者、障害者の使いやすさにも十分に配慮されたシステム(音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等)の導入に努める。

業務効率の徹底的追求
業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求する。

民間活力の活用
情報通信技術の専門性と変化の早さにかんがみ、業務・システムの最適化に当たり、民間の専門家の活用や民間への委託に努める。

情報システムの安全性・信頼性の確保と個人情報保護
情報システムについて、常に最高水準の安全性、信頼性を確保するとともに、IT社会の基盤である個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用を図る。

国の行政機関以外の機関との連携及び国際連携の確保

独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関（以下「関係機関」という。）との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的に一体的に推進する。また、諸外国とも十分な連携を図りつつ、システム構築等にあたる。

活力ある社会形成への配慮

電子政府を推進することによって、電子商取引をはじめとする国民生活や企業活動におけるIT利用促進の触媒的機能を十分に果たす。

目標

上記の原則に基づく電子政府構築を着実に推進することにより、以下の目標の実現を目指す。

利用者本位の行政サービスの提供

国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24時間365日ノンストップで（いつでも）必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてワンストップで（インターネット上の一つの窓口で）適切な行政サービスを受けることを可能にする。

予算効率の高い簡素な政府の実現

業務処理過程の重複等の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現する。

計画の期間、見直し等

1 対象機関

全府省を対象とし、関係機関についても連携した取組を要請する。

2 計画期間

2003年度（平成15年度）から2005年度末（平成17年度末）までの3か年計画とする。

3 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進捗状況を把握、分析、評価し、その結果を踏まえ、予算編成日程等を勘案して計画を見直す。

これに関連して、各府省は、電子政府に係る施策を「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の対象とすることとし、当該政策評価を実施する場合には、部外有識者の知見を活用するものとする。

なお、各府省は、毎年度の概算要求時、遅くとも予算編成時までに、複数年度にわたる電子政府の主要施策の所要経費や効果を明示する。

第2 施策の基本方針

国民の利便性・サービスの向上

政府は、ITを活用した国民の利便性・サービスの向上を図る観点から、各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申請・届出等手続のオンライン化を積極的に進めてきたところである。しかしながら、これまでの取組は、各府省間の連携が必ずしも十分でなかったこともあり、国民等利用者からみて、利便性の面で改善の余地がある。

我が国が2005年(平成17年)までに世界最先端のIT国家となるためには、利用者の視点を徹底し、従来の各府省ごとの行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、行政情報の入手やオンラインによる手続を、便利で分かりやすいものとするという「質」の向上への転換を図ることが必要である。

これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。

1 オンライン利用の促進

(1)アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

各府省は、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、2003年度末(平成15年度末)までに手続のオンライン化を着実に実施する。

(2)手続の簡素化・合理化の徹底

各府省は、申請・届出等手続について、以下に掲げる「手続の簡素化・合理化の取組事項」に基づき、2003年(平成15年)12月までに、該当する手続、年度ごとの措置内容を定め、2005年度末(平成17年度末)までに、手続の簡素化・合理化の徹底を図る。

[手続の簡素化・合理化の取組事項]

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続、社会経済環境の変化等により必要性が失われたと判断される手続について、以下の要件に該当するものを除き、原則として廃止する。廃止できない手続については、その理由を公表する。

○手続の性質上、件数が僅少な手続(特殊法人の設立許可、解散手続等)

○臨時的・例外的な事象を対象とする手続(事故報告等)

○国際協定等に基づき、義務として設けられた手続

申請・届出等の頻度軽減

年2回以上の申請・届出等を義務付けている手続については、その頻度の

半減を目標に軽減を図る。頻度の軽減が困難な手続は、その理由を公表する。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、()法令に義務付けがない添付書類は廃止するとともに、()企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられる場合には、当該添付書類は省略可能とする。なお、既往の閣議決定等に基づき、添付書類の省略、廃止を実施することとしているものについては、その着実な実施を図る。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、審査支援データベースの整備・活用等による電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しなどにより処理期間の短縮を図る。

変更手続の簡素化

変更手続について、変更事項のみを入力することで手続が完了する方式等を採用し、手続を簡素化する。また、新規及び変更に係る様式を統合し、既存のデータを活用できるよう様式を見直す。

その他

上記のほか、簡素化・合理化につながる事項を積極的に推進する。

(3)オンライン利用の向上方策

国の行政機関が扱う申請・届出等手続については、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化の環境が整備されることとなる。今後は、この整備された環境を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、その改善要望を踏まえつつ、利用者がその利便性を実感できるようにする必要がある。

このため、各府省は、2005年度末(平成17年度末)までに以下の取組を実施する。

申請・届出等の件数が多い手続や反復継続して行われる手続を中心に、()企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう電子申請システムの仕様を公開するとともに、()複数の手続を一括して提

出できるよう電子申請システムの改善を行うなど、利用者が使いやすいシステム整備を進める。

また、電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるよう、できる限り早期に所要の措置を講ずる。

なお、各府省に共通する事項については、整合性・統一性を確保するため、必要に応じ、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」(2001年(平成13年)8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)の見直しを行う。

オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として24時間365日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理を電子化し、処理期間の短縮を図る。

オンラインの利用について手数料を低減化している事例もあり、業務・システムの効率化により行政経費の低減を図り、オンライン利用について実費を適切に反映した手数料を設定する。

添付書類の提出についても、できる限りオンライン化することとし、行政機関が発行する証明書等については、発行主体となる各府省において、2003年度末(平成15年度末)までに電子化を図る。

また、民間が発行する証明書等について、所管府省は、2003年(平成15年)12月までに電子化の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

さらに、電子的に発行することが困難な証明書等については、スキャナー等の活用を含めて引き続き検討を進め、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「CIO連絡会議」という)において、2003年度末(平成15年度末)までに取組方針を取りまとめる。

^{イ・ガフ}
e-Gov及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを周知するとともに、利用説明会や講習会の開催、申請窓口、関係団体を通じたオンライン利用の普及・啓発を行う。

(4)政府調達の電子化

インターネット技術を活用した電子入札・開札を実施するなど政府調達手続を電子化することにより、企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化を図る。

非公共事業

各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を 2003 年度末 (平成 15 年度末) までに導入する。

公共事業

関係府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を、原則として、2003 年度末 (平成 15 年度末) までにすべての直轄事業において導入する。

なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム (CALS/EC) を 2004 年度 (平成 16 年度) までに構築するとともに、その後さらなる高度化を図る。

(5) 歳入金等の電子化

財務省及び各府省は、歳入金の納付及び国税の申告等申請・納付について、2003 年度末 (平成 15 年度末) までにインターネット等を利用した手続を可能とするためのシステムを整備し、その安定的な稼働に配慮しつつ、日本銀行及び金融機関のシステムを整備を前提として、逐次運用を開始する。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続 (共管公益法人に係る手続を含む。) について、原則として共管府省のうち窓口となる 1 府省を特定し、窓口を一元化するとともに、窓口府省は、2003 年度末 (平成 15 年度末) までにオンライン化する。

(2) 輸出入・港湾手続のワンストップ化

関係府省は、2003 年度末 (平成 15 年度末) までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の電子申請システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する。

また、輸出入・港湾に関するすべての手続について、既存システムの相互接続にととまらず、国際的な調和に留意しつつ、改めてその徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用経費の低廉な新しいシステム構築について検討し、既存の業務・システムに係る最適化計画を 2005 年度末 (平成 17 年度末) までのできる限り早期に策定する。

なお、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約 (仮称) (FAL(ファル)条約)」の締結について早急に検討し、その結果を踏まえ 2003 年 (平成 15 年) 12 月までに規制改革等の必要な措置を講ずる。

(3) 自動車保有関係手続のワンストップ化

関係府省は、自動車保有関係手続について、概ね 2005 年 (平成 17 年) を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼動開始を目指す。このため、2003 年度 (平成 15 年度) には、システムの開発を行うとともに、一部地域で、システムの実用化に係る試験運用を行う。

(4) 総合的なワンストップサービスの推進

e-Gov^{イ・ガブ}を活用し、国の行政機関はもとより関係機関の電子申請システムとも連携し、申請・届出等手続の案内情報の入手から実際の手続までをインターネットにより一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを 2005 年度末 (平成 17 年度末) までに整備するため、以下の取組を実施する。

総務省は、e-Gov^{イ・ガブ}に、国民等利用者が目的とする個々の手続をオンラインで行えるシステムへ直接接続できる機能を整備し、2004 年 (平成 16 年) 1 月から運用を開始する。これに対応し、各府省は、電子申請システムの必要な改善を行う。

総務省及び各府省は、2005 年度末 (平成 17 年度末) までに、e-Gov^{イ・ガブ}と各府省の電子申請システムとを連携させ、国民等利用者の要望を踏まえ、一つの目的を達成するために必要な関連する手続を一括して行えるワンストップサービス機能を整備する。また、e-Gov^{イ・ガブ}と関係機関の電子申請システムとも連携する総合的なワンストップサービスの仕組みを整備する。

総合的なワンストップサービスの実現に向け、2003 年度末 (平成 15 年度末) までに、システム形態、各機関との連携方法、運用方法等の課題について検討を行い、CIO 連絡会議において、整備方針を策定する。

なお、総務省、経済産業省における調査研究成果を踏まえ、上記整備方針の中で、民間事業者 (電話会社、ガス事業者、金融機関等) への手続をも含めたワンストップサービスについての基本的な考え方を整理する。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備、充実

e-Gov^{イ・ガブ}及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として分かりやすい情報の提供、国民等からの政策提言の一元的な受付等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005 年度末 (平成 17 年度末) までに整備する。このため、2003 年度 (平成 15 年度) においては、以下の取組を実施する。

国民生活や企業活動に密着した申請・届出等手続を含めた案内が行えるよう

各府省は、2004年(平成16年)1月から、手続案内の対象を法令に基づくすべての手続に拡大するとともに、総務省は、申請・届出等の件数が多いものなど主要な手続を対象として、e-Govの手続案内を個人・企業別、ライフイベント(就職、結婚、退職など人生の主な出来事)及びサービス分野別に再構成し、利用者の視点に立った手続案内を実現する。

各府省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(2001年(平成13年)3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承。2002年(平成14年)7月30日改定)に基づき、引き続き行政情報の提供内容の充実等を推進するとともに、総務省は、e-Govに、各府省が手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)等の情報を登録・更新する機能を整備し、2004年(平成16年)1月から、e-Govにおいてこれらの情報を政府全体として分かりやすく体系的に、かつ一元的に提供する。

総務省は、e-Govに、国民等から政策に対する提言を一元的に受け付け、所管府省へ配信する機能を整備し、2004年(平成16年)1月から、国民等が府省を意識することなく政策に対する提言を行えるようにする。

国民等利用者の視点に立って、政府として行政ポータルサイトの統一性を確保するための情報内容及び画面設計に関する基準、e-Govから一元的な情報提供を行うための関係機関及び民間事業者との連携等の方策について検討を行い、CIO連絡会議において、2003年度末(平成15年度末)までに、2(4)の整備方針を含め、行政ポータルサイトの整備方針として策定する。

(2)多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

e-Gov、各府省のホームページや電子申請システム等の国民等利用者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、各府省は、以下の取組を実施する。

高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、行政情報の提供について、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に沿って、音声や画像で表示される情報内容には代替手段を提供するなど各府省のホームページから提供される行政情報の分かりやすさと利便性の向上を進める。また、総務省において、容易にオンラインによる手続を可能とする取組を先行的に進めるとともに、その成果を踏まえ、各府省間の整合性を図りつつ、各府省において所要の措置を講ずる。

電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、国の

出先機関の施設はもとより、地方公共団体等との連携協力を図りつつ、地方公共団体の施設（公民館、図書館等）、郵便局、学校等国民に身近な施設から容易かつ安全に利用することができるよう必要な環境の整備を進める。

携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。また、電子申請システムについて、技術動向を踏まえつつ多様なOS(オーエス)(オペレーティングシステム)に対応できるよう検討を進める。

また、利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等についての相談・案内に関し、各府省を意識させることなく、総合的・横断的に対応するための体制・仕組み（電子政府利用支援センター（仮称））について、2005年度末（平成17年度末）を目途として整備することとし、CIO連絡会議において、2003年度末（平成15年度末）までに、その具体的機能・役割、位置付け、各府省の役割分担等について検討し、整備方針を策定する。

なお、当面、各府省は、利用者からのシステムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を整備し、的確に対応する。

IT化に対応した業務改革

政府は、電子情報を原則とする行政運営を実現し、行政運営の簡素化・効率化を推進するため、行政事務のIT化に取り組んできたところである。

しかしながら、これまでの取組は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまっておらず、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組は不十分なものとなっている。

また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、IT導入による業務・システムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にある。

なお、業務・システムの最適化に当たっては、可能な限り、外部委託するという視点が不可欠であり、今後一層その推進を図っていくことが必要である。

このため、政府として、IT導入による業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、以下の取組を推進する。

1 内部管理業務の業務・システムの最適化

人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び

旅費の各業務について、「内部管理業務の業務見直し方針」(別添)に基づき、業務及び制度の見直しを実施し、ITの活用、民間の知見・能力の活用等による業務・システムの最適化を図る。

(1)人事 給与等業務

CIO 連絡会議の下で、人事院、総務省及び財務省が中心となって、必要な業務見直し等を実施し、「人事 給与等業務・システム最適化計画(仮称)」を2003年(平成15年)12月までに策定するとともに、2004年度末(平成16年度末)までに人事 給与関係業務情報システム(仮称)の主要な部分を整備する。

各府省は、2005年度(平成17年度)以降、人事 給与等業務に関する既存システムの更新時等の機会に、順次、上記システムを導入する。

(2)その他官房基幹業務

共済業務については、CIO 連絡会議の下で、財務省が中心となって、また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、CIO 連絡会議において、必要な業務見直しを実施し、「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」を2004年度(平成16年度)早期に策定する。

2 共通システムの最適化

府省内・府省間において行政事務の基盤となる、府省内ネットワーク、府省間ネットワーク、電子文書交換システムその他の共通システムについて、その最適化を図るため、行政情報システム関係課長連絡会議において、2003年度末(平成15年度末)までに、「共通システムの見直し方針(仮称)」を策定する。

3 個別業務・システムの最適化

各府省は、2003年(平成15年)8月までを目途に、各府省個別業務・システムの体系的な整理を実施する。

上記整理の結果を踏まえ、CIO 連絡会議において、2003年(平成15年)12月までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施するとともに、業務の最適化やシステムの統合化等の効果が大きいと見込まれる業務(主に実施業務)について、各府省に共通する業務・システム(以下「府省共通業務・システム」という)、一部の府省に係る業務・システム(以下「一部関係府省業務・システム」という)及び各府省の個別業務・システム(以下「個別府省業務・システム」という)に分類する。

府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、CIO 連絡会議において、2004年(平成16年)1月までに、各業務・システムに係る最適化計画を策定する担当府省を決定し、担当府省において、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、担当業務・システムに係る最適化計画を策定する。

個別府省業務・システムについては、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、当該システムを保有する府省において、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、必要な見直しを行う。

なお、各府省は、行動計画に基づき行われる刷新可能性調査結果等各段階の取組状況について、当該システムのセキュリティ(安全性)に直接係わる事項のように、公表することが不適切である事項を除き、随時、インターネットの利用その他により公表する。

4 業務・システムの最適化に係る作業の整合性の確保

業務・システムの最適化を政府全体として整合性をもって進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一の実施手順を定めた「業務・システム体系一覧作成指針(ガイドライン)」(2003年(平成15年)6月作成)及び「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」(2003年(平成15年)7月作成予定)を上記1から3の各最適化計画の策定に活用する。

共通的な環境整備

国民の利便性・サービスの向上、IT化に対応した業務改革など次期電子政府の構築を円滑かつ適切に実施するためには、業務・システムの最適化を強力に推進する体制を各府省及び府省全体として整備するとともに、最適な情報システムの調達、効率的な運用管理の実施等、情報システムの整備・運用管理の一層の高度化が必要である。

また、オンラインによる行政サービスの本格化に伴い、個人情報の保護対策を含む情報セキュリティ(安全確保)対策について、一層の充実・強化を図っていく必要がある。

さらに、我が国全体として総合的・一体的に業務・システムの最適化を推進するため、関係機関との連携協力を積極的に行う必要がある。

このため、電子政府構築のための各府省に共通する環境整備として、以下の取組を推進する。

1 推進体制の充実・強化

(1)各府省における推進体制の充実・強化

各府省は、府省内の業務・システムの最適化を推進するため、2003年(平成15年)7月までに、情報化統括責任者(以下「CIO」といふ。)の主導により、現行の

「情報化推進委員会」等について、これまでの情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、IT化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化するとともに、同組織において、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成等を実施するものとする。

また、各府省は、2003年(平成15年)12月までに、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たりCIO及び各所管部門の長(業務改革関係部門、情報システム統括部門)に対する支援・助言等を行うCIO補佐官を配置するとともに、「情報化推進委員会」等における位置付けを明確化する。CIO補佐官には、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を充てることとし、高度な国家安全保障、治安に係る分野においては内部人材の活用を図ることとする。

(2)府省横断的な推進体制の充実・強化

府省横断的な取組の企画・調整機能を担うCIO連絡会議において、2003年(平成15年)12月までのできる限り早期に、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部の専門家を登用する。

また、政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、CIO連絡会議からの指示を受け、統一的な実施手順の維持・管理や各府省共通の課題の分析・解決方法の検討を行う体制として各府省のCIO補佐官等からなる「CIO補佐官等連絡会議(仮称)」を、2003年(平成15年)12月までに設置する。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1)情報システムに係る政府調達の見直し

各府省は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002年(平成14年)3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。2003年(平成15年)3月19日改定)に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法(プロジェクトマネジメント手法)の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

(2)外部委託の推進

各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえ、引き続き、外部委託を推進する。

(3)技術的共通課題の解決

各府省認証局が発行する官職証明書の有効期間経過後における電子公文書

の真正性の確認方策、府省共通的なデータの円滑な交換、活用方策等解決が必要な各府省共通の技術的課題については、共通システムの見直しに係る検討状況を踏まえ、「行政情報システム関係課長連絡会議」において、2003年度(平成15年度)から検討に着手し、統一的な解決方策等を取りまとめた上で、各府省における情報システムの整備、運用に的確に反映する。

(4)文字情報・コードの整備等

経済産業省及び関係府省は、行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2003年度末(平成15年度末)までに主要部分の運用を開始し、2005年度末(平成17年度末)までにデータベースを構築する。

内閣官房及び関係府省は、「公的分野における連携ICカードの実現に向けた基本的考え方」(2001年(平成13年)7月27日公的分野におけるICカードの普及に関する関係府省連絡会議)等を踏まえ、今後の急速な技術進歩や国際標準化の動向等を勘案しつつ、新たな技術の導入等に関する検討を行い、2003年度中(平成15年度中)に技術仕様の内容を見直す等所要の措置を講ずる。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1)情報システムの安全性・信頼性の確保

各府省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000年(平成12年)7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定、2002年(平成14年)11月28日一部改定)に沿って2002年度(平成14年度)に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針)に基づき、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

各府省は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」(2001年(平成13年)3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。

各府省の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」(2003年(平成15年)2月28日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

各府省は、電子申請システムについて、電子証明書を利用して安全な通信を確保するものとする。当該証明書を各府省の認証局から発行し、利用者に配布する場合には、それが真正なものであることを利用者が確認するための情報(フィンガープリント)を提供するものとする。

また、上記 3(1)の行政ポータルサイトの整備方針の策定に向けた取組を踏まえ、電子証明書の配布及びそのフィンガープリントの提供を要しないなど、より一層安全で利便性の高い通信を実現するための方策について、行政情報システム関係課長連絡会議において検討を進める。

(2)個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用

我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の施行に向けた必要な取組を早急に進めるとともに、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

4 関係機関との連携協力

(1)関係機関における所管手続のオンライン化や手続の案内等行政情報のインターネットによる提供を要請するとともに、総合的なワンストップサービスを実現するため、関係機関における電子申請システムとe-Govとの連携を図る。

特に、独立行政法人、地方公共団体等が扱う手続については、各府省において、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化実施方策の提示等の条件整備を着実に行うほか、申請・届出等の件数が多いなど国民等に身近な手続について、毎年度、実施予定時期等を含めオンライン化の状況を調査し、CIO連絡会議において取りまとめ、分かりやすく公表する。また、当該調査結果を踏まえ、独立行政法人、地方公共団体等に対し必要な情報提供、助言等を行う。

(2)独立行政法人が行う業務については、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、所管府省は中期目標に最適化計画の策定について盛り込む等の措置を講ずる。

また、国会、裁判所が行う人事、給与等内部管理業務についても、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するよう要請する。

(3)国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、総合行政ネットワーク(LGWAN(エルジーワン))を可能な限り活用する。

また、国の行政機関と独立行政法人、国会、裁判所等との間においても、業務の効率化・合理化を図るためネットワーク化を推進する。

(4)地方公共団体における行政の情報化を促進し、国・地方を通ずる行政情報化の総合的・一体的な推進に、より強力かつ機動的に取り組むため、2003年(平成15年)8月までに、国、地方公共団体間における実務者による協議の場(電子政府・電子自治体推進のための国、都道府県、市町村協議会(仮称))を設置する。

内部管理業務の業務見直し方針

内部管理業務のうち、ITを活用した業務運営を行うことにより特に効率化が見込まれる人事・給与等業務、共済業務並びに物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務(以下「官房基幹業務」という。)について、最適化された業務・システムの実現に向けて、以下の取組を実施する。

1 業務の見直し

官房基幹業務については、以下の考え方にに基づき、業務の見直しを行う。

(1) 業務の見直しに係る共通的思考方

- ア 2002年度(平成14年度)に実施した業務分析において課題とされた紙媒体による業務に起因する重複した確認作業や転記作業など、非効率となっている業務について、ITの導入により効率化を図る。また、決裁階層の多段階について、決裁権限の委任等の必要な見直しを行う。
- イ 各府省、各局、各課ごとに処理されている業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図る。
- ウ 職員による判断を必要とする業務と判断を必要としない業務とに区分し、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。
- エ 行政機関等の間や同一組織内等において行われている申請・届出等手続について、必要性の乏しい手続の廃止、手続の頻度の軽減、添付書類の省略・廃止、記載事項が類似している申請書の統合等、簡素化を図る。
- オ 業務の正確性・適正性を確保する。

(2) 個別業務の見直しに係る考え方

ア 人事・給与等業務

CIO 連絡会議の下で、人事院、総務省及び財務省(以下「人事院等」という)が中心となって、各府省(外局を含む。)の本省庁、地方支分部局等から対象機関を抽出し、人事・給与等業務全般にわたる調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、上記1(1)及び以下の考え方にに基づき、業務の見直しを行う。なお、各府省は、人事院等の行う調査に積極的に協力する。

業務処理に係る様式、記載事項、用語の統一等の標準化を図る。

決裁階層を含む業務処理手順の簡素化、標準化を図る。

人事院等が行う調査のうち類似する調査項目の統合等の簡素化を図る。

また、「電子政府構築計画(仮称)の策定に向けて」(2003年(平成15年)3月31

日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の別添「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」(以下「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」という)に基づき、各府省は、給与の支給について、職員の協力を得て、全額振込化を推進する。

イ 共済業務

CIO 連絡会議の下で、財務省が中心となって、2003 年度中(平成 15 年度中)に、各共済組合及び国家公務員共済組合連合会の業務について、調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、上記 1(1)及び以下の考え方にに基づき、業務の見直しを行う。なお、業務の見直しに当たっては、業務処理手順の標準化についても検討する。

独立行政法人又は日本郵政公社の職員が加入する共済組合との円滑な連携を図る。

継続長期組合員となった場合や他の組合の組合員となった場合等に必要とされる届出等、各種届出の簡素化(廃止を含む。)を図るとともに、共済組合員への貸付基準等、各共済組合間の基準の統一化を図る。

ウ その他官房基幹業務

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、CIO 連絡会議において、上記 1(1)及び以下の考え方にに基づき、業務の見直しを行う。

別記「業務見直し検討対象項目一覧」に掲げる各検討対象項目について、業務処理に係る様式、記載事項の統一等の標準化、決裁階層を含む業務処理手順の簡素化、標準化を図る。

また、上記各検討対象項目について、外部委託を検討する。

2 制度の見直し

業務の見直し状況を踏まえ、制度所管官庁等は、必要に応じ、関係法令の改正を行う。

また、各府省は、これらに合わせて内部規程の見直しを行う。

3 システムの整備

業務の見直しの検討状況を踏まえ、必要なシステムの整備又は機能の検討を行う。

(1) 人事・給与等業務

人事院等は、人事・給与等業務の電子化に関する基本方針及び以下の考え方にに基づき、「人事・給与関係業務情報システム(仮称)」の整備を行う。

ア システムの対象とする職員は、国家公務員とする。ただし、国会議員、国会議員秘書、特定独立行政法人及び日本郵政公社の職員は除く。

- イ 人事 給与等業務及び共済業務において、各業務に必要な職員情報を共有するとともに、関連する他のシステムとの連携を図る。
- ウ 職員からの申請の受付、認定、支払までの一連の業務及び関係書類の保管について電子化を図る。
- エ 人事 給与等業務への IT の導入に当たっては、国の共通基盤(霞が関 WAN、電子文書交換システム等)を活用する。

(2) 共済業務

- ア 各共済組合、国家公務員共済組合連合会及び財務省は、共済業務に関するシステムの仕様を 2003 年度末 (平成 15 年度末)までに策定し、速やかに当該仕様に沿ったシステムの開発、導入を図る。
- イ 共済業務への IT の導入に当たっては、国の共通基盤(霞が関 WAN、電子文書交換システム等)を可能な限り活用する。

(3) その他官房基幹業務

- CD 連絡会議において、重複投資の防止、関連するシステムとのデータ連携に留意しつつ、物品調達、物品管理、謝金 諸手当、補助金及び旅費の各業務に関する最適なシステム形態、運用方法等について検討を行う。

業務見直し検討対象項目一覧

- 1 標準化の検討に当たっては、検討対象項目が調査対象とした府省の一連の作業内容を大まかに記載しているため、検討対象項目に含まれる官庁会計事務データ通信システム(A D A M S)等の状況に留意して実施する。
- 2 外部委託の検討に当たっては、必ずしも職員による判断を必要としない業務(「外部委託」欄に印を付したもの。)について、A D A M S等の状況に留意しつつ、原則として外部委託を検討する。

業務区分	業務フロー	検討対象項目	外部委託
1 物品調達	調達要求	調達要求書作成	
		調達要求書決裁	
	調達実施伺	見積り依頼	
		業者選定	
		契約形態決定	
		調達実施伺書作成	
	予定価格	調達実施伺書決裁	
		予定価格調書(決裁用)作成	
		予定価格調書(決裁用)決裁	
	入札等	予定価格調書(入札用)作成	
		予定価格調書(入札用)決裁	
		入札	
	発注	見積書徴取	
		発注	
	支出負担行為決議	落札者決定	
		支出負担行為決議書類作成	
	物品受領	支出負担行為決議書類決裁	
調達要求書類保管			
納品検査			
支出決定決議	物品受領		
	納品書回付		
2 物品管理	物品取得	支出決定決議書類作成	
		支出決定決議書類決裁	
		支出決定決議書類保管	
		物品取得書作成	
		物品取得決裁	
		検査	
	保管・供用	検査確認調書記入	
		検査確認調書回付	
		物品管理簿記帳	
		物品取得書記入	
		物品供用	
		物品整理票作成・貼付	
	検査	物品使用書作成	
		物品使用書保管	
		定期検査起案	
		検査通知案決裁	
		検査	
検査結果報告			
点検	検査結果決裁		
	検査書作成		
	検査書確認		
	点検準備		
	使用状態点検		
	点検		
供用換(物品移動)	点検結果報告書作成		
	点検結果決裁		
	物品供用(換)書作成		
	物品供用(換)書決裁		
	物品供用換日程決定		
	物品管理簿付替		
処分申請	物品供用簿減		
	供用換		
	物品使用書作成		
	物品使用書保管		
	承認申請伺作成		
	承認申請伺決裁		
返納・処分	不用決定承認申請書作成		
	不用決定承認申請書決裁		
	物品返納書作成		
	物品返納書決裁		
	「物品の不用決定について」/物品不要決定書作成		
	物品不用決定書決裁		
	廃棄日程決定		
	物品返納書記入		
	物品供用簿減		
	物品返納		
	物品管理簿付替		
	処分		
	物品管理簿減		
	物品不用決定書記入		

業務区分	業務フロー	検討対象項目	外部委託
3 謝金 各種手当	行政決裁	決裁文書作成	
		決裁文書決裁	
	支払決議 交付要求	支出調書作成	
		支払決議 交付要求	
		支払決議 交付要求決裁	
	支出負担行為即支出決定	支払決議決裁	
		支出負担行為即支出決定決議書類作成	
振込手続	支出負担行為即支出決定決議書類決裁		
	振込手続		
4 補助金	交付決定	振込通知	
		交付決定起案書作成	
		交付決定起案決裁	
	支出負担行為決議	交付決定通知書作成	
		支出負担行為決議書入力票作成	
		支出負担行為決議書入力票決裁	
		支出負担行為決議書類作成	
		支出負担行為決議書類決裁	
	概算払い	支出負担行為決議書類決裁	
		概算払起案書作成	
		概算払起案決裁	
	支出決定決議	支出通知書作成	
		支出決定決議書入力票作成	
		支出決定決議書入力票決裁	
		支出決定決議書類作成	
		支出決定決議書類決裁	
	額の決定	額の決定起案書類作成	
額の決定起案決裁			
額の決定通知書類作成			
額の決定通知書類決裁			
5 旅費	出張命令	出張命令書類作成	
		出張命令書類決裁	
		旅行命令簿作成	
		保管	
		出張報告書作成	
	出張報告	出張報告決裁	
		旅費精算請求書作成	
		旅行命令簿作成	
		保管	
		出張報告書作成	
	支出負担行為 支出決定決議	出張報告関連資料受理 / 回付	
		出張報告書付属書類及び支出負担行為即支出決定入力表作成	
		出張報告書付属書類及び支出負担行為即支出決定決議作成	
		出張報告書付属書類及び支出負担行為即支出決定決議決裁	
			命令簿支払予定日記入

資料編

- 1.重点政策 5分野のこれまでの主な成果
- 2.ベンチマーク集

資料編

目次

資料編 1.重点政策 5分野のこれまでの主な成果 1

1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成.....	1
2.人材の育成並びに教育及び学習の振興.....	3
3.電子商取引等の促進.....	5
4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進.....	7
5.高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保.....	10

資料編 2.ベンチマーク集 12

.先導的取り組みによる IT 利活用の推進

1.医療.....	12
2.食.....	12
3.生活.....	12
4.中小企業金融.....	13
5.知.....	13
6.就労・労働.....	15
7.行政サービス.....	17

.重点政策 5 分野

1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成.....	20
2.人材の育成並びに教育及び学習の振興.....	25
3.電子商取引等の促進.....	29
4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進.....	32
5.高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保.....	33
6.横断的な課題.....	34

資料編 1.重点政策 5分野のこれまでの主な成果

1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

2002 年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、世界的にも低料金の高速インターネット常時接続環境が実現し、急速にその普及が進んでいる。

新たなネットワークインフラ等の形成促進

高速 超高速インターネットの全国的な普及に関する 2005 年度までのスケジュールや官民の役割分担、実際の利用見込み、ブロードバンドの普及により期待される社会生活の変化を整理 (総務省) (2001 年 10 月 16 日「全国ブロードバンド構想」公表)

電柱 管路等を提供する際のルール整備 (総務省) (2001 年 4 月 1 日「公益事業者の電柱 管路等の使用に関するガイドライン」運用開始、2002 年 4 月 1 日、2003 年 4 月 1 日 同ガイドラインを改正、運用開始)

掘削抑制区間における第一種電気通信事業者の光ファイバーケーブル敷設工事に関する工事規制の緩和の実施 (国土交通省) (2002 年 3 月 4 日、2003 年 3 月 28 日各道路管理者あて通知)

公共施設管理用光ファイバ収容空間等の整備 開放 (国土交通省) (2003 年 3 月末現在、収容空間等約 34,000km 整備)

橋梁の新設 架替情報の公開 (国土交通省) (2003 年 3 月現在、対象となる全箇所 (36 箇所)においてホームページ上で情報公開実施済)

IT 化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示 (法務省、総務省、国土交通省) (2001 年 12 月 27 日)

新築集合住宅 IT 化標準の策定 (国土交通省、総務省、経済産業省) (2002 年 3 月 15 日)

既存集合住宅の IT 化標準、改修のための合意形成マニュアル及び技術指針の作成 (国土交通省、総務省、経済産業省、法務省) (2002 年 7 月 19 日)

加入者系光ファイバ網等の民間事業者による整備に対する支援 (総務省) (2001 年 6 月 1 日「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律」成立、8 月 13 日法施行)

電波の利用状況の調査、公表等に係る制度の整備 (総務省) (2002 年 4 月 26 日「電波法の一部を改正する法律」成立)

第 4 世代移動通信システム及び 5GHz 帯無線アクセスシステムの周波数確保 (総務省) (2002 年 9 月)

通信端末機器の技術基準適合認定制度及び PHS 等の特定無線設備の技

術基準適合証明制度について自己適合宣言制度を導入(総務省)(改正電
波法については2003年5月30日成立、2003年6月6日公布)

既存設備を活用したネットワークインフラ等の形成推進

・既存光ファイバの活用(総務省)(2001年6月15日「電気通信事業法等の一
部を改正する法律」成立、11月30日法施行)

・電力会社、鉄道事業者が保有する光ファイバ路線情報公開(経済産業省、
国土交通省)(2001年9月)

・河川・道路の公共施設管理用光ファイバの民間への開放(国土交通省)
(2002年6月)

・公益事業者等による未利用光ファイバの波長・帯域ベースでのサービス提
供を一層円滑化する観点から、専ら他の電気通信事業者にサービス提供す
るものである「電気通信役務」に係る簡便な申請手続を措置(総務省)
(2002年4月30日「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」施行
等)

・地方公共団体が保有するダークファイバを民間事業者へ提供する際の標準
的な手続の策定(総務省)(2002年7月24日)

いつでもどこでも安心して利用できるネットワークの構築

・高速インターネットの地理的格差の是正(総務省)(2001年6月1日「電気通
信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律」成立、8月13日法施行)

自由かつ公正な競争環境の整備の促進

・非対称規制の導入及び電気通信事業紛争処理委員会の創設(総務省)
(2001年6月15日「電気通信事業法等の一部を改正する法律」成立、11月
30日法施行)

・電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組み
についての見直し(総務省)(2003年3月17日「電気通信事業法及び日本
電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国
会に提出済)

・一般加入電話からIP電話端末に着信する際の番号体系の規定(総務省)
(2002年6月27日「電気通信番号規則等の改正」公布、9月27日施行)

・IP電話の総合品質の基準値を規定(総務省)(2002年6月27日「事業用電
気通信設備規則等の改正」公布、9月27日施行)

多様なビジネスモデルへの支援

- CS デジタル放送、CATV 等について電気通信事業者回線の利用を可能とする制度の整備 (総務省) (2001 年 6 月 22 日「電気通信役務利用放送法」成立、2002 年 1 月 28 日施行)
- 通信、放送融合サービス開発促進のための研究開発の支援 (総務省) (2001 年 6 月 1 日「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」成立、11 月 8 日法施行)

国際インターネット網の整備など世界的に均衡のとれた IT 社会の実現

- アジアにおけるブロードバンドの普及に向けた行動計画として、ブロードバンドに係るネットワーク・インフラの整備に関する施策及びブロードバンド普及のための関連施策を盛り込んだ「アジア・ブロードバンド計画」を策定 (2003 年 3 月 28 日、総務省及び関係府省)
- 多言語ドメイン名について、IETF において標準化を実施。また、2003 年 3 月の ICANN において導入手続きを決定 (総務省)
- 途上国の IT 政策立案者及び関係者と我が国の専門家との間で意見交換実施し、途上国が IT 戦略を進める上で、検討すべき様々な問題点とその解決方法に関する集積を実施するため、「IT 政策 制度支援ネットワーク」を 2002 年 5 月に運用開始。(総務省、外務省)

2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興

2002 年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、教育研究機関の制度改正や環境整備による専門家の育成、各種の IT 講習の充実などによる国民の IT 活用能力の向上、学校のインターネット接続等による学校教育の情報化等が進んでいる。

IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発

ア) 高度な IT 人材の育成

- 大学の組織編成の柔軟化のための制度の改正 (文部科学省) (国立学校設置法改正 (2001 年 6 月 22 日成立、2002 年 4 月 1 日法施行)、大学設置基準改正 (2001 年 3 月 30 日施行)、学校教育法改正 (2002 年 11 月 22 日成立、2003 年 4 月 1 日法施行))
- IT 関連専攻修士、博士課程の入学定員増 (文部科学省) (2002 年 4 月 国立大学の IT 関連専攻の入学定員を修士 150 人、博士 30 人増加)
- IT 技能に関する標準 (IT スキル標準) の策定 (経済産業省) (2002 年 12 月)

イ)IT 職業能力開発の推進及びIT 技能の向上

- ・労働者の IT 職業能力習得機会の確保、提供 (厚生労働省) (2003 年 1 月現在 約 91 万人に対して実施)
- ・電気通信主任技術者資格取得等のための研修に対する支援 (総務省) (2003 年 3 月末現在約 6,000 人に対して実施)

ウ)外国人人材の受入れ確保

- ・外国人 IT 技術者上陸許可基準の見直しについて所要の措置 (法務省) (平成 13 年法務省令第 79 号 (2001 年 12 月 28 日施行) 平成 13 年法務省告示第 579 号 (2001 年 12 月 28 日施行) 平成 14 年法務省告示第 302 号 (2002 年 7 月 19 日施行) 平成 15 年法務省告示第 291 号 (2003 年 5 月 30 日施行))

国民の IT 活用能力の向上

ア)IT 利用機会の継続性の確保及び利用環境の整備

- ・IT 基礎技能講習の実施 (総務省) (2002 年 12 月現在 約 520 万人に対して実施)
- ・農林漁業者向けの IT 講習の実施 (農林水産省) (2003 年 3 月現在 約 1.7 万人に対して実施)
- ・IT 基礎技能講習の実施にあわせ、全国の公民館、図書館等にパソコン等の整備 (文部科学省) (2002 年 3 月現在 全国の公民館、図書館等約 7,000 箇所に約 11 万台のインターネット接続可能なパソコンを整備)

学校教育の情報化等

ア)学校の IT 環境の整備

- ・すべての公立小中高等学校等にインターネット接続 (文部科学省) (2002 年 9 月現在 接続率 99.4%)
- ・盲学校点字ネットワークシステムのインターネット対応化 (文部科学省) (2001 年 5 月インターネット対応化)

イ)IT 活用型教育の本格的実施の推進

- ・国内外の学校及び地域社会 企業等との連携による共同プロジェクトの実施 (文部科学省、経済産業省) (E スクエア・プロジェクトとして 68 プロジェクト、地域産業教育情報化推進事業として 12 プロジェクトを実施) (2001 年

¹ E スクエア・プロジェクト：平成 11 年度から文部科学省及び経済産業省両省の所管法人が事務局を担当して実施した、全国の学校がインターネットを利用した教育を実践するための支援プロジェクト。

度)

- ・小学校及び中学校における新学習指導要領の実施による教育課程におけるIT化の一層の推進(文部科学省)2002年4月)
- ・インターネットフェスティバルを金沢において開催(文部科学省)2002年10月)

ウ)IT指導力の向上

- ・全公立学校教員のIT指導力向上(文部科学省)2002年3月現在 84.9%の公立学校教員がコンピュータ操作可能、47.4%の公立学校教員がコンピュータで指導可能)
- ・教科「情報」の免許状を授与するための現職教員等講習会を実施(文部科学省)2001年度は約5,000人、2002年度は約5,300人に対して実施)
- ・各都道府県において、IT専門家1万人を含め、社会人を小中高等学校等へ派遣できるよう体制を整備。(文部科学省)2001年度)

エ)教育用コンテンツの充実・普及

- ・学校向けに有害情報に対応するレイティング・フィルタリングソフトウェア及びシステム等を開発・運用(経済産業省)(レイティング・フィルタリングツールダウンロード数4,884件、ラベル登録数361,277件)

3.電子商取引等の促進

2002年度までに、電子商取引等の促進のための基盤的制度的見直し・ルール整備等を着実に実施し、基幹的制度的整備はおおむね完了した。実施された主な施策は以下のとおりである。

規制の見直し

- ・CPのペーパーレス化(金融庁)2001年6月20日「短期社債等の振替に関する法律」成立、2002年4月1日法施行)
- ・統一的システムでの証券取引決済の実現(金融庁)2002年6月5日「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」成立、2003年1月6日法施行)
- ・株主総会運営等におけるITの活用(法務省)2001年11月21日「簡法等の一部を改正する法律」成立、2002年4月1日法施行)
- ・会社法制的抜本的見直し(法務省)2002年5月22日「簡法等の一部を改正

² レイティング・フィルタリングソフトウェア：インターネットのウェブページを一定の基準で評価判別し、受信者が、設定するレベルに合ったウェブページを選択的に受信することを可能とするもの。未成年者が、不適切なウェブ

する法律」成立、2003年4月1日法施行)
・行政機関による法令適用事前確認手続の導入(総務省及び関係府省)
 (2001年度中に該当する手続を有しない省庁を除き導入)
・事業活動の電子化を阻害する規制を総点検し、公表(内閣官房及び関係府
 省)(2002年12月)

新たなルールの整備、制度整備の充実

・電子契約の成立時期等に関するルール整備(経済産業省)(2001年6月22
 日「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」
 成立、同年12月25日法施行)
・プログラム取引における利用者保護措置に関するルール整備(経済産業省)
 (2002年3月29日「電子商取引等に関する準則」を経済産業省が公表)
・ウェブ上の広告表示の適正化(経済産業省)(2002年7月30日「電子商取引
 等に関する準則」を経済産業省が改訂、公表)
・インターネットサービスプロバイダー等の責任ルールの整備(総務省)(2001
 年11月22日「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信
 者情報の開示に関する法律」成立、2002年5月27日法施行)
・一定の要件を満たす外国の認証事業者からの特定認証業務の認定申請手
 続の整備(総務省、法務省、経済産業省)(2002年8月13日「電子署名及び
 認証業務に関する法律第15条第3項に規定する書類の記載事項を定める
 省令」施行)
・IT投資の促進(総務省、経済産業省)(2003年3月、企業のIT投資にインセ
 ンティブを付与するIT投資促進税制を創設、同年4月1日施行)

知的財産権の適正な保護及び利用

・商標等と同一又は類似のドメイン名の不正取得の防止(経済産業省)(2001
 年6月22日「不正競争防止法の一部を改正する法律」成立、同年12月25
 日法施行)
・ネットワーク上で取引されるコンピュータ・プログラムの保護の明確化(経済
 産業省)(2002年4月11日「特許法等の一部を改正する法律」成立、同年9
 月1日法施行)
・放送事業者及び有線放送事業者に送信可能化権を付与等(文部科学省)
 (2002年6月11日「著作権法の一部を改正する法律」成立、2003年1月1
 日法施行)
・アニメーションにおけるモデル契約書(放送局と元請間)の策定(経済産業
 省)(2002年7月5日「アニメーション・テレビ放送番組の制作及び放送権の

許諾に関するモデル契約書の考え方」を経済産業省が公表)

消費者保護

個人情報の保護に関する基本法制の整備 (内閣官房) 2003年5月23日『個人情報の保護に関する法律』成立) (後掲 5. 個人情報の保護)

・インターネット通販に係る規制に関連するルール整備 (経済産業省) 2001年10月23日『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』を経済産業省が公表)

消費者向け電子商取引における取引の適正化を図るため、事業者に求められる景品表示法上の留意事項を策定 (公正取引委員会) 2001年6月5日『消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項』を公正取引委員会が公表)

迷惑メール対策 (経済産業省、総務省) 2002年2月1日『特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令』施行、2002年4月12日『特定商取引に関する法律の一部を改正する法律』成立、同年7月1日法施行、2002年4月11日『特定電子メールの送信の適正化等に関する法律』成立、同年7月1日法施行)

・ワン切り対策 (総務省) 2002年12月4日『有線電気通信法の一部を改正する法律』成立、同年同月31日法施行)

・ADR の整備 (司法制度改革推進本部) 2002年4月『司法制度改革推進計画』閣議決定、同計画において、ADR に関する関係機関等の連携強化及びADR に関する共通的な制度基盤の整備を行うべきこと及び実施時期を記載、2003年4月10日『ADR の拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン』を関係省庁等連絡会議が取りまとめ、公表)

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

2002年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、行政・公共分野の情報化が着実に進展している。

行政の情報化

ア) 電子政府の構築

法令に基づく行政手続等について書面による手続等に加え、原則としてすべてオンラインによる手続等も可能とするための『行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律』及び『行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立及び施行(2002年12月成立、2003年2月施行)

各府省が電子的に提供する情報に国民が一元的にアクセスできる「電子政府の総合窓口システム」を運用開始(総務省)(2001年4月)

国、地方公共団体等の申請・届出等手続のオンライン化に関するアクション・プランを改定(総務省及び全府省)(2002年7月)

申請・届出等手続の電子化に関わる認証システム、汎用受付システムを運用開始(全府省)

通関情報処理システム(NACCS)、港湾 EDI システム、乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続、連携することにより、1回の入力送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化の実現(2003年7月)

・「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」を策定(国土交通省及び関係府省)(2002年8月)

非公共事業における電子入札・開札の開始(総務省)(2002年10月)

・公共事業における電子入札・開札の導入(国土交通省)(2003年4月)

総合行政ネットワークシステム(LGWAN)と霞が関WANとの相互接続が実現(総務省および全府省)(2002年4月)

IT 戦略本部の下に、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議を設置(2002年9月)

イ)地方公共団体の取り組み支援

- ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」の成立(2002年12月)
 - ・地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様」を改定(総務省及び関係府省)(2003年3月)
 - ・電子自治体推進パイロット事業」において、申請・届出等手続のオンライン申請の実証実験を実施(総務省及び関係府省)(2003年1~2月)
 - ・地方税電子申告システムモデルシステム仕様書」を提示(2002年12月)
- 地方選挙における電磁的記録式投票の実施への支援(2003年5月現在、宮城県白石市議会議員選挙、岡山県新見市長及び市議会議員選挙、広島県広島市長選挙(安芸区のみ)において実施)

公共分野

ア) 科学技術・学術研究分野の情報化

- ・スーパーSINETの整備を11大学、7大学共同利用機関、5大学附置研究所に拡大(文部科学省) (2002年10月)
- ・ITBL用のスーパーコンピュータを日本原子力研究所で運用開始(文部科学省) (2002年6月)

イ) 芸術・文化分野の情報化

- ・アジア歴史資料センターを開設し、インターネット等を通じてアジア歴史資料の情報提供を開始(内閣府) (2001年11月)

ウ) 保健、医療、福祉分野等の情報化

- ・医療情報化のための戦略的グランドデザインの策定(厚生労働省) (2001年12月)
- ・レセプト電算で用いる「用語・コード」標準化のうち病床名マスターを改訂し、提供開始(厚生労働省) (2002年6月)
- ・レセプトの電子媒体による保管を承認(厚生労働省) (2003年3月)
- ・牛の個体情報を一般に提供するサービスの開始(農林水産省) (2002年10月)

エ) 高度道路交通システム(ITS)及び公共交通分野の情報化の推進

- ・民間事業者による道路交通情報提供の高度化のための制度整備(警察庁) (2001年6月13日に道路交通法の一部を改正する法律が成立、2002年6月1日より施行)
- ・道路交通情報通信システム(VICS)の全国サービス実施(2003年2月)
- ・ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)を全国の主要な料金所に整備(2003年3月)
- ・ハイウェイカードと同等の割引率となる「ETC前払割引」を導入(国土交通省) (2002年7月)

オ) 環境分野の情報化

- ・地球シミュレーターの運用を開始(文部科学省) (2002年3月)

カ) 地理情報システム(GIS)の推進

- ・GISアクションプログラム2002-2005を策定(国土交通省、総務省、農林水産省、経済産業省及び関係府省) (2002年2月)
- ・G-XML(地理情報をインターネットで流通させるプロトコル)のJIS化(経済産業省) (2001年8月)

キ) 防災分野の情報化

- ・「防災情報システム整備の基本方針」を策定(内閣府及び関係府省) (2003

年 3 月)

ク)雇用分野の情報化

- ・官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の運用開始(厚生労働省) (2001年8月)

5.高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

2002年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、電子政府の情報セキュリティ確保や重要インフラ防護のためのサイバーテロ対策、またこれらの取り組みを支える人的基盤の充実と技術的基盤の形成等が進められてきたところである。

政府の情報セキュリティ確保

- ・各府省の情報セキュリティポリシーの再評価・見直し等を実施(内閣官房及び全府省) (2002年度)
- ・電子政府にふさわしいセキュリティ水準を確保するため、各府省において情報セキュリティポリシー運用の徹底、監視・防護対策の強化等所要の措置を推進(内閣官房及び全府省) (2002年度)
- ・地方公共団体の職員を対象としたeラーニング及び情報セキュリティ研修を実施(総務省) (2002年度)

重要インフラのサイバーテロ対策

- ・民間重要インフラ事業者等における情報セキュリティ対策状況の把握や実効性確保等について、重要インフラ分野ごとの具体的方策等を取りまとめ(内閣官房及び関係府省) (2002年11月28日 情報セキュリティ対策推進会議)
- ・サイバーテロ対応データベースの運用開始など、緊急対応体制を強化(内閣官房) (2002年度)
- ・民間重要インフラ事業者等に対するサイバーテロ対策に係る支援を実施(警察庁) (2002年度)

民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発

- ・Telecom-ISAC Japan の設立等を支援(総務省) (2002年7月設立、2003年3月活動開始)
- ・国民のための情報セキュリティサイトを開設(総務省) (2003年3月)
- ・インターネット接続サービス安全・安心マーク制度の発足を支援(総務省) (2002年6月発足)

情報セキュリティマネジメント規格 (ISO/IEC17799、JISX 5080)に基づく「評価実施ガイドライン」の策定を支援 (経済産業省) (2002年4月等)

情報セキュリティに係る制度・基盤の整備

- ・電気通信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会」を開催 (総務省) (2002年度)
- ・電子政府利用に資する暗号技術の評価及び電子政府推奨暗号リスト作成を実施 (総務省及び経済産業省) (2003年2月作成)

情報セキュリティに係る研究開発

- ・強力なファイアウォールを開発 (警察庁) (2002年度)
- ・多言語情報セキュリティ関連情報収集分析システムの開発を支援 (経済産業省) (2002年度)

情報セキュリティに係る人材育成

- ・ハイテク犯罪捜査官の都道府県警察への配置及び同捜査官等への最新の技術知識等の研修を実施 (警察庁) (2002年7月から同10月まで研修実施)
- ・米国CERT/CCにおける研修を一部要員に受講させ、専門技術等を習得 (防衛庁) (2000年度以降)
- ・ITセキュリティ関連業務に必要とされる技能に関する標準を策定 (経済産業省) (2003年4月)

情報セキュリティに係る国際連携

- ・アジア太平洋地域の各国警察ハイテク犯罪対策実務担当者を日本に招致し、国際会議を開催 (警察庁) (2003年2月)
- ・米国防総省との間でITフォーラムを実施 (防衛庁) (2003年2月)
- ・アジア太平洋地域のCERTを集めたワークショップの開催を支援 (経済産業省) (2002年3月)

個人情報の保護

- ・個人情報保護に関する法律成立 (内閣官房) (2003年5月23日)
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開 個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律成立 (総務省) (2003年5月23日)

資料編 2 . ベンチマーク集

・先導的取り組みによる IT 利活用の推進

1 . 医療

(財)日本医療機能評価機構による医療機能評価の認定数(平成 15 年 5 月)

認定病院数: 955

出典: (財)日本医療機能評価機構

レセプトの電算処理の導入率(平成 15 年 3 月)

導入率: 2.1%

出典: 厚生労働省調査

医療オーダリングシステムの病院での導入率(平成 11 年 10 月)

導入率: 10.5%

出典: 厚生労働省「医療施設(静態)調査」

2 . 食

生鮮食品の取引の電子化の現状

取引主体	2002 年
出荷者・卸売会社間	33%
卸売会社・仲卸会社間	6%

出典: (財)食品流通構造改善促進機構「生鮮食品流通の情報化の普及促進に関する調査」(平成 15 年 3 月)

農業経営にパソコンを利用する農家の割合(インターネットを含む)

年度	利用率
2001 年	28.9%

出典: 農林水産省「農家のパソコン・インターネット利用状況アンケート調査」(平成 13 年 11 月)

3 . 生活

情報家電の普及状況の推移

	2001 年末	2002 年末
インターネット対応型固定電話	5.0%	11.6%
インターネット対応型テレビ	2.3%	3.0%
インターネット対応型テレビゲーム機	9.0%	11.0%
インターネット対応型家電	-	3.2%

出典: 総務省「平成 14 年通信利用動向調査」

家庭内 LAN 構築率

	2002 年末
家庭内 LAN 構築率 ¹	35.5%

1 パソコンを2台以上保有している世帯のうち、家庭内 LAN を構築している割合。

出典：総務省「平成 14 年通信利用動向調査」

4 中小企業金融

中小企業向け貸出残高

	2001.12.31	2002.12.31
民間金融機関	274.9 兆円	251.6 兆円
政府系金融機関	28.1 兆円	27.3 兆円
計	302.9 兆円	279.0 兆円

資料：日本銀行「金融経済統計月報」、中小企業庁「中小企業調査月報」

- (注) 1. 中小企業向け貸出残高とは、資本金 3 億円(卸売は 1 億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000 万円)以下、または常用従業員 300 人(卸売業、サービス業は 100 人、小売業、飲食店は 50 人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出残高を指す。
2. 国内銀行信託勘定を含む。
3. 政府系金融機関とは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫を指す。
4. 中小企業向け貸出残高計の値は、四捨五入の関係上、民間金融機関と政府系金融機関の合計値と必ずしも一致しない。

5 . 知

インターネット授業の実施状況

	インターネット授業を行っている学部・研究科数	調査対象学部・研究科数	有効回答数
2001 年度	102 (11.4%)	1,750	894

出典：メディア教育開発センター

「高等教育におけるマルチメディア利用実態調査(2001 年度版)」

PC からの e-Learning 利用率

	PC からの e-Learning 利用率
2001 年	0.9%
2002 年	2.4%

出典：総務省「平成 14 年通信利用動向調査」

国内のコンテンツ市場

a デジタルコンテンツ市場動向 (単位 :億円)

分野	分類	品目	2000年 推計	2001年 推計	2002年 推計
パッケージ			13,670	13,878	14,562
	映像系コンテンツ		2,141	3,007	3,399
		セル	2,029	2,927	3,230
		レンタル	42	80	169
	音楽系コンテンツ		6,174	5,933	5,446
		セル	5,239	4,896	4,318
		レンタル	935	1,038	1,128
	ゲーム系コンテンツ		4,693	4,264	4,886
		家庭用ゲーム	4,130	3,685	4,229
		PC ゲーム	563	579	657
	出版・情報系コンテンツ		662	674	831
		ナビゲーション	250	309	344
		リファレンス	180	152	190
		教育・教養娯楽	232	213	297
ネットワーク			2,678	2,723	2,873
	映像系コンテンツ		0	0	19
	音楽系コンテンツ		351	375	393
		コンシューマー向け音楽配信	4	5	11
		コンシューマー向けMD配信	10	11	14
		業務用通信カラオケ	338	359	369
	ゲーム系コンテンツ		9	14	60
	出版・情報系コンテンツ		2,318	2,334	2,410
		オンラインデータベース	2,245	2,250	2,268
		電子出版	2	4	5
		その他	70	81	129
携帯電話向けコンテンツ			448	1,196	1,757
	映像系コンテンツ		65	171	220
	音楽系コンテンツ		134	503	852
	ソフトウェア系コンテンツ		26	107	242
	出版・情報系コンテンツ		223	415	443
デジタル放送コンテンツ			1,071	1,236	1,381
	BS デジタル		1	31	63
	CS デジタル		1,070	1,205	1,318
デジタルコンテンツ市場 合計			17,866	19,034	20,573

出典 :デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書 2003」

b PCからの有料コンテンツ利用率

	PCからの有料コンテンツ利用率
2002年	9.9%

出典 総務省「通信利用動向調査」

c 携帯・PHSからの有料コンテンツ利用率

	携帯・PHSからの有料コンテンツ利用率
2002年	37.3%

出典 総務省「通信利用動向調査」

コンテンツの輸出入（2001年）

	輸出額（百万円）	輸入額（百万円）
ゲームソフト	253,229	（データなし）
音楽ソフト	2,916	25,110
出版	17,588	55,575
映画	10,751	90,979

出典：（ゲーム）CESA「CESA白書 2002」、（音楽ソフト）経済産業省「貿易統計」、（出版）経済産業省「貿易統計」、（映画 輸出）映連資料、（映画 輸入）経済産業省「貿易統計」

総データ量（ギガバイト）

	1998年8月	1999年8月	2000年8月	2001年8月	2002年12月
総データ量	664	1,889	3,212	4,446	10,150

JPドメインのウェブサーバに保存されているコンテンツのデータ量

出典：総務省郵政研究所（現総務省情報通信政策研究所）

6. 就労・労働

しごと情報ネットへのアクセス状況（1日平均アクセス数）

	2001年8月	2002年3月	2003年3月
パソコン版	12万3千件/日	35万 件/日	39万7千件/日
携帯電話インターネット版	-	31万2千件/日	46万9千件/日

注）しごと情報ネットは2001年8月稼動（携帯版は2002年3月稼動）

出典：厚生労働省

テレワーク人口推計値（2002年時点）

	テレワーク人口			テレワーカー比率		
	雇用型 テレワーカー	自営型 テレワーカー	合計	雇用者に 占める割合	自営業者に 占める割合	就業者全体に 占める割合
週8時間以上 テレワーク実施	311万人	97万人	408万人	5.7%	8.2%	6.1%
テレワーク実施が 週8時間未満	443万人	191万人	634万人	8.0%	16.0%	9.5%
合計	754万人	288万人	1,042万人	13.7%	24.2%	15.6%

出典：国土交通省『2002年度テレワーク実態調査』

テレワーク実施企業率（年次推移）

	1999年末	2000年末	2001年末	2002年末
導入率	0.8%	2.0%	7.7%	8.4%

出典 総務省「通信利用動向調査」

テレワーク実施企業率（2002年）

a 産業別

産業分類（事業所・企業統計ベース）	実施率
建設業	5.0%
製造業	8.9%
運輸・通信業	4.1%
卸売・小売業、飲食店	12.0%
金融・保険業	5.0%
サービス業・その他	6.5%
全体	8.4%

出典 総務省「通信利用動向調査」

b 資本規模別

資本金	実施率
1千万円未満	-
1千万円～3千万円未満	3.3%
3千万円～5千万円未満	0.8%
5千万円～1億円未満	7.9%
1億円～5億円未満	7.8%
5億円～10億円未満	9.1%
10億円～50億円未満	16.6%
50億円以上	27.3%
全体	8.4%

出典 総務省「通信利用動向調査」

c 従業者規模別

従業者規模	実施率
100～299人	5.7%
300～499人	7.7%
500～999人	16.3%
1000～1999人	24.0%
2000人以上	29.9%
全体	8.4%

出典 総務省「通信利用動向調査」

裁量労働制導入企業割合（2002年）

専門業務型裁量労働制	1.2%
企画業務型裁量労働制	0.9%

注) 専門業務型裁量労働制：研究開発・弁護士等18種の専門性の高い業務を対象

企画業務型裁量労働制：企画、立案、調査及び分析を行う労働者を対象

出典：厚生労働省調査

7. 行政サービス

国

a 申請・届出等手続のオンライン化手続数

2000年度末まで	2001年10月末まで	2002年3月末まで	2002年9月末まで	2003年6月末まで
124	133	590	612	6048

出典：内閣官房、総務省「電子政府・電子自治体の推進について」

内閣官房「『e-Japan 重点計画』の施策の推進状況調査」

内閣官房「『e-Japan 重点計画-2002』の施策の推進状況調査」

b 申請・届出等手続以外のオンライン化手続数

2002年9月末まで	2003年4月末まで
479	1730

出典：内閣官房「『e-Japan 重点計画-2002』の施策の推進状況調査」

c 「電子政府の総合窓口システム」における主な提供情報量、利用状況

- ・各府省ホームページ数のデータ量（平成15年6月11日現在）

1,716,437ページ

- ・各府省行政文書ファイル数（平成15年6月11日現在）

13,505,218件

・利用状況(平成14年度)

区分	トップページへのアクセス	ホームページ検索	法令データ検索
件数	2,825,597	4,139,670	6,482,752

注1)「行政文書ファイル数」は、情報公開の対象となる各府省の行政文書ファイル管理簿に掲載された件数

注2)法令データ検索範囲は、現に施行されている憲法、法律、政令、府省令等

出典：総務省調査(「電子政府の総合窓口システム」<http://www.e-gov.go.jp/>)

d 今後の調査予定事項

- ・電子入札の実施件数
- ・申請・届出等手続におけるオンライン利用件数

地方公共団体

a 申請・届出等手続のオンライン化実施方策等提示数

3,367件(2003年6月末現在)

出典：内閣官房「『e-Japan 重点計画-2002』の施策の推進状況調査」

b 総合行政ネットワークへの参加状況

年度区分	2003年3月末
	参加団体数
都道府県	47
市区町村計	462
総計	509

出典：総務省調査

c 庁内 LAN 利用状況(2002年4月)

区分	導入団体数	LANの機能					
		電子メール	電子掲示板	施設等管理	文書管理	電子会議	電子決裁
都道府県	47	47	47	29	25	21	8
市町村	2,928	2,108	1,778	1,527	755	491	122
合計	2,975	2,155	1,825	1,556	780	512	130

出典 総務省 地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」

d 「電算関係経費、職員」の状況

・電算関係経費（単位：億円）

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002
都道府県	1,627	1,672	1,520	1,798	2,250	718
市区町村	4,639	4,724	4,962	5,261	7,563	5,096
計	6,266	6,396	6,482	7,059	9,813	5,814

出典：総務省調査

・行政情報化担当課職員数（単位：人）（2002.4.1 現在）

区分	都道府県	市区町村	計
所属職員	740	8,867	9,607
派遣職員	508	2,725	3,233
合計	1,248	11,592	12,840

出典：総務省調査

重点政策 5 分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

インターネット利用者数

	1997 年末	1998 年末	1999 年末	2000 年末	2001 年末	2002 年末
利用者数 (万人)	1,155	1,694	2,706	4,708	5,593	6,942

出典：総務省「平成 14 年通信利用動向調査」

インターネット普及率の国際比較

国及び地域名	普及率(%)	国及び地域名	普及率(%)
アイスランド	69.8[60.8]	ニュージーランド	52.7[49.9]
スウェーデン	67.8[64.7]	スイス	52.7[46.8]
デンマーク	62.7[60.4]	フィンランド	51.9[43.9]
オランダ	60.8[58.1]	台湾	51.9[51.9]
香港	59.6[59.0]	シンガポール	51.8[50.8]
ノルウェー	59.2[54.4]	オーストリア	45.2[43.5]
米国	59.1[59.8]	バミューダ	39.7[39.7]
英国	57.2[55.3]	ドイツ	38.9[36.4]
韓国	56.2[46.4]	アンドラ	36.3[36.3]
日本	54.5[44.0]	イタリア	33.4[33.4]
オーストラリア	54.4[54.4]	フランス	28.4[26.3]
カナダ	52.8[53.3]	ロシア	12.4[12.4]

注 1) []内は、前回 (2002 年秋改訂版) の数値。

注 2) 日本のインターネット普及率は「平成 14 年通信利用動向調査」の結果。

出典：総務省「平成 14 年通信利用動向調査」、韓国情報通信部資料及び NUA 社公表資料 (2003 年 3 月現在)

ブロードバンドの普及状況

	FTTH	DSL	CATVインターネット	無線 (FWA)
加入数	45.8 万件 ¹ [13.8 万件] (2003年6月末)	825.7 万件 [464.0 万件] (2003年6月末)	222.4 万件 [184.7 万件] (2003年6月末)	3.4 万件 (2003年6月末)
加入可能数 ²	1,680万世帯 [1,600 万世帯]	3,500 万回線 ³ [3,500 万回線]	(参考) 2,300 万世帯 ⁴	
料金例 (月額) ⁵	6,480 円 ⁶ [9,080 円] (NTT 東日本) 4,800 円 ⁷ [4,800 円] (有線ブロードネットワーク) (2003年4月1日)	4,600 円 ⁸ [4,600 円] (NTT 東日本) 2,448 円 ⁹ [2,453 円] (Yahoo!BB) (2003年4月1日)	2,500 円 ¹⁰ [2,500 円] (イツコムコミュニケーションズ) (2003年4月1日)	2,450 円 ¹¹ (スピードネット) (2003年4月1日)

注)「加入数」及び「加入可能数」の[]内は前回調査時(2002年10月末)の数値。

「料金例」の[]内は前回調査時(2002年12月末)の数値。

1 光ファイバを用いた一般利用者向けインターネット接続サービスの加入数。

2 技術的要因等によりサービスの提供が不可能な場合がある。

3 DSL サービスが提供されている東・西 NTT の収容局における住宅向け回線数(光化されているものを除く。)の合計。

4 CATV インターネットを行っている事業者のケーブルテレビ視聴可能エリアの世帯数。(2001年12月末現在)

5 サービスを利用するために必要な通信料金の合計(電話基本料金除く)。

6 「B フレッツ・ニューファミリータイプ」の料金。プロバイダ-料金を含む(OCN「光アクセス・B フレッツプラン」(1,980円))。屋内配線利用料(200円)及び回線終端装置利用料(900円)別。最大100Mbps。([]内は、旧ファミリータイプの料金(屋内配線利用料(200円)及び回線終端装置利用料(900円)を含む))

7 「Broad-Gate01 Type E ホーム」の料金。モデムレンタル料別(900円/月)。最大100Mbps。

8 「フレッツ ADSL・8Mプラン」(電話共用型)の料金。プロバイダ-料金含む(OCN「ADSL アクセス・フレッツプラン」(1,950円))。下り最大8Mbps/上り最大1Mbps。

9 「Yahoo!BB・8M」(電話共用型)の料金。NTT 東日本回線使用料(168円)含む。下り最大8Mbps/上り最大900kbps。

10 「かつとびプラス」の料金。モデムレンタル料別(700円/月)。下り最大8Mbps/上り最大256kbps。

11 「無線アクセスプランI」の料金。回線終端装置(アンテナ、無線機及びアンテナから無線機間のケーブル等)レンタル料別(900円/月)。下り/上り最大1.5Mbps。

出典：総務省調査。加入可能数はすべて総務省推計。

ブロードバンド加入数の国際比較

国及び地域名	加入数 (万契約)	国及び地域名	加入数 (万契約)
米国	1,870	オランダ	106
韓国	986	香港	99
日本	781	ベルギー	87
カナダ	360	スウェーデン	70
ドイツ	313	オーストリア	54
台湾	183	デンマーク	46
フランス	146	イタリア	39
イギリス	136		

出典：ITU 「Strategic Planning Workshop on Promoting Broadband Background」
(2002年12月現在)

地域別インターネット利用世帯割合

地方	利用世帯割合	地方	利用世帯割合
北海道	33.9%	近畿	39.4%
東北	26.5%	中国	34.9%
関東	44.8%	四国	27.2%
北陸	29.6%	九州・沖縄	23.0%
東海	37.3%		

出典：総務省「平成14年家計消費状況調査」(IT関連項目)(2002年平均)

都市階級別インターネット・ブロードバンド利用率

a. インターネット利用率

	政令指定都市・特別区・県庁所在地	その他の市部	町村部
2001年末	54.4%	45.3%	36.4%
2002年末	67.8%	60.8%	53.8%

出典：総務省「平成14年通信利用動向調査」

b. ブロードバンド利用率

	政令指定都市・特別区・県庁所在地	その他の市部	町村部
2002年末	23.0%	14.9%	7.6%

出典：総務省「平成14年通信利用動向調査」

加入者系光ファイバ網の整備状況

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
集線点整備率	約13%	約16%	約19%	約27%	約36%	約43%	約59%	約72%

出典：総務省調査

加入者系光ファイバ網都市階級別別カバー率

年度末 時点	政令指定都市及び 県庁所在地級都市		人口 10 万人以上の 都市等		その他	全国平均
	主要I/A	全I/A	主要I/A	全I/A		
1999	93%	56%	72%	31%	14%	36%
2000	94%	61%	72%	40%	22%	43%
2001	95%	77%	77%	54%	38%	59%
2002	97%	89%	85%	73%	49%	72%

出典：総務省調査

通信料金の国際比較

	回線速度 (下り/上り)	基本料金 (円)	通信料金 (円)	インターネット アクセス料金 (円)	合計 (円)
東京 (ADSL) ¹	8Mbps/ 1Mbps	1,750 [1,750]	2,650 [3,100]	1,950 [1,950]	6,350 [6,800]
ニューヨーク (ADSL) ²	768kbps/ 128kbps	1,723 [1,671]	4,711 [5,979]		6,434 [7,650]
ロンドン (ADSL) ³	512kbps/ 256kbps	1,502 [1,518]	4,428 [4,477]		5,930 [5,995]
パリ (ADSL) ⁴	512kbps/ 128kbps	1,389 [1,281]	2,671 [2,956]	2,199 [2,028]	6,259 [6,265]

注1) 2003年3月現在。為替レートは、2003年3月3日時点のレートにより換算(1米ドル=117.93円、1英ポンド=185.83円、1ユーロ=127.78円)。すべて月額料金。

注2) []内は、2002年8月現在。為替レートは、2002年9月2日時点のレートにより換算(1米ドル=119.70円、1英ポンド=187.89円、1ユーロ=117.87円)。すべて月額料金。

1 東京(ADSL) : の東・西NTTのDSLの料金例に同じ。

2 ニューヨーク(ADSL): 通信料金(インターネットアクセス料金を含む)はヴェライゾンのDSLサービス(Verizon Online DSL)。

3 ロンドン(ADSL): 通信料金(インターネットアクセス料金を含む)はブリティッシュテレコム(BT Broadband)のDSLサービス。

4 パリ(ADSL): 通信料金はフランステレコム(La ligne ADSL)のDSLサービス、インターネットアクセス料金はFT Wanadoo。

出典：諸外国の料金は、各事業者のホームページ等により作成。

IPv6 の割り振り件数

	組織数
2001年2月現在	12
2001年9月現在	21
2002年5月現在	36
2002年10月現在	41
2003年3月現在	52

注) IPv6 は 1 件の割り振りで 9000 × 1 兆 × 1 兆個の機器分のアドレスを配分。

出典：総務省調査

国際回線伝送容量（国際海底ケーブル網の伝送容量）

宛地	回線容量(Gbps)	備考
北米向け	5,672 [552]	米国・カナダ
アジア向け	874 [794]	韓国・香港・台湾・シンガポール・中国等
大洋州向け	501 [501]	グアム・ハワイ・豪州
中近東向け	50 [50]	UAE 等
アフリカ向け	50 [50]	エジプト等
欧州向け	51 [51]	ロシア・イタリア・英国等

注 1) 海外で他のケーブルと接続して疎通するものは含まない。

注 2) []内は、2002年4月現在。

出典：総務省調査（2003年4月現在）

第3世代携帯電話（IMT-2000）の加入数、料金

【基本使用料、通話料(平日、昼間、同一都県内、3分間)】

(NTTドコモ FOMA プラン67の例)

基本使用料	無料通話分	通話料			
		携帯	固定	携帯	携帯
6,700 円	4,050 円	78 円		87 円	80 円
[6,700 円]	[4,050 円]	[78 円]		[87 円]	[80 円]

注) []内は、2002年10月末現在。

2003年5月末現在

【契約数】

年月	契約数(速報ベース)
2002年4月末現在	439,600
2002年10月末現在	3,435,700
2003年5月末現在	8,556,500

アクセスネットワーク種類別利用者数（インターネットを利用するための通信手段別世帯割合）

年月	フレッツ*	ISDN	DSL	携帯・PHS	CATV	その他
2002年 平均	9.4%	6.8%	4.8%	1.5%	2.7%	0.6%

注）電話機で直接利用するインターネットを除く。

出典：総務省「平成 14 年家計消費状況調査」（IT 関連項目）

地域公共ネットワーク整備計画

分類	団体数
ネットワークを整備済み。	1,703 団体（52.3%）
整備計画を策定済み。今後、2005 年度までにネットワークを整備予定。	940 団体（28.8%）
整備計画なし。	617 団体（18.9%）
合計	3,260 団体（100%）

出典：総務省調査（2003 年 4 月 1 日現在）

ホットスポットでの無線 LAN サービスの利用状況

	2002 年末
インターネット利用者数	6,942 万人
そのうちホットスポット利用者	8.8%

出典：総務省「平成 14 年通信利用動向調査」

今後の調査予定事項

デジタル放送普及率（NHK デジタル地上放送のカバーエリア内の世帯数を基に推計）

2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興

IT 関連の修士・博士号取得者数

	1999 年度	2000 年度	2001 年度
IT 関連修士課程修了者数	12,650 人	13,509 人	14,808 人
IT 関連博士課程修了者数	1,568 人	1,637 人	1,663 人

出典：文部科学省調査

情報処理技術者試験受験者数、合格者数

年 度	受験者数	合格者数
1997 年	505,114 人	58,052 人
1998 年	570,904 人	71,688 人
1999 年	704,969 人	92,781 人
2000 年	784,912 人	93,492 人
2001 年	788,443 人	107,048 人
2002 年	803,109 人	102,744 人

出典：情報処理技術者試験センター公表

電気通信主任技術者試験受験者数、合格者数

年 度	受験者数	合格者数
1997 年	7,363 人	1,205 人
1998 年	9,366 人	1,986 人
1999 年	10,110 人	1,547 人
2000 年	9,997 人	1,619 人
2001 年	10,398 人	1,517 人
2002 年	9,624 人	1,637 人

出典：総務省調査

技術士試験（情報工学部門：第二次試験）受験者数、合格者数

年 度	受験者数	合格者数
1997 年	359 人	50 人
1998 年	430 人	77 人
1999 年	456 人	79 人
2000 年	518 人	72 人
2001 年	630 人	52 人
2002 年	704 人	78 人

出典：文部科学省調査

IT コーディネーター認定者数

年 度	認定者数
2001 年	1318 人
2002 年	2201 人

2002 年度は 2003 年 3 月時点のデータ。

出典：IT コーディネータ協会公表

在留資格「技術」に係る外国人登録者数及び外国人新規入国者数

	1999年	2000年	2001年	2002年
外国人登録者数(年末時点)	15,668人	16,531人	19,439人	20,717人
外国人新規入国者数	3,670人	3,396人	3,308人	2,759人

出典：法務省資料

インターネット利用者数

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
利用者数(万人)	1,155	1,694	2,706	4,708	5,593	6,942
企業普及率(%)	68.2	80.0	88.6	95.8	97.6	98.4
事業所普及率(%)	12.3	19.2	31.8	44.8	68.0	79.1
世帯普及率(%)	6.4	11.0	19.1	34.0	60.5	81.4

注1) 事業所は全国の従業者数5人以上の事業所(郵便業及び電気通信業を除く。)

注2) 企業は全国の従業者数300人以上の企業(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)

出典：総務省「平成14年通信利用動向調査」、総務省「平成14年版情報通信白書」

インターネット接続が可能な公共施設(1999年10月)

施設数	公民館(含む類似施設)	図書館
	1,105ヶ所	688ヶ所

注) データベースの構築やインターネットによるホームページの構築及びパソコン通信の利用等、電子媒体による情報システムの活用により情報提供を行っている施設数

出典：文部科学省「社会教育調査」

公立学校におけるインターネット接続・教育用コンピュータ設置

	全学校数 (A)	インターネット 接続校数 (B)	インターネット 接続率 (B/A)	1台当たりの 児童・生徒数
小学校	23,251 [23,506]	22,594 [17,828]	97.2% [75.8%]	15.0人/台 [19.2人/台]
中学校	10,357 [10,407]	10,271 [9,292]	99.2% [89.3%]	9.3人/台 [10.3人/台]
高等学校	4,139 [4,151]	4,103 [3,761]	99.1% [90.6%]	8.4人/台 [10.0人/台]
中等教育 学校	1 [1]	1 [1]	100% [100%]	5.7人/台 [5.5人/台]
盲・聾・ 養護学校	930 [930]	912 [756]	98.1% [81.3%]	5.1人/台 [7.0人/台]
合計	38,678 [38,995]	37,881 [31,638]	97.9% [81.1%]	11.1人/台 [13.3人/台]

注1) 2002年3月時点([]内は2001年3月の数字)

注2) インターネット接続率は2002年9月末現在99.4%になっている。(文部科学省調査)

出典：文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

公立学校におけるインターネットに接続できる普通教室数

	普通教室数	(左記のうち) LAN に接続している 普通教室数	割合
2001年3月	446,358	36,834	8.3%
2002年3月	426,552	89,945	21.1%

注)公立学校におけるLANに接続している普通教室数

出典:文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

教室のインターネット接続率の各国比較

日本	米国	韓国
21.1%	87%	100%

注)米国、韓国は2001年、日本は2002年3月

出典:文部科学省資料を基に内閣官房作成

公立学校においてホームページを有する学校数

	学校数	ホームページがある学校	割合
2001年3月	38,995	12,219	31.3%
2002年3月	38,678	17,308	44.7%

出典:文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

公立学校におけるコンピュータを操作できる教員数

・コンピュータで指導できる教員数

	2000年3月	2001年3月	2002年3月
小中高特殊教育諸学校等教員数	886,768人	883,164人	888,465人
うち、コンピュータを操作できる教員数	585,754人 (66.1%)	703,905人 (79.7%)	753,972人 (84.9%)
うち、コンピュータで指導できる教員数	282,038人 (31.8%)	361,643人 (40.9%)	420,849人 (47.4%)

出典:文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

教育情報ナショナルセンターに登録している情報数

	2002年3月	2002年11月	2003年3月
情報数	18,500件	32,000件	55,000件

出典:文部科学省調査

3. 電子商取引等の促進

企業間（BtoB）電子商取引の現状

a 国内市場規模、年間成長率及び電子商取引化率

	2001年	2002年
国内市場規模	34.03兆円	46.3兆円
年間成長率	約58%	約36%
電子商取引化率	5.04%	6.99%

出典：経済産業省・ECOM・(株)野村総合研究所共同調査「平成14年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成15年5月）」

b セグメント別電子商取引市場規模および電子商取引化率（EC化率）

品目	2001年		2002年	
	市場規模 （億円）	EC化率 （%）	市場規模 （億円）	EC化率 （%）
自動車	135,190	30.52%	172,540	39.46%
電子・情報関連機器製品	150,840	24.19%	197,730	32.12%
情報処理・ソフトウェア関連サービス	3,840	4.04%	9,300	9.90%
鉄・非鉄・原材料	8,750	2.32%	11,200	3.01%
繊維・日用品	8,250	2.21%	15,380	4.18%
運輸・旅行サービス	5,500	2.14%	5,600	2.20%
産業関連機械・精密機械	9,650	1.77%	30,080	5.58%
食品	8,170	1.34%	2,200	0.40%
化学	4,570	0.78%	9,500	1.65%
紙・事務用品	1,340	0.75%	1,970	1.12%
建設	3,770	0.39%	5,350	0.57%
通信・放送サービス	130	0.11%	0	0.00%
金融・保険サービス	10	0.00%	40	0.01%
電力・ガス・水道関連サービス	0	0.00%	0	0.00%
その他サービス	260	0.02%	2,180	0.20%
合計	340,270	5.04%	463,070	6.99%

出典：経済産業省・ECOM・(株)野村総合研究所共同調査「平成14年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成15年5月）」

消費者向け（BtoC）電子商取引の現状

a 国内市場規模、年間成長率及び電子商取引化率

	2001年	2002年
国内市場規模	14,840億円	26,850億円
年間成長率	約80%	約81%
電子商取引化率	0.55%	1.02%

出典：経済産業省・ECOM・(株)野村総合研究所共同調査「平成14年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成15年5月）」

b セグメント別電子商取引市場規模および電子商取引化率（EC化率）

品目	2001年		2002年	
	市場規模 (億円)	EC化率 (%)	市場規模 (億円)	EC化率 (%)
PCおよび関連製品	1,480	12.20%	1,970	15.17%
自動車	3,470	2.80%	5,770	4.70%
書籍・音楽	340	1.07%	620	1.97%
エンタテインメント	1,090	0.92%	1,920	1.63%
旅行	1,190	0.86%	2,650	1.87%
不動産	3,260	0.74%	6,100	1.45%
金融	630	0.63%	1,160	1.17%
その他物品販売	990	0.47%	1,390	0.67%
趣味・雑貨・家具	490	0.35%	1,090	0.78%
衣類・アクセサリ	580	0.34%	1,330	0.79%
食料品	620	0.14%	1,300	0.29%
サービス	700	0.09%	1,550	0.21%
合計	14,840	0.55%	26,850	1.02%

出典：経済産業省・ECOM・(株)野村総合研究所共同調査「平成14年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成15年5月）」

企業における電子商取引等導入状況

a 電子商取引導入企業割合

産業区分	平成12年度	平成13年度
鉱業	1.6%	5.2%
製造業	19.2%	24.1%
卸売業	22.2%	30.5%
小売業	19.2%	24.2%
飲食店	13.0%	16.3%
電気・ガス業	12.6%	18.8%
クレジットカード業 ・割賦金融業	37.8%	41.8%
サービス業 (経済産業省所管)	19.3%	14.6%
全業種合計	19.8%	26.2%

注) 導入率は、「電子商取引を行っている」と答えた企業数)

÷ (それぞれの業種ごとの企業活動基本調査での回答企業数) × 100

平成13年度は速報値。

出典：経済産業省「企業活動基本調査」

b 企業内通信網の構築率

産業区分	平成 13 年	平成 14 年
建設業	88.6%	91.6%
製造業	92.8%	94.1%
運輸・通信	74.1%	76.5%
卸売・小売業、飲食店	86.6%	94.2%
金融・保険業	94.0%	92.8%
サービス業・その他	77.1%	87.6%
全業種合計	85.4%	90.6%

注) 企業内通信網とは、社内LAN及び社内イントラネットをいう。
出典：総務省「通信利用動向調査」(企業調査)

中小企業の電子商取引等導入状況

a 中小企業の電子商取引の実施状況

	2001 年度末	2002 年度末
導入率	22%	49%

出典：(株)三菱総合研究所「平成 14 年度中小企業 IT 化実態把握調査報告書」

b 企業規模別の企業内通信網の構築率

企業規模区分	平成 13 年	平成 14 年
100 人～299 人	82.4%	88.4%
300 人～499 人	90.3%	93.9%
500 人～999 人	92.1%	97.3%
1000 人～1999 人	97.5%	98.5%
2000 人～2999 人	96.6%	99.3%
3000 人～4999 人	98.9%	100.0%
5000 人～	99.2%	100.0%
全 体	85.4%	90.6%

出典：総務省「通信利用動向調査」(企業調査)

ITベンチャーの設立

a 大学等発情報通信関連ベンチャー起業数の推移

	1997年	1998年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
設立数(社)	4	5	7	13	35	32	24

2002年8月末まで

出典：筑波大学産学リエゾン共同センター「大学等発ベンチャーの課題と推進方策に関する調査研究」により総務省作成

b 新興証券市場におけるIT関連企業の新規上場数の推移

	2000年	2001年	2002年
新規上場数(社)	56	45	28

出典：総務省「平成15年版情報通信白書」

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

行政の情報化(国)

行政の情報化(地方)

< 「 . 先導的取り組みによるIT利活用の推進 7. 行政サービス」に同じ >

科学技術・学術分野の情報化

a 学術情報ネットワーク(SINET)及び仮想研究環境ITBL(IT-Based Laboratory)整備状況の推移

	2001年 9月末	2002年 3月末	2002年 10月末	2003年 3月末
主要回線速度(Mbps)	405	10,000	10,000	10,000
SINET接続機関数	763	782	737	766
スーパーSINET(10Gbps)接続機関数	-	11	23	23
ITBL接続機関数	-	-	3	3

出典：文部科学省調査

b データベースの整備状況の推移

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
学術情報データベース数	2,682	2,745	2,892	3,026

出典：国立情報学研究所「学術情報データベース実態調査報告書」

デジタル・ミュージアム整備状況

区分	2000	2001	2002
デジタル・ミュージアム整備団体数	72	122	142

出典：総務省調査

医療オーダリングシステムの病院での導入率(99年10月1日)

10.5%

出典：厚生労働省「医療施設(静態)調査」

光ビーコンの整備数

2000年3月末	2001年3月末	2002年3月末	2003年3月末
23,985基	29,607基	32,747基	37,946基

出典：警察庁調査

ETC 運用料金所の数

2001年3月末	2002年3月末	2003年3月末
63	681	850

出典：国土交通省調査

地理情報システム(GIS)推進状況(2002.4.1現在)

区分	都道府県	市区町村	計
地理情報システム導入団体数	40 [39]	883 [721]	923 [760]

注1) []内は、2001.4.1現在。

出典：総務省調査

5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

地方公共団体における情報セキュリティ対策状況

区分	都道府県	市区町村	計
情報セキュリティポリシー策定団体数	22	681	703
コンピュータウイルス対策実施団体数	47	2,641	2,688
システム監査実施団体数	12	376	388

注) 2002.4.1現在

出典：総務省調査

企業における情報セキュリティ対策状況

a 情報セキュリティポリシーの策定等

区分	2001年
情報セキュリティポリシーの策定率	24.0%
ファイアウォール設置率	69.1%
バックアップ実施率	43.8%

注) サーバのバックアップ用ファイルの保管率

出典：(財)日本情報処理開発協会「情報セキュリティに関する調査」

b コンピュータウイルス対策 / 普及啓発

区分	2001年	2002年
ウイルスチェックプログラムの導入率(端末)	78.8%	83.8%
ウイルスチェックプログラムの導入率(サーバ)	44.1%	55.9%
社員教育の実施率	-	20.9%

出典：総務省「通信利用動向調査」

個人における情報セキュリティ対策状況

区 分	2002 年
コンピュータウイルス・不正アクセス対策実施率	66.4%

注) 調査対象のうち何らかの情報セキュリティ対策を行っている人の割合
出典：総務省「通信利用動向調査」

情報通信ネットワーク利用に係る被害状況

区 分	2002 年
企業（情報通信ネットワーク利用企業）	76.2%
個人（パソコンからのインターネット利用者）	29.8%

注) 調査対象のうちコンピュータウイルス、不正アクセス等の被害を受けた割合
出典：総務省「通信利用動向調査」

情報セキュリティ関連資格取得者数

区 分	2001 年	2002 年
情報セキュリティアドミニストレータ試験合格者数 ¹	2,111 人	2,788 人
ネットワーク情報セキュリティマネージャ資格取得者数 ²	294 人	154 人

出典： 1（財）日本情報処理開発協会公表
2 NISM 推進協議会（（社）電気通信事業者協会など 7 団体で構成）公表

6. 横断的な課題

研究水準の国際比較

a 計算機科学分野の論文数のシェア

論文発表時期	1996～ 1992	1997～ 1993	1998～ 1994	1999～ 1995	2000～ 1996	2001～ 1997
米国の占める割合(%)	45.1	44.1	42.9	41.7	40.9	40.4
日本の占める割合(%)	9.9	9.8	10.0	10.0	9.6	9.2
(参考)世界全体の論文数	34,172	36,110	37,953	39,565	40,510	42,007

b 計算機科学分野の論文の被引用数のシェア

論文発表時期	1996～ 1992	1997～ 1993	1998～ 1994	1999～ 1995	2000～ 1996	2001～ 1997
米国の占める割合(%)	61.4	60.4	59.5	58.4	57.1	56.6
日本の占める割合(%)	3.8	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8
(参考)世界全体の被引用数	143,581	134,677	123,126	103,249	76,197	51,584

(1992-2001 年)

出典：米国 Institute for Scientific Information 社「National Science Indicators,1981-2001, Standard Version」を基に文部科学省作成

技術貿易

a 国別比較

区分		技術輸出		技術輸入		受取額 /支払額 (倍)
		件数	受取額 (億円)	件数	支払額 (億円)	
1997 年度						
総数		10,008	8,316	7,888	4,384	1.90
地域別	北米	1,941	3,945	5,020	3,135	1.26
	欧州	1,576	1,246	2,586	1,198	1.04
1998 年度						
総数		9,517	9,161	6,687	4,301	2.13
地域別	北米	1,921	4,804	4,274	3,061	1.57
	欧州	1,464	1,550	2,262	1,185	1.31
1999 年度						
総数		10,958	9,608	6,386	4,103	2.34
地域別	北米	1,979	5,500	4,021	2,916	1.89
	欧州	1,949	1,374	2,163	1,136	1.21
2000 年度						
総数		15,067	10,579	6,445	4,433	2.39
地域別	北米	2,040	5,845	4,114	3,314	1.76
	欧州	1,980	1,481	2,104	1,051	1.41
2001 年度						
総数		-	12,468	-	5,484	2.27
地域別	北米	-	7,215	-	3,743	1.93
	欧州	-	1,556	-	1,692	0.92

注) 1996 年度以降は、ソフトウェア業を含む。

出典：総務省「科学技術研究調査報告」

b 年次推移 (通信・電子・電気計測器工業)

区分	技術輸出		技術輸入		受取額 /支払額 (倍)
	件数	受取額 (億円)	件数	支払額 (億円)	
1997 年度	1,355	1,716	1,952	1,860	0.92
1998 年度	1,182	1,586	1,697	1,630	0.97
1999 年度	1,174	1,266	1,470	1,645	0.77
2000 年度	1,218	1,495	1,330	1,809	0.83
2001 年度	-	1,560	-	1,810	0.86

出典：総務省「科学技術研究調査報告」

特許数

a 出願・登録件数年次推移（電気通信技術）

年度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
出願	21,318	23,458	23,984	24,990	26,566	26,622	29,691	-
登録	3,840	5,919	14,004	8,750	8,849	10,507	9,953	9,155

注)本表は、分類が付与された出願における、発明を最も適切に表現する分類についての統計。

出典：特許庁「特許行政年次報告書」

b 情報通信分野における三極の登録件数推移（2002年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日本	1,294	1,342	1,213	1,571	864	1,167	1,858	1,198	1,508	1,280	1,550	1,228
米国	2,110	1,948	2,554	3,992	3,352	2,886	3,298	3,214	2,799	3,584	2,603	2,676
欧州	641	498	555	564	583	506	724	501	664	656	622	461

出典：特許庁「重点8分野の特許庁出願状況調査」

参考資料

「e-Japan 重点計画 2003」における
各分野別施策の年度別集計表

「e-Japan 重点計画 - 2003」における各分野別施策の年度別集計表

．先導的取り組みによる IT 利活用の促進

	2003 年(度)	2004 年(度)	2005 年(度)	2006 年度以降	計
1．医療	3 施策	1 施策	3 施策	2 施策	9 施策
2．食	0 施策	2 施策	4 施策	0 施策	6 施策
3．生活	6 施策	1 施策	3 施策	0 施策	10 施策
4．中小企業金融	5 施策	0 施策	1 施策	0 施策	6 施策
5．知	20 施策	8 施策	8 施策	1 施策	37 施策
6．就労・労働	10 施策	2 施策	1 施策	0 施策	13 施策
7．行政サービス	7 施策	2 施策	7 施策	0 施策	16 施策
小 計	51 施策	16 施策	27 施策	3 施策	97 施策

．重点政策 5 分野

	2003 年(度)	2004 年(度)	2005 年(度)	2006 年度以降	計
1．世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	15 施策	2 施策	8 施策	4 施策	29 施策
2．人材の育成並びに教育及び学習の振興	18 施策	8 施策	20 施策	4 施策	50 施策
3．電子商取引等の促進	12 施策	3 施策	9 施策	1 施策	25 施策
4．行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進	25 施策	3 施策	21 施策	6 施策	55 施策
5．高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保	23 施策	20 施策	7 施策	1 施策	51 施策
小 計	93 施策	36 施策	65 施策	16 施策	210 施策

．横断的な課題

	2003 年(度)	2004 年(度)	2005 年(度)	2006 年度以降	計
1．研究開発の推進	5 施策	1 施策	14 施策	21 施策	41 施策
2．IT を軸とした新たな国際関係の展開	4 施策	3 施策	4 施策	1 施策	12 施策
3．デジタルデバイドの是正	1 施策	0 施策	2 施策	1 施策	4 施策
4．社会構造の変化に伴う新たな課題への対応	0 施策	1 施策	0 施策	1 施策	2 施策
小 計	10 施策	5 施策	20 施策	24 施策	59 施策

	2003 年(度)	2004 年(度)	2005 年(度)	2006 年度以降	計
合 計	154 施策	57 施策	112 施策	43 施策	366 施策

．先導的取り組みによる IT 利活用の推進

1．医療

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
	保健医療分野における認証基盤の開発・整備及び電子カルテのネットワーク転送等の容認	厚生労働省 経済産業省	2005 年まで
	保健医療分野の IT 化に対応したセキュリティ等に関するガイドラインの作成	厚生労働省	2005 年度までのできるだけ早期
	医療機関の機能評価及び医療情報のデータベース化等の環境整備	厚生労働省	2003 年度以降引き続き
	オーダリングシステムの導入	厚生労働省	2003 年まで
	電子カルテの普及促進・高度化	厚生労働省 経済産業省	2006 年度まで
ア	レセプト電算化の普及促進及びオンライン請求の開始	厚生労働省	2010 年まで
イ	レセプト電算システムの高度化	経済産業省	2004 年度まで
	遠隔医療のシステム整備支援	厚生労働省 経済産業省	2005 年度まで
	診療ガイドライン等のデータベース化及びインターネット等による情報提供	厚生労働省	2003 年度まで

2．食

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	牛肉の履歴情報に係るシステムの普及	農林水産省	2005 年まで
イ	牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及	農林水産省	2005 年度まで
ウ	輸入食品への対応	農林水産省	2005 年度まで
ア	生鮮食品流通における EDI システムの確立	農林水産省	2005 年度まで
イ	農林漁業経営に役立つデジタルコンテンツや IT 利活用システムの整備	農林水産省	2004 年度まで
ウ	農業者等の IT 活用能力の向上	農林水産省	2004 年度まで

3．生活

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	家庭でのサービス多様化推進方策の検討	内閣官房 総務省 経済産業省 厚生労働省 及び関係府省	2003 年度中
イ a	緊急事案への対応を迅速化するためのシステムの推進	警察庁	2005 年度まで
イ b	健康サービス産業の活性化	経済産業省	2003 年度中
イ c	安全便利を実現できる環境の整備	総務省	2003 年度中
ウ	電気、ガス、水道等のメーターのコストダウンに係る規制緩和	経済産業省	2004 年まで
エ	家庭内の電力線の高速度通信への活用	総務省	2003 年度中
オ a	情報家電の主要技術の共有化・標準化	経済産業省	2005 年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	携帯電話や IP 電話等の様々な情報通信手段による緊急通報への対応	総務省	2003 年度中
ア b	重要通信の優先的取り扱いのための研究開発	総務省	2003 年度中
ア c	IP 電話からの 110 番通報を受信する際に必要となる技術の調査研究	警察庁	2005 年度まで

4．中小企業金融

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	信用供与の電子化	経済産業省	2003 年度
イ	信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化	経済産業省	2003 年度
ウ	信用情報等の定型化・電子化	経済産業省 及び関係府省	2003 年度中
エ	電子債権市場の創設	経済産業省	2005 年度まで
ア	エスクローサービス提供事業者の拡大	金融庁 法務省 経済産業省 及び関係府省	2003 年度
イ	搬送状況トレースの活用	経済産業省	2003 年度

5．知

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	大学等の e-Learning の推進	文部科学省	2005 年度まで
イ	技術者の継続的能力開発・再教育	文部科学省	2003 年度中
ウ	e-Learning を活用した教員の IT 指導力の向上	文部科学省	2005 年度まで
エ	大学の公開講座の全国配信	文部科学省	2004 年度まで
ア a	コンテンツプロデューサー育成に向けた教育プログラムの整備	経済産業省	2004 年度中
ア a	クリエイタの技能の客観的分析・標準化	経済産業省	2003 年度中
ア b	コンテンツ投資協議会の設立	経済産業省	2003 年度中
ア b	商品ファンド法による「映画ファンド」組成の円滑化	金融庁 経済産業省	2003 年度中
ア b	信託の枠組みの整備	金融庁	2003 年度中
ア b	映画・アニメ等のコンテンツ制作等への支援	文部科学省	2003 年度中
ア b	地域におけるロケーション誘致への協力	文部科学省 経済産業省 及び関係府省	2003 年度中
ア b	地域の特色のある文化等に関するデジタルコンテンツの制作等の促進	総務省	2004 年度中
ア b	ブロードバンドコンテンツ市場の拡大に向けた技術的ボトルネック等の解消	経済産業省	2005 年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア b	住民の暮らしに身近な行政情報・地域情報を素材とするコンテンツの制作支援	国土交通省	2003 年度中
イ a	コンテンツ取引に関する独占禁止法上の考え方の明確化	公正取引委員会	2003 年度中
イ a	著作権に関する法律ルールの整備	文部科学省	2003 年度中
イ a	コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知	総務省 経済産業省	2003 年度中
イ a	自由利用マークの普及・意思表示システムの整備	文部科学省	2003 年度以降
イ b	著作権等のクリアランスの仕組みの開発・実証	総務省	2004 年度まで
イ c	コンテンツの生体への影響に関する調査・研究	経済産業省 総務省	2003 年度中
イ c	ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証	総務省	2004 年度まで
イ c	デジタルコンテンツの複製防止技術等の確立のための環境整備	経済産業省	2004 年度中
ウ a	ブロードバンドコンテンツ流通に係る新たな事業モデルの構築支援	経済産業省	2005 年度まで
ウ a	コンテンツフリーマートの実証	総務省	2005 年度まで
ウ a	バーチャル著作物マーケットの研究開発	文部科学省	2003 年度まで
ウ a	デジタル技術を活用したコンテンツの権利者と劇場等上映施設との間の仲介システムの実用化	経済産業省 文部科学省	2005 年度まで
ウ b	国民一般のための著作権に関する知識・意識の普及	文部科学省	2004 年度まで
ウ c	コンテンツ産業の海外展開	経済産業省	2003 年度中
ウ c	アジア地域における海賊版被害の実態調査	文部科学省 経済産業省 外務省	2003 年度中
ウ c	海賊版対策に向けた国際機関の積極活用	文部科学省 外務省	2003 年度以降引き続き
ウ c	日中・日韓著作権関係協議	文部科学省	2003 年度
ウ c	アジア地域著作権制度普及促進事業	文部科学省	2003 年度中
ウ c	WIPOにおける著作権についての国際的なルールの構築	文部科学省 総務省 外務省	2003 年度以降
ア	デジタルアーカイブ化の推進	内閣府 総務省 文部科学省 及び関係府省	2005 年度まで
ア	共通索引システムの整備等	文部科学省 総務省	2006 年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ	映像表示・伝送技術の確立のための技術開発	総務省	2005年度まで
イ	安全・円滑な流通のための技術開発	総務省	2004年度末まで

6. 就労・労働

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	官民連携した雇用情報システム（しごと情報ネット）の充実	厚生労働省	2003年度までに
ア b	女性のチャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備	内閣府 及び関係府省	2003年度中
イ	長期雇用を優遇する制度の見直し	厚生労働省	2003年度早期
ウ	官民間での人材交流の円滑な推進に向けた諸方策の検討	内閣官房 人事院 総務省 及び全府省	2005年度末までに
ア a	企業による適正な労務管理下でのテレワーク導入支援	厚生労働省	2003年度中
ア b	企業によるセキュリティの高いテレワーク環境導入支援	総務省	2004年度中
イ	労働者が創造的能力を発揮するための労働関連制度の整備	厚生労働省	改正労働基準法施行後
ウ	公務員のテレワークに関する制度等の環境整備	内閣官房 人事院 総務省 及び各府省	2003年度より
ア	起業・事業拡大等に関する情報等を効率的に入手できる仕組みの構築	総務省	2003年度中
イ	起業・事業拡大時に必要な手続きが簡易にできる仕組みの構築	経済産業省	2003年度までに
ウ	新事業創造支援等を通じた就労機会の拡大・創出	総務省	2003年度中
エ	市民活動活性化モデル事業（市民ベンチャー事業）	経済産業省	2002～2004年度
オ	創業・起業に資する高度専門人材の育成支援	経済産業省	2004年3月までに

7. 行政サービス

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	行政ポータルサイトの整備、充実	総務省 及び全府省	2005年度末まで
イ	マルチアクセス環境の整備	総務省 及び全府省	2005年度末を目途
ア	輸出入・港湾手続のワンストップ化	財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省	2005年度末までの できる限り早期

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ	自動車保有関係手続のワンストップ化	国土交通省 及び関係府省	2005年を目標
ウ	総合的なワンストップサービスの推進	総務省 及び全府省	2005年度末まで
ア	内部管理業務の業務・システムの最適化	人事院 総務省 財務省 及び全府省	2004年度早期
イ	個別業務・システムの最適化	総務省 及び全府省	2005年度末までの できる限り早期
ウ	外部委託の推進	全府省	2003年度以降引き 続き
エ	地方公共団体における共同アウトソーシングの促進	総務省	2003年度以降
ア	民間保存文書の電子的保存の検討	内閣官房 及び関係府省	2003年度中
イ	電子文書の長期保存のための基礎技術の研究開発	経済産業省 総務省	2005年度まで
ア	政府調達電子化	総務省 国土交通省 及び全府省	2004年度まで
イ	情報システムに係る政府調達の改善	総務省 経済産業省 財務省 及び全府省	2003年度以降引き 続き
ウ	ベンチャー企業からの政府調達の拡大	総務省 経済産業省 及び全府省	2003年度中
ア	CIO補佐官の設置	総務省 及び全府省	2003年末まで
イ	CIO補佐官等連絡会議の設置	内閣官房 総務省 及び全府省	2003年末まで

重点政策5分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備、開放	国土交通省 農林水産省 警察庁 総務省 経済産業省	2004年度
ア a	高速道路高架橋脚空間の活用	国土交通省	2005年度まで
ア a	冬季・年度末の路上工事規制の緩和	国土交通省	2005年度まで
ア a	道路占用許可申請手続のワンストップ化	国土交通省	2003年度
ア a	道路使用許可申請の電子化	警察庁	概ね2003年度まで
ア a	河川占用許可申請の電子化	国土交通省	2003年度中
ア a	橋梁の新設・架替情報の公開	国土交通省	2003年度
ア b	民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援	総務省	2003年度

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア b	地域公共ネットワークの整備推進	総務省	2005 年度まで
ア c	IPv6 普及促進	総務省	2003 年度
イ	高速・超高速インターネットの地理的格差の是正	総務省 農林水産省	2003 年度
イ	移動通信用鉄塔施設の整備	総務省	2005 年度まで
ウ	超高速インターネット衛星の研究開発	総務省 文部科学省	2010 年を目途
エ	公正取引委員会の機能強化	公正取引委員会	2003 年度
エ	電気通信事業紛争処理委員会の機能強化	総務省	2003 年度
ア	電波の利用状況の調査・公表等	総務省	2005 年度まで
ア	円滑な周波数再配分実施のための制度の整備	総務省	2003 年度中
ア	新たな電波秩序の下での電波の多重利用の推進	総務省	2003 年度中
ア	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築に必要な周波数の分配	総務省	2010 年頃
ア	電子タグの高度利活用に向けた周波数の使用方法の検討	総務省	2003 年度中
ア	UWB（超広帯域無線）の技術開発	総務省	2003 年度末を目途
イ	インターネット ITS	総務省 経済産業省	2005 年度まで
イ	高速・大容量航空移動衛星通信の実現	総務省	2004 年度まで
イ	準天頂衛星システムの研究開発の推進	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省	2008 年度までを目途
イ	時空標準に関する研究開発の推進	総務省	2005 年度まで
ア	放送のデジタル化	総務省	2010 年まで
イ	通信・放送融合への対応	総務省	2003 年度中
ウ	テレビ会議システム等の導入の検討	全府省	2003 年度中
カ	文字情報・コードの整備等	経済産業省 及び関係府省	2005 年度まで

2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	新興分野における戦略的人材養成	文部科学省	2005 年度まで
ア a	IT 関連専攻修士・博士課程の入学定員の増加	文部科学省	2003 年度中
ア a	専修学校における IT 関連プログラムの開発・実施	文部科学省	2005 年度まで
ア a	専門高校における情報教育の推進	文部科学省	2003 年度の入学者から
ア b	IT スキル標準を基盤とした教育訓練モデルの開発・実証	経済産業省	2005 年まで
ア b	ソフトウェア工学の専門家育成	経済産業省	2003 年度中に
ア b	ソフトウェアの開発者の技能向上支援	経済産業省	2005 年度まで
ア b	経営者をサポートする IT コーディネータの育成	経済産業省	2005 年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ a	離職者及び在職者を対象とした職業能力開発	厚生労働省	2003 年度中
イ b	情報通信技術者の育成支援	総務省	2005 年度まで
ウ a	IT 人材のスキル標準の国際標準化	経済産業省	2003 年度中
ウ a	アジア各国の資格制度のコンピュータ化支援	経済産業省	2003 年度中 目途
ウ a	外国人 IT 技術者の育成	経済産業省	2005 年度まで
ウ b	e-Learning コンテンツの国際標準の策定・普及	経済産業省	2005 年度まで
ウ b	アジアにおける e-Learning システムの相互運用性の拡大	経済産業省	2006 年度まで
ウ b	e-Learning に係る人材育成	経済産業省	2005 年度まで
ウ c	外国人受入れ関連制度の見直し	法務省	2003 年度中
ア a	地域における情報バリアフリーの推進	総務省	2005 年度まで
ア b	パソコンボランティアの養成・派遣	厚生労働省	2003 年度中
ア c	障害者等の自立・社会参加支援	総務省	2003 年度中
イ a	地域住民の IT 利用のサポート	総務省	2004 年度まで
イ b	NPO と連携した地域 IT 学習支援	文部科学省	2006 年度まで
イ c	教育情報衛星通信ネットワークを活用した生涯学習プランニング支援	文部科学省	2003 年度中
ア a	公立小中高等学校等の IT 環境の整備	文部科学省 総務省	2005 年度まで
ア b	私立学校の IT 環境の整備	文部科学省	2005 年度まで
ア c	在外教育施設の教育コンピュータ整備	文部科学省	2006 年度まで
イ a	高等学校における情報教育の推進	文部科学省	2003 年度の入学者から
イ a	英語教育の一層の充実	文部科学省	2007 年度まで
イ a	学校における著作権教育の支援	文部科学省	2004 年度まで
イ a	モラルへの配慮・道徳教育・体験活動等の充実	文部科学省	2003 年度中
イ b	高速インターネット接続校を活かした研究開発	文部科学省 総務省	2003 年度まで
イ b	教育現場における先進的な IT 活用事例の支援	経済産業省	2004 年度まで
イ c	外国人の日本語学習への支援	文部科学省	2005 年度まで
イ c	インターネットを利用した海外日本語教師支援	外務省	2005 年度まで
イ c	インターネットを利用した年少向け日本語試験の開発	外務省	2003 年度中
イ d	子どもたちを取り巻く有害情報問題に対する普及啓発	文部科学省	2003 年度中
イ d	少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備	警察庁	2003 年度中
イ d	インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング等の対策	経済産業省	2003 年度中
ウ a	公立学校教員の IT 指導力の向上	文部科学省	2005 年度まで
ウ c	学校教育における IT 専門家の活用	文部科学省	2004 年度まで
ウ d	IT 教育信託基金に基づく教員等の研修の実施	文部科学省	2005 年度まで
エ a	教育用コンテンツの活用・普及	文部科学省	2004 年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
エ b	産業界と連携したコンテンツ作成・実践	経済産業省	2004 年度まで
エ c	各種コンテンツのデジタル・アーカイブ化及びインターネット提供	文部科学省 経済産業省	2005 年度まで
エ d	大容量教育用コンテンツの閲覧技術等についての研究開発・実用化	総務省 文部科学省	2005 年度まで
エ e	教育情報システム等の開発・実用化	経済産業省 文部科学省	2004 年度まで
エ f	教育用ブロードバンドコンテンツ流通促進プラットフォームの開発・実証等	総務省	2004 年度まで
オ a	教育情報ナショナルセンター機能の整備	文部科学省 総務省 経済産業省	2005 年度まで
オ b	教育情報衛星通信ネットワークの全国展開	文部科学省	2005 年度まで
カ	障害のある子どもたちへの対応	文部科学省	2003 年度中

3. 電子商取引等の促進

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	会社公告の電子化	法務省	2003 年中
ア b	電子署名及び認証業務に関する認定制度等の円滑な実施	総務省 法務省 経済産業省	2004 年度まで
ア c	電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進	総務省 法務省 経済産業省	2004 年度まで
ア d	アジア域内で運用可能な公開鍵基盤（PKI）の整備	経済産業省	2005 年度
ア e	事業活動における IT の積極的な利用を阻害する制度の見直し	内閣官房 及び関係府省	2003 年度中
イ a	業務・システムの最適化手法の開発	経済産業省	2005 年度まで
イ b	戦略的な IT 利用のための投資促進	経済産業省 及び関係府省	2005 年度まで
イ c	商品トレーサビリティシステムの普及に向けた商品コードの標準化	経済産業省	2005 年度まで
イ d	サプライチェーン全体最適化基盤整備事業	経済産業省	2005 年度まで
イ e	貿易金融 EDI とアジア諸国の政府手続用システムとの連携	経済産業省	2003 年度
イ f	輸出入及び国内物流 EDI 基盤の国際標準化	経済産業省 国土交通省	2005 年度まで
ウ a	電子商取引準則の普及及び見直し	経済産業省	2003 年度以降
ウ b	中小企業を対象とした IT 共通基盤整備	経済産業省 及び関係府省	2003 年度中
ウ c	アジア地域における ebXML の普及	経済産業省	2005 年度まで
イ a	IT ベンチャー企業等への資金助成	総務省	2003 年度中
イ b	中小 IT ベンチャー企業の事業化支援	経済産業省	2007 年度まで
イ c	IT ビジネスモデル地区構想の推進	総務省	2005 年度まで
イ d	オープンソースソフトウェア市場の拡大	経済産業省	2003 年度中

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ e	次世代位置情報サービスの促進のための基盤整備	経済産業省	2005 年度まで
イ a	電子商取引監視調査システムの運用	公正取引委員会	2003 年度中
イ b	特定商取引法の遵守状況の点検	経済産業省	2003 年度中
イ d	消費者被害に関する広報・啓発活動等	警察庁	2004 年度まで
イ e	電気通信分野における消費者行政の充実	総務省	2003 年度中
イ f	ADR に関する共通的な制度基盤の整備	司法制度改革推進本部 及び関係府省	2003 年度中
イ g	ADR に関する情報提供面・担い手の確保面での連携強化	司法制度改革推進本部 及び関係府省	2003 年度中

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 行政の情報化

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ a	総合行政ネットワーク（LGWAN）の整備・活用	総務省 及び全府省	2003 年度中
イ a	組織認証基盤の整備	総務省	2003 年度まで
イ a	住民基本台帳ネットワークシステムの推進	総務省	2003 年度以降引き続き
イ a	公的個人認証サービス制度の整備	総務省	2003 年度中
イ b	汎用受付システムの整備の促進	総務省 及び関係府省	2003 年度中
イ b	オンライン化実施方策の提示	総務省 及び関係府省	2003 年度中
イ d	情報システムの共同整備・運営の促進	総務省	2003 年度以降引き続き
イ d	主要手続のオンライン化進捗状況の調査等	総務省 及び関係府省	2003 年度以降引き続き
イ d	電子自治体推進にかかる広報、普及活動の実施	総務省	2003 年度中
イ d	都道府県・市区町村を対象とした高度情報セキュリティ研修等の実施	総務省	2003 年度以降引き続き
イ d	地方公共団体による自主的な取り組みへの支援	総務省	2003 年度以降引き続き
イ d	地上デジタル放送の利活用に関する研究	総務省	2004 年度まで
イ e	住民の行政等への参画促進に対する支援	総務省	2003 年度以降引き続き
イ e	地方選挙における電子投票の普及促進	総務省	2003 年度以降引き続き

公共分野の情報化

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	スーパーSINETの構築	文部科学省	2003年度
ア b	仮想研究環境 ITBL (IT-Based Laboratory) の構築及び超高速コンピューター網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発	文部科学省 及び関係府省	2007年度まで
ア c	研究開発に必要な各種データベースの整備・高度化	文部科学省	2005年度まで
ア d	ITを活用した研究開発等の基盤技術の開発	文部科学省	2007年度まで
エ a	道路交通情報提供の充実	警察庁 総務省 国土交通省	2005年度まで
エ b	走行支援システム及び安全運転支援システムの推進	警察庁 総務省 国土交通省	2005年度まで
エ c	ETCの推進	国土交通省	2007年度末まで
エ c	DSRC応用サービスの普及促進	総務省 経済産業省 国土交通省	2003年度
エ d	高度交通管制システムの推進	警察庁	2005年度まで
エ e	ITS技術の国際標準化の推進	警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省	今後3年間
エ f	ITSの普及方策の強化	警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省	2005年
エ g	バスのリアルタイム位置情報の提供及び公共車両優先システム等の導入	警察庁 国土交通省	2005年を目途
エ g	運輸多目的衛星を活用した次世代航空保安システムの整備	国土交通省	2005年度まで
エ g	国際空港における各種手続きの電子化の推進	法務省 外務省 国土交通省 及び関係府省	2005年度を目途
オ a	環境情報総合データベースの構築	環境省	2003年度まで
オ b	人工衛星等を活用した環境モニタリングシステムの導入	環境省	2003年度まで
オ c	世界最速コンピュータによる地球環境変動予測の実現	文部科学省	2005年度まで
カ a	街区レベル位置参照情報の定期更新	国土交通省 経済産業省 及び関係府省	2003年度から
カ a	地理情報クリアリングハウスの拡充		2003年度まで
カ a	全国109水系における観測情報や環境情報のGIS化及び情報提供		2005年度まで
カ b	統合型GISに関するマニュアルの作成	総務省	2003年度まで
カ b	森林GISの整備	農林水産省	2005年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
カ b	電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築	経済産業省 国土交通省 及び関係府省	2004 年度まで
カ b	g コンテンツ制作基盤の整備		2003 年度中
カ c	地理情報標準の JIS 化及び G-XML 規格の国際標準制定	総務省 経済産業省 国土交通省 及び関係府省	2005 年度
カ c	ウェブマッピングシステムの開発及びモバイル 3 次元 GIS の実現		2005 年度まで
キ a	共通プラットフォームの構築	内閣府 及び関係府省	2005 年度まで
キ b	総合防災情報システムの整備	内閣府 及び関係府省	2003 年度
キ c	情報収集体制の高度化	内閣府 及び関係府省	2005 年度まで
キ d	信頼性の高い大容量データ通信体系等の整備	内閣府 及び関係府省	2003 年度まで
キ e	IP 化に対応した防災関係データ通信回線の整備	内閣府 及び関係府省	2005 年度まで
キ f	防災 GIS の整備	内閣府 及び関係府省	2005 年度まで
キ g	的確で効果的な住民等への情報提供	内閣府 及び関係府省	2005 年度まで
キ h	総合防災情報システムと災害情報ネットワークの連携による情報の共有化	内閣府 総務省 国土交通省	2003 年度まで
キ h	気象に関する総合的な情報処理システムの高度化		2005 年度まで
キ i	消防防災関係情報システムの整備及びモデルシステムの開発	総務省 及び関係府省	2005 年度まで
キ i	消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化		概ね 2016 年度を目途
キ i	携帯電話からの 119 番通報の技術的仕様の策定		2003 年度を目途
キ i	IT を活用した消防防災活動の高度化及び災害応急システムの整備		2005 年度まで
キ j	火山防災システムの構築	内閣府 国土交通省 総務省	2004 年度まで
キ k	高度即時的地震情報伝達網の実用化	文部科学省 及び関係府省	今後 5 年間

5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	電子政府の情報セキュリティ確保のための体制整備の推進	内閣官房 及び関係府省	2004 年度まで
ア	諸外国の情報セキュリティに関する施策と体制の調査	内閣官房	2003 年度中

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	政府の緊急対応支援チーム（NIRT）の体制の強化	内閣官房	2003年度中
イ	防衛庁における緊急対処体制の整備	防衛庁	2003年度
イ	防衛庁が発注する情報システムの情報セキュリティ確保	防衛庁	2003年度から
ウ	地方公共団体の情報セキュリティ確保	総務省	2003年度中
ア	重要インフラ防護に関する調査・検討	内閣官房 及び関係府省	2003年度中
イ	産業界との連携の強化	警察庁	2004年度まで
イ	緊急時連絡・連携体制の確立	総務省	2003年度中
イ	産業界との連携の強化	経済産業省	2004年度まで
ウ	サイバーテロ関連情報の収集及び分析能力の強化	警察庁	2004年度まで
ウ	サイバーテロ対策を推進する体制の充実強化	警察庁	2004年度まで
ア	広報啓発活動による情報セキュリティ意識の向上	警察庁	2004年度まで
ア	産業界と連携した広報啓発活動の推進	警察庁	2005年度まで
ア	情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進	総務省	2004年度まで
ア	不正アクセス対策・ウイルス対策等に関する普及啓発活動の推進	経済産業省	2004年度まで
ア	情報セキュリティに係る制度の普及促進	経済産業省	2004年度まで
ア	電子署名及び認証業務に関する認定制度等の円滑な実施	総務省 法務省 経済産業省	2004年度まで
イ	電気通信基盤充実臨時措置法による税制優遇措置等の支援	総務省	2003年度
イ	「ファイアウォール装置」を購入した場合の税制優遇措置を実施	総務省	2003年度まで
ウ	情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立	総務省	2004年度まで
エ	電気通信事業における情報セキュリティ対策の認定	総務省	2003年度
オ	安全性・信頼性の高い製品の提供促進	経済産業省	2005年度まで
カ	ソフトウェアの欠陥に対する対処の促進	経済産業省	2005年度まで
キ	インターネット上の違法・有害情報対策	総務省	2005年度まで
ア	刑事基本法制等の整備	警察庁 総務省 法務省 外務省 経済産業省	2005年度まで
イ	暗号技術評価の推進	総務省 経済産業省	2003年度も引き続き
ウ	情報セキュリティ評価・認証事業の国際相互承認	経済産業省	2003年度中

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	捜査手続のための電磁的記録の解析技術に関する調査研究等	警察庁	2004年度まで
ア	サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究等	防衛庁	2004年度まで
イ	各種情報システムの防御、ログ保全等に係る技術に関する研究開発	警察庁	2004年度まで
イ	情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に向けた総合的な研究開発	総務省	2006年度まで
イ	情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発	経済産業省	2004年度まで
ウ	オープンソースソフトウェアの評価・検討	内閣官房 総務省 経済産業省	2003年度まで
ア	政府職員の教育訓練等の拡充	内閣官房 総務省	2003年度中
ア	ハイテク犯罪対策に係る人的基盤の整備	警察庁	2004年度まで
ア	防衛庁における情報セキュリティ等に係る人材教育	防衛庁	2003年度
イ	情報セキュリティ人材の育成・活用	経済産業省	2005年度まで
イ	情報セキュリティ人材育成のための研修の支援	総務省	2005年度まで
ウ	情報セキュリティに関する専門家の育成	総務省	2003年度
ウ	情報セキュリティマネジメント専門家等の育成	経済産業省	2004年度まで
エ	情報セキュリティ評価技術者の育成	経済産業省	2004年度まで
オ	大学・大学院における情報セキュリティ人材の育成	文部科学省	2003年度
ア	ハイテク犯罪対策に係る国際連携強化	警察庁 総務省 外務省 法務省 経済産業省	2003年度中
イ	海外情報セキュリティ関係機関との連携強化	内閣官房	2003年度中
ウ	各国警察機関との連携強化	警察庁	2003年度中
エ	米国国防総省等との連携強化	防衛庁	2003年度
オ	Telecom-ISAC Japan と諸外国関係機関との連携推進	総務省	2003年度中
オ	JPCERT/CC と関係諸機関との連携強化等	経済産業省	2003年度中
ア	個人情報の保護に係る制度基盤の整備	内閣府 及び全府省	「個人情報の保護に関する法律」の公布の日から2年以内

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ	行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な取扱いに関する法制の整備	総務省 及び全府省	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の公布の日から2年以内

・横断的な課題

1. 研究開発の推進

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	第4世代移动通信システム実現のための研究開発	総務省	2010年まで
ア b	超小型無線端末実現のための技術開発	文部科学省	2006年度まで
イ a	超高速無線LANの研究開発	総務省	2010年度まで
イ b	高周波デバイスに関する技術開発	経済産業省	2006年度まで
ウ a	1000波のWDM技術等の実用化	総務省	2005年度まで
ウ a	100Tbpsの電子制御型ノード装置の実現	経済産業省	2006年まで
ウ a	ペタビット級ネットワーク通信技術の実用化	総務省	2010年頃を目途
ウ a	1兆～1000兆分の1秒単位で光をON/OFFする技術の実用化	経済産業省	2010年頃を目途
ウ a	1Tbit/inch ² 級の高密度等を実現する光記録技術の開発	経済産業省	2006年度まで
ウ a	システムの総合性能を100倍向上させる技術の研究等	文部科学省	2006年度まで
エ a	次世代半導体デバイス技術の開発	経済産業省 文部科学省	2007年度まで
エ b	情報通信基盤を支えるデバイス技術の開発	経済産業省	2006年度まで
エ c	新原理・新技術を用いた情報通信技術の開発	文部科学省	2006年度まで
オ a	情報家電のIPv6化に関する総合的な研究開発	総務省	2005年まで
オ b	情報家電の普及のための実証実験	経済産業省	2005年まで
カ	ネットワーク・ロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発	総務省	2008年度まで
ア a	次世代の基盤的なソフトウェア技術開発の強化	経済産業省	2006年度まで
ア b	高信頼・高安全なサービス提供のためのミドルウェア開発	経済産業省	2005年度まで
ア b	異なるグリッド環境を連携する基盤ソフトウェアの開発及び実証	文部科学省	2006年度まで
イ a	高信頼、高品質なソフトウェア等の実現に向けた研究開発	経済産業省	2006年度まで
イ b	高信頼ソフトウェア作成等の基盤となるソフトウェアの開発	文部科学省	2007年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	テラビット級スーパーネットワークの開発	総務省	2005 年まで
ア b	超高速・高機能ネットワークに必要となる要素技術の開発	総務省	2008 年度まで
ア c	次世代プラットフォーム技術の研究開発	総務省	2005 年度まで
ア d	CATV インターネットの超高速化技術の実用化	総務省	2003 年度中
イ a	次世代の超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークの整備	総務省	2005 年度まで
イ a	次世代ネットワークシステムの実現	総務省	2005 年度まで
イ b	複合型携帯端末の研究開発	国土交通省	2005 年度まで
ウ	安全な情報通信を実現するネットワーク基盤技術に関する研究開発	総務省	2006 年度まで
エ a	ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発	総務省	2005 年度まで
エ b	次世代ディスプレイの開発	経済産業省	2006 年度まで
エ c	情報家電に関するヒューマンインターフェースの開発	経済産業省	2003 年度中
ア	電子タグのネットワーク高度利活用技術等の研究開発	総務省 及び関係府省	2005 年度まで
イ	商品トレーサビリティシステムの普及を目指した電子タグの開発・実証	経済産業省 及び関係府省	2005 年度まで
ウ	物流の効率化等を目指した電子タグの開発・実証	国土交通省 及び関係府省	2005 年度まで
ア	次世代高機能映像技術の研究開発	総務省	2003 年度中
イ	放送のデジタル化に対応した研究開発	総務省	2005 年度まで
ア	ユビキタスネットワーク時代の電子タグに関する課題の調査	総務省	2003 年度中
イ	電子タグ等の情報管理に必要な社会的規範等に関する調査研究	経済産業省	2004 年度まで
ア	産学官連携及び研究成果の社会移転推進のための方策	文部科学省	2003 年度中
イ	ユビキタスネットワークサービスの実用化	総務省	2007 年度まで

2. IT を軸とした新たな国際関係の展開

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
	アジア IT イニシアティブの推進	内閣官房 及び関係府省	2008 年まで
	アジア・ブロードバンド計画の着実な推進	総務省 及び関係府省	2005 年度まで
ク	知的財産保護に係る体制の整備	警察庁	2004 年度まで
ア	ドメイン名を取り巻く諸問題の解決	総務省 経済産業省	2003 年度
ア	国際情報通信ハブ形成のための高度 IT 共同実験	総務省	2005 年度まで
イ	国際標準に向けた研究開発の推進	総務省	2005 年度まで
ウ	IPv6 に対応した情報通信機器共同研究	経済産業省	2004 年度まで
エ	セキュアな IC カードに関する国際標準モデルの構築	経済産業省	2003 年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
オ	アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発	総務省	2005年度を目途
カ	日本学術振興会の拠点大学交流事業を通じた日韓の次世代インターネット研究	文部科学省	2003年度より4年間
	IT政策・制度支援ネットワークの運用	総務省 外務省	2004年度まで
	沖縄における情報通信産業の振興	内閣府 総務省 経済産業省	2003年度中

3. デジタル・ディバイドの是正

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) アb	地方公共団体の公共サービスにおけるアクセシビリティ確保支援	総務省	2005年度までに
(2) イa	視聴覚障害者向け放送ソフトの自動制作技術の研究開発	総務省	2003年度までに
(2) ア	障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの研究開発・導入及び標準仕様策定	警察庁 経済産業省 国土交通省	2006年度までに
(2) イ	ネットワーク・ヒューマン・インターフェース技術の研究開発	総務省	2005年度までに

4. 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1) ウ	情報通信を活用したテレワーク・SOHO支援方策の検討	総務省	2006年度まで
(1) エ	SOHOコーディネーターの育成支援	経済産業省	2004年度中